令和 6 年度 大学機関別認証評価

自　己　点　検　評　価　書

［日本高等教育評価機構］

令和 6(2024)年 6 月

国際大学

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

基準 3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・ 78

基準 A. 国際交流・国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

基準 B. 地域連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

Ⅴ. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

Ⅶ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

① 建学の理念と特色

国際大学（以下「本学」という）は、広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に、昭和 57（1982）年、国際社会で活躍できる高度な専門的知識を持った職業人の育成を企図する大学院大学として開学した。

建学の理念の明文化にあたっては、研究者の養成を主目的とする在来の日本の大学院とその性格を異にする本学の成り立ちから、教育界・経済界などの学外有識者により構成された本学顧問会における議論を経て、本学の起草委員会が大学院の憲法ともいうべき「国際大学大学院のあり方」を起草、これを理事会が承認し制定した。

「国際大学大学院のあり方」全文は以下の通りである。

＜設立の趣旨＞

1. 本学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
2. 本学大学院は高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

＜特色＞

3. 本学の教学は上記趣旨に照らして学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする。
4. 高度に専門的な学識の具備を可能とするために、具体的なカリキュラムの内容、教育の方法の両面において独自性を創出すると共に、高度の研究活動を行うことにより社会的要請に応えてゆくことを目指す。
5. 国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う。
6. 本学は前記設立の趣旨に照らし、既に大学の学部課程を卒業して実務に携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受け入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する。
7. 前述の教学を強化するために、本学は全寮制を原則として経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的とする。又、本学の卒業生は卒業後も、国際性豊かな友情と信頼を基盤として世界的なレベルで広く国際的な相互理解と人間関係の確立に努める。
8. 本学は広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成し、教場内のみならず、学生との日常的な接触を通じて高度の人間形成に資することを志向する。更に学生のキャンパス生活が、地域社会との交流を通じてより多様且つ有意義なものとなるよう、あらゆる機会を活用することに努力する。

② 使命・目的

上記「国際大学大学院のあり方」に述べられた内容を踏まえ、国際大学学則（以下「学則」という）第 1 条において本学の使命・目的は以下のとおり定められている。

「本学は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする」

本学は、国際標準に即したカリキュラムに基づく教育及び実践的な研究環境を提供することを通じて、国際社会の現場で活躍し得るグローバル・リーダーを養成してきた。世界に幅広く展開する企業や世界各国の政府機関などから派遣される多くの優秀な人材や多彩な背景を持つ私費学生を含め、これまでに 144 の国と地域から学生を受入れ、5,200 人を超える修了生を輩出している。令和 6（2024）年 4 月時点においても、68 の国と地域から約 400 人の在学生が集う極めて国際的な教育環境となっている。

日本で初めて 100%英語による授業を導入した大学院大学である本学は、昭和 57（1982）年の開学当初から継続的に国際的な環境を維持し続けている。本学では、国籍を問わず国際公募により教員を採用しており、ほぼ全員が国際的に著名な大学の博士号(Ph.D.)を保持し、その約半数が外国籍である。教員は英語で授業及び研究指導を行い、職員もまた英語で学生のキャンパスライフをアカデミック・非アカデミックの両面でサポートしており、キャンパス内において言語のバリアはない。全学生がキャンパスに所在する寮に居住する全寮制を原則としているため、教室の内外を問わず多国籍、多文化、多民族からなる多様な価値観を多面的に共有し、相互に刺激しあい、切磋琢磨する学修・生活環境が形成されている。更に、大学の支援のもと、留学生と地域社会との交流も行われている。

本学の使命・目的である「高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーの育成」は、この環境があってこそ実現できるものと自負する。

Ⅱ．沿革と現況

国際大学の沿革と現況

１．本学の沿革

昭和 51（1976）年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団発起人総会開催 設立発起人代表(肩書当時) 佐々木　　直（経済同友会代表幹事） 土光　　敏夫（経済団体連合会会長） 中山　　素平（日本興業銀行相談役） 永野　　重雄（日本商工会議所会頭） 水上　　達三（日本貿易会会長）
昭和 54（1979）年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団設立認可
昭和 57（1982）年 1 月	学校法人国際大学寄附行為認可。国際大学及び大学院国際関係学研究科設置認可
昭和 57（1982）年 4 月	国際大学及び大学院国際関係学研究科開設
昭和 58（1983）年 4 月	大学院国際関係学研究科学生受入、第 1 回入学式挙行
昭和 60（1985）年 5 月	日米関係研究所及び中東研究所設置
昭和 63（1988）年 3 月	大学院国際経営学研究科設置認可
昭和 63（1988）年 4 月	大学院国際経営学研究科開設
昭和 63（1988）年 8 月	国際経営研究所設置
昭和 63（1988）年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA（経営学修士）プログラム学生受入
平成 3（1991）年 4 月	アジア発展研究所及び学校法人国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター設置
平成 7（1995）年 9 月	大学院国際関係学研究科の履修課程を国際関係学プログラム・国際開発学プログラムに編成
平成 9（1997）年 4 月	国際大学研究所設置（日米関係研究所、中東研究所、国際経営研究所、アジア発展研究所を統合）
平成 13（2001）年 9 月	大学院に 1 年制プログラムを置く
平成 21（2009）年 9 月	大学院国際関係学研究科公共経営・政策分析プログラム学生受入
平成 25（2013）年 1 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学が系列法人化に関する協定書を締結
平成 25（2013）年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA1 年制プログラム学生受入
平成 26（2014）年 10 月	大学院国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程設置認可
平成 27（2015）年 9 月	大学院国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程学生受入
平成 30（2018）年 3 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学の系列法人化に関する協定満了
平成 30（2018）年 7 月	国際大学と独立行政法人国際協力機構(JICA)との間で開発大学院連携に関する共同事業取極めに調印

平成 30（2018）年 9 月　国際関係学研究科・国際経営学研究科共通日本型開発学プログラム（現在は日本・グローバル開発学プログラムに改称）学生受入
令和 3（2021）年 9 月　大学院国際経営学研究科デジタルトランスフォーメーションプログラム（1 年制）学生受入
令和 3（2021）年 9 月　大学院国際経営学研究科国際社会起業家プログラム学生受入
令和 4（2022）年 9 月　大学院国際関係学研究科国際公共政策プログラム（1 年制）学生受入

２．本学の現況

[大学名]　国際大学
[所在地]　新潟県南魚沼市国際町 777 番地

[大学院修士課程の構成]（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）
国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程（入学定員 110 人、収容定員 220 人）
同専攻博士後期課程（入学定員 5 人、収容定員 15 人）
国際経営学研究科国際経営学専攻修士課程（入学定員 75 人、収容定員 150 人）

[学生数]（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

研　究　科	専　　攻	課程	収容定員(a)	在籍者数(b)	(b)のうち留学生	b／a	男女比率 男：女
国際関係学研究科	国際関係学専攻	修士課程	220	223	219	1.01	5:5
		博士後期課程	15	12	5	0.80	4:6
国際関係学研究科計			235	235	224	1.00	5:5
国際経営学研究科	国際経営学専攻	修士課程	150	158	124	1.05	6:4
国際経営学研究科計			150	158	124	1.05	6:4
合　　計			385	393	348	1.02	5:5

[教員数]（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

＜専任＞

研究科・研究所	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学	10	6	5	0	0	21
国際経営学	7	5	1	0	0	13
言語教育研究センター	2	2	3	0	0	7
国際大学研究所	0	0	0	0	0	0
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	1	3	1	0	0	5
合計	20	16	10	0	0	46

[職員数]（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

専任	嘱託・パート・派遣	合計
58	26	84

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

Ⅰ項で記述したとおり、本学の「建学の理念」、「設立の趣旨」、及び「特色」は「国際大学大学院のあり方」において、「目的」は学則第 1 条において、簡潔に文章化され、明示されている。また、学則第 3 条第 4 項では修士課程の目的を、同第 5 項では博士後期課程の目的をそれぞれ以下の通り明記している。

学則 第 3 条

4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を培うことを目的とする。

本学は 2 つの研究科、すなわち国際関係学研究科及び国際経営学研究科を有する大学院大学である。各大学院の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、「国際大学大学院の目的に関する規程」において各研究科の特色を踏まえて、以下のとおり定められている。

【国際関係学研究科の教育研究上の目的】

1 国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。

全ての授業を英語により行う。

2 博士後期課程においては、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題

に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成する。
全ての授業を英語により行う。

【国際経営学研究科の教育研究上の目的】
国際経営学研究科は、特に新興国の発展に寄与することに重点を置き、グローバル・ビジネスと社会的リーダーシップのための「賢明な」（すなわち社会的責任への使命感を持つ）人材を養成することを目的とする。
この目的の 2 つの重要な要素として、社会的責任(SR)とグローバル・ビジネス(GB) に対する能力醸成がある。国際経営学研究科はこの目的達成に向け、募集活動、就職サポート、教育・研究・業務など様々な分野において革新的施策を実践していく。

国際経営学研究科の目的における SR は、研究科もその修了生も経済的利益のみに捉われず、社会的価値創出に対する使命感をもって活動すべきであるという信念に基づいている。
国際経営学研究科は、SR について主に以下の事柄に重点を置く。
- ステークホルダーである、日本企業、政府機関、地域社会等の社会的責任に対する施策を支援する
- 特にアジア、アフリカの新興国からの留学生のニーズに配慮しつつ、学生が社会的責任に対する使命感を持った指導者となるよう、教育活動を展開する。

国際経営学研究科の目的における GB は、研究科を取り巻く全ての構成員のニーズに焦点を当てる。学生や教員にとっては、堅実な理論と実践を基盤に、グローバル・ビジネスの絶え間なく変化するダイナミクスの最前線に立つことが自分自身のキャリアやプロフェッショナリズムを向上させるために不可欠である。また、他のステークホルダーである、日本企業や政府機関等にとっては、ビジネスの営利目的と社会的リーダーシップを両立できる学生を研究科が育成していることが重要である。
国際経営学研究科は、GB について主に以下の事柄に重点を置く。
- アジア・アフリカの新興国からの留学生を含め、学生がグローバルなマインドセットを獲得するように教育する。
- 学生が他国のビジネスや文化を理解し、修了後に自国の発展に貢献できるよう支援する。
- 日本の企業、政府機関、地方中小企業やその他のステークホルダー（日本で活動する外資系企業等）が社会的責任に視座を据えつつグローバル化できるよう支援する。

また全ての授業を英語により行う。

1-1-④　変化への対応

本学を取り巻く社会情勢や環境の変化に対応するため、外部からの意見・要望・助言を聴取し、必要に応じて使命・目的の意義やこれを実現するための具体的方策などについて適宜見直し、改善の努力を続けている。外部からの意見を聴取するための方策として、学

長以下、大学運営に携わる教職員等による各種機関（企業・奨学金財団・JICA（国際協力機構）、IMF（国際通貨基金）、ADB（アジア開発銀行）等）訪問は、各ステークホルダーの意見･要望を聴取し､それらを大学運営に取り入れるために重要な役割を果たしている。

また、本学は、人材育成をテーマに、企業、政府機関、自治体等を対象とした、フォーラムや、短期教育研修プログラムを実施しており、折に触れ、関係者の方々との意見交換の場を設けている。更に本学独自の大学院説明会を国内外の志願者向けに定期的に開催することや、海外で行われる日本留学フェアに職員を派遣するなど、国内外で学生募集活動を展開し、本学の教育・研究活動の理解促進及び本学に対するニーズの把握を図っている。

加えて、有識者 4 人による外部評価委員会を組織し、教学運営に関する高度の知見に基づく意見・提案を取り入れる仕組みを構築している。外部評価委員会は本学の使命・目的を含め､本学の大学運営全般について､学長に改善を求める提言を行う役割を担っている。

上記の取り組みから本学を取り巻く社会情勢や環境の変化を勘案し、令和 3（2021）年には教学マネジメント体制のもとで、大学創立 40 周年記念を機に令和 12（2030）年に向けた国際大学の新たな将来像を検討し「国際大学将来構想」を取りまとめた。この将来構想では、本学のミッション、ミッション実現のための基本コンセプト、目指すべき大学の特色、構想実現に向けたアクションプラン等、令和 12（2030）年までに目指すべき大学の方向性が示されている。この将来構想は令和 3（2021）年 11 月の理事会・評議員会において役員、評議員の賛同、支持を得た後、教職員に共有され、ホームページにて公表されている。また、新たな中期 5 カ年計画（令和 4（2022）年-令和 8（2026）年度）の実施計画にも反映されている。【資料 1-1-1】

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

国際大学将来構想を学内により浸透させ、その実現に向け確実にアクションプランを遂行する。また、計画を遂行する中で、その有効性や重要性、外部からの意見等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション 将来構想プロジェクト報告書

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的については、平成 29（2017）年 10 月に役員・教職員からなる新ビジョン委員会(中期計画委員会)にて新ビジョンを策定するなど、役員・教職員の参画を得ている。【資料 1-2-1】

また、令和 3（2021）年にはビジョンの見直しや令和 4（2022）年度以降の基本方針の骨格を定める将来構想プロジェクトをたちあげ、役員・教職員が参画している。

1-2-② 学内外への周知

使命・目的は大学ウェブサイト、学則、規程集等を通じて学内外に十分周知されている。新ビジョンは、中期計画・事業計画に反映され、事業計画のウェブページ掲載により学内外に周知している。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的を踏まえて策定された新ビジョンとその機軸となる考えは、教学改革計画、学生募集施策、教員採用計画を含む中期計画（経営改善計画）に具体的に反映されている。

加えて、令和 3（2021）年 11 月理事会・評議員会において報告、賛同、支持された、将来構想の新ビジョンでは、本学の使命・目的である「グローバルリーダーの育成」は不変のミッションとしつつ、3 つの新たなミッション実現のコンセプトが示され、新たな中期 5 カ年計画（令和 4（2022）年-令和 8（2026）年度）の実施計画に反映されている。【資料 1-2-6】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的と一貫性をもった 3 ポリシーの制定を目指し、本学では令和 2（2020）年より既存の 3 ポリシーの改訂を行った。改訂作業はディプロマ・ポリシーから着手した。それまで研究科毎に制定していたディプロマ・ポリシーを学位毎に分け、修了要件に加えて、本学の目的と各研究科の教育研究上の目的を考慮したうえで、修了時点で学生が身に付けているべき知識、スキル、学術的態度を学位毎に具体的に示し、それらを学生の学修目標(Learning Objective)とした。令和 2（2020）年に新たなディプロマ・ポリシーが制定されると、次は、ディプロマ・ポリシーと一貫性のある、カリキュラム・ポリシーの改訂に着手した。新カリキュラム・ポリシーでは大学及び研究科の使命・目的の実現にむけ、全学共通の教育課程の編成・実施方針、修士課程共通及び博士課程共通の教育課程の編成・実施方針を示したうえで、ディプロマ・ポリシーで明示した学修目標達成に向け、学位毎のカリキュラム編成方針と提供科目の特徴が示されている。令和 4（2022）年に新たなカリキュラム・ポリシーが制定された後、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと一貫性のあるアドミッション・ポリシーが令和 5（2023）年に制定され、本学の使命・目的及び教育目的の内容が反映された 3 ポリシーが完成し、学内外に公表されている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学は大学院大学としての使命・目的及び教育目的を達成するため、学則第 2 条において大学院を置くこと、第 4 条において国際関係学研究科及び国際経営学研究科を置くことが定められている。両研究科に加え、学則第 8 条において、言語教育研究センター、同第 8 条の 2 により、松下図書・情報センター、第 9 条において、国際大学研究所及び国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの設置がそれぞれ定められている。これら本学教育研究組織の使命及び役割は次の通りである。

【国際関係学研究科・国際経営学研究科】

高度で専門的な知識・能力と研究遂行能力を修得する場として、専門分野に応じて組織される大学院の基本となる組織であり、学術的研究と専門的知識の発展のため、学位プログラム毎に適切なカリキュラムを提供し、学生の学びを促進させ、各研究科の人材養成の目的に合致する将来のグローバル・リーダーを育成する。国際関係学研究科は国際関係学専攻、国際経営学研究科は国際経営学専攻（1 研究科 1 専攻）の中にそれぞれ複数の学位プログラムを擁している。

【言語教育研究センター】

本学の教育理念及び教育目標を実現するため、更に世界で活躍を希求する者に対し質の高い言語教育、研究を行うことにより本学の発展に寄与することを使命とし、研究科の教育課程の一環として本学の学生向けに言語教育（英語及び日本語）のカリキュラムを提供するとともに、外部からの受講者や外部機関に言語教育プログラム及び科目を提供する。【資料 1-2-9】

【松下図書・情報センター】

教育研究活動に必要な情報・資料を収集・整理して提供するとともに、それに必要な環境を整備して利用者への多様な支援活動を展開することにより、本学における教育研究水準の向上に寄与することを目的とする。【資料 1-2-10】

【国際大学研究所】

現代日本及び現代国際社会が直面しているグローバルな諸問題を調査研究し、その解決に寄与する提言を行うとともに本学の教育プログラムの質的向上に資すること、また、世界の研究者の交流の場、外に開かれた研究の場を提供するものとし、学内外の研究者に加え本学学生の研究参加を奨励し、最先端の研究手法を駆使した国際水準で評価に耐えうる研究成果の創出を目指す。【資料 1-2-11】

【国際大学グローバル・コミュニケーション・センター】

社会科学系における現代情報智業を担うため設立され、智業・企業協働の理念に立って、内外の研究者や企業と協働しつつ、コンピュータ・ネットワークと技術を活用して、情報技術の進展する中での現代日本及び地球社会の諸問題の学際的研究、政策提言、研究結果の普及に従事する。【資料 1-2-12】

なお、本学の教育研究組織及び事務組織等を含む全体の組織図は、図表 1-2-1 のとおりである。

図表 1-2-1 学校法人国際大学組織図

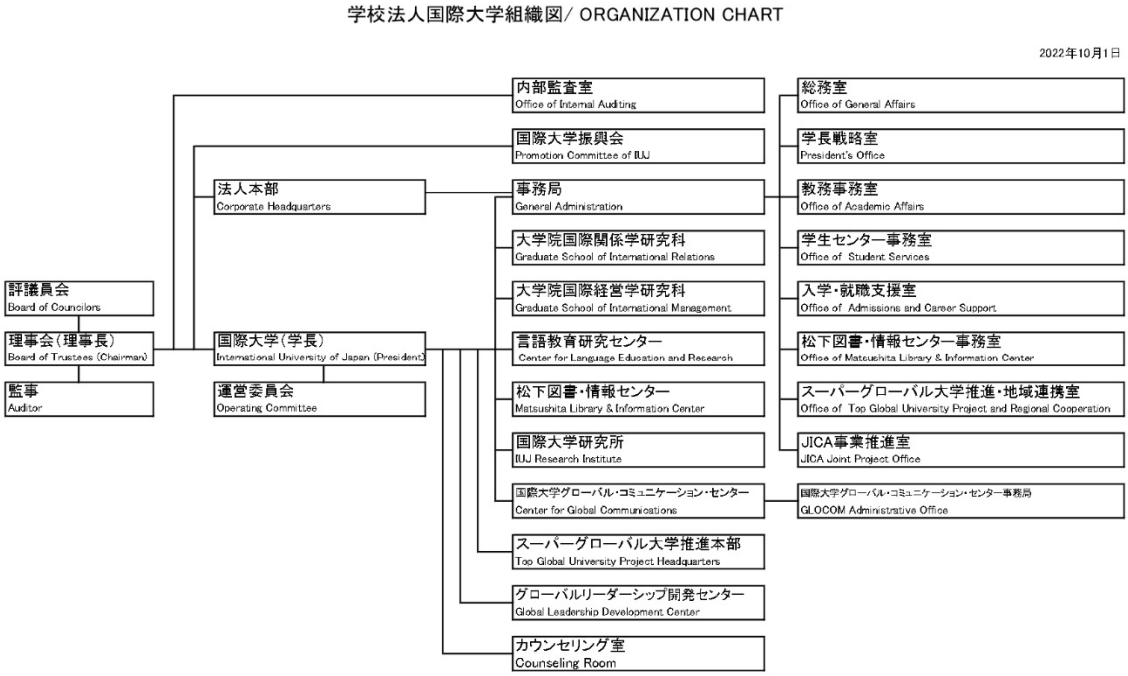

（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は 3 ポリシーに反映されており、教育研究組織の構成は本学の目的を達成するために適切に整備されている。自己点検・評価活動を通して行われる本学の内部質保証に関わる PDCA サイクルにおいて、本学の使命・目的や教育研究組織の構成に改善の必要性が認められた場合は、適切に対処する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】新ビジョン委員会・IUJ の新ビジョンミッション［英語］
【資料 1-2-2】建学の理念（使命目的）HP 版
【資料 1-2-3】情報公開 HP（教育研究上の目的等）
【資料 1-2-4】事業計画掲載 HP
【資料 1-2-5】学校法人国際大学 2024 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-6】学校法人国際大学　経営改善計画 2022-2026（中期 5 カ年計画）
【資料 1-2-7】国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」
【資料 1-2-8】国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」
【資料 1-2-9】国際大学言語教育研究センター規程

【資料 1-2-10】国際大学松下図書・情報センター規程
【資料 1-2-11】国際大学研究所規程
【資料 1-2-12】国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程

［基準 1 の自己評価］

本学の使命、目的、個性、特色等は「国際大学大学院のあり方」や学則等の規程に簡潔に文章化され、ホームページ上で学内外に周知している。また、本学の 3 ポリシーは使命・目的及び教育目的を反映させた内容となっており、3 ポリシーを踏まえた教育活動を実施するための教育研究組織も整備されていることから、本学は基準 1 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者の選抜は、建学の理念及び「広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する」という教学上の特色に基づき、本学の教育目的・特色にふさわしい人材を受入れることを基本とする。特に国外に門戸を開くため、基本的な入学時期を 9 月とし、欧米諸国などの多くの国における学年・学期に合わせている。国際関係学研究科、国際経営学研究科においてそれぞれ、本学として育成すべき人間像を基準としてディプロマ・ポリシーを定め、これを実現できるためのカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づく教育研究を実行できる人材を選抜するためのアドミッション・ポリシー及びスクリーニングクライテリア（選抜基準）を定めている。なお、本学では、英語による出願書類の提出を求め、入学者を審査しているため、日本語版及び英語版学生募集要項(Admissions Guidelines)を作成している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

また、国際関係学研究科では、より高度な研究活動・豊かな学識を備えた人材を養成するため、平成 27（2015）年 4 月に博士後期課程を開設し、既存の修士課程の専門性を更に深化させた 3 つのクラスター（経済学、公共経営学、国際関係学）からなる教育プログラムを提供している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

なお両研究科の学生募集要項はパンフレットとともに国内外の資料請求者、関係企業・機関に共有される他、本学ホームページ入試情報サイト（和英）に掲載（ダウンロード可）し、国内外に周知されている。両研究科のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

【国際関係学研究科修士課程】

（求める学生像）

国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮し、国際場理で実践活用できるリーダーを目指す人材を求めています。

（学生に求める資質・能力）

本研究科修士課程の学生には以下の資質・能力が求められます。

1. 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
2. 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
3. グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲をもっていること。
4. 本学における高い教育研究課程に耐えうる人間的成熟度をもっていること。

5. 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲をもっていること。
6. 教育・研究活動に必要な英語能力を修得していること。

（選抜方法）

本研究科修士課程では、多様なバックグラウンドを持つ有能な学生を広く受け入れるため、学部教育の専門分野、年齢、性別、国籍などにこだわることなく、志願者を書類審査（志望理由書、研究計画、英語スコア、成績証明書及び卒業（見込み）証明書等）及び面接により多角的に評価・選抜しています。

【国際関係学研究科博士後期課程】

（求める学生像）

国際関係学研究科博士後期課程は、専門分野における高度な学識と研究能力を身に付け、国際機関、政府機関等公的機関に従事する高度専門職業人を目指す人材及び大学等研究機関に従事する研究者・教育者を目指す人材を求めています。

（学生に求める資質・能力）

本研究科博士後期課程の学生には以下の資質・能力が求められます。

1. 博士後期課程で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
2. 博士論文の執筆にむけた明確な研究計画を有していること。
3. 国際社会が抱える多様な課題に対し自立して意欲的に研究活動を行う姿勢を持っていること。
4. 専門分野における大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を身に付けていること。
5. 本学における高い教育研究課程に耐えうる人間的成熟度を持っていること。
6. グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲を持っていること。
7. 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲を持っていること。
8. 教育・研究活動に必要な英語能力を修得していること。

（選抜方法）

本研究科博士後期課程は、大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を醸成させ、査読付学術誌に掲載が受理される博士論文を完成させ得る学生を受け入れるため、予定指導教員だけではなく、クラスター内の全博士後期課程担当教員が書類審査（志望理由書、研究計画、修士論文、英語スコア、推薦書、成績証明書及び卒業（見込み）証明書等）を行い、面接については予定指導教員及び予定アドバイザー教員の 2 人で実施し、年齢、性別、国籍などにこだわることなく、多角的に評価・選抜しています。

【国際経営学研究科修士課程】
（求める学生像）
国際経営学研究科は、「社会的責任とグローバル・ビジネス能力の醸成」という基本理念のもと、グローバル・ビジネスの最先端で堅実な理論と実践力に基づき、適切な経営を実践する能力を身に付け、常に国際的社会的責任を意識して職務を全うしうるリーダーを目指す人材を求めています。

（学生に求める資質・能力）
本研究科の学生には以下の資質・能力が求められます。
1. 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
2. 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
3. グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲を持っていること。
4. ビジネスリーダーに求められる経営知識や問題解決能力を修得する意欲を持っていること。
5. 本学における高い教育研究課程に耐えうる人間的成熟度を持っていること。
6. 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲を持っていること。
7. グローバル・ビジネスを理解し、社会的責任を担って職務を遂行する意欲を持っていること。
8. 教育・研究活動に必要な数学及び英語能力を修得していること。

（選抜方法）
本研究科では、多様なバックグラウンドを持つ有能な学生を広く受け入れるため、学部教育の専門分野、年齢、性別、国籍などにこだわることなく、志願者を書類審査（志望理由書、研究計画、数学スコア、英語スコア、成績証明書及び卒業（見込み）証明書等）及び面接により多角的に評価選抜しています。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、一般入試と外国人留学生特別選抜入試により入学者を受入れている。一般入試は国内居住者選抜と海外居住者選抜に分けて実施し、外国人留学生特別選抜入試は本学の人材育成上の目的と合致する、いくつかの外国政府、国際機関等の人材育成・奨学支援プログラム等を通じて受入れる外国人留学生を選抜している。

1）一般入試
【国際関係学研究科修士課程】
国内居住者選抜
社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に 4 回入試を実施している。国内居住者は、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL 等英語能力試験のスコア等の書類審査及び、英語による面接の結果を総合的に勘案して、合否を判定している。
面接試験は、志願者、教員間で研究のための共通基盤を見いだすことができることを確認し、志願者が修士論文作成を中心とする研究活動を有効に実施できるか否かという点を判断する場であり、本人のモチベーション、目的意識、英語でのコミュニケーション能力

が試される。1度の面接で研究のための共通基盤が見出せない場合(合格に至らない場合)、研究計画を練り直し再提出した上で、同一年度内に繰り返し受験することも可能である。

海外居住者選抜

例年1月、2月、3月の3回の出願締め切りを設け、書類選考により入学者を選抜している。海外居住者については、願書、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等の出願書類を総合的に審査し、選考を行っている。

【国際関係学研究科博士後期課程】

国内居住者と海外居住者ごとに異なる入学者選抜試験は設けず、国内外居住者共通の年3回出願締め切りを設け、書類選考及びインターネットを介したオンライン面接試験を実施している。合否の判断は、研究計画書、志望理由書、修士論文、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の出願書類の審査及び、英語による面接試験の結果を総合的に勘案して行う。

国内外居住者共、面接は3回の出願締切日後、11月下旬から12月初旬、2月下旬～3月初旬、4月下旬～5月上旬の期間内で個別に調整している。なお、出願書類の審査によって基準を満たさないと判断できる場合には面接試験を行わず不合格とする。

【国際経営学研究科修士課程】

国内居住者選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に4回入学試験を実施している。国内居住者については、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の書類審査と、英語による面接の結果を総合的に勘案して合否を判定している。上記に加えて、MBA志願者の基礎学力を測るため欧米の経営学大学院の入学者選抜において標準的に用いられている GMAT(Graduate Management Admission Test)あるいは GRE (Graduate Record Examination)スコア*の提出も求めている。なお、面接は、出願書類だけでは分からない受験者の能力を見きわめる場であると考えており、面接担当教員は、受験者の個性や潜在的能力を引き出すような多角的な質問をするよう努めている。

海外居住者選抜

例年1月、2月、3月の3回の出願締め切りを設け、書類選考により入学者を選抜している。海外居住者については、願書、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等の出願書類を総合的に審査し、選考を行っている。また、これらの書類に加え、GMATあるいはGREスコア*の提出を課している。

*ただし、GMAT/GREスコアの提出に代え、IUJ Math Testの受験が可能である。IUJ Math Testは、GMAT内の数式問題をイメージして、本学国際経営学研究科の教員が毎年作成しているもので、GMATと同等の難易度になるよう、テストの内容は複数の教員がダブルチェックした上で受験生に提供されている。国内居住／海外居住に関わらず

GMAT や GRE の受験が困難な学生を中心に毎年 30～40 人の学生がこのテストをオンライン受験している。

2）外国人留学生特別選抜【全研究科共通】

外国人留学生特別選抜は、以下の国際機関・開発援助機関、外国政府等特定の機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して実施している。

- JICA（国際協力機構）人材育成奨学計画(JDS)
- JICA 長期研修員制度
  - アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
  - シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(JISR)
  - SDGs グローバルリーダー・コース
  - 持続的発展のための行政人材育成プロジェクト マリ国単独
  - アジア地域投資促進・産業振興サブクラスター留学プログラム
  - 産業政策・公共経営プログラム
  - ミャンマー民間人材育成のための長期招聘プログラム
  - 電気・エネルギーの自律的開発のための人材育成
- 日本-IMF アジア奨学金プログラム（JISPA, 国際通貨基金）
- インドネシア高等人材開発事業（PHRDP, インドネシア政府）
- UGC スリランカ奨学金(University Grants Commission – Sri Lanka）等

特別選抜において受入れる留学生は、本学の理念・教育目的に非常に合致しており、各国の政府機関あるいはビジネス分野のリーダーとして将来活躍が期待される成熟した社会人として、国際的で成熟度の高い教育研究環境の醸成に貢献している。今後も、外国人留学生特別選抜を通じて優秀な留学生を積極的に受入れていく。【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

以上のとおり、国内一般入試、海外一般入試、外国人留学生特別選抜においては、アドミッション・ポリシー及び入学者選抜試験規程に基づき、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行っている。またアドミッション・ポリシーに沿った選抜の実施の検証は、各入試を担当した入試委員で構成される入試委員会がこれを行い、さらにその選抜結果が提出される教授会において重ねて検証されている。【資料 2-1-7】

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

各研究科の入学者の内訳は大きく分けて(1)国内外一般入試(私費／企業等からの派遣)(2) 外国人留学生特別選抜であり、日本国内からの入学者及び多くの外国人留学生を受入れている。（1）について、出願者増加のため、国内では説明会・オープンキャンパス、海外ではフェア参加や修了生による説明会を実施し、電子メールでのフォローアップを行っている。（2）については、奨学金プログラムのためのプロポーザルを定期的に作成及び提出し、毎年一定数の外国政府派遣生等を受入れている。また、日本人学生増加に向けた施策として、成績が特に優秀で、強い志のある日本人私費学生を対象に、授業料全額免除の「Nakayama 100」を 10 枠確保している。

図表 2-1-1 令和 6（2024）年度入学定員／収容定員充足率（5 月 1 日現在）

研究科・専攻	入学定員	入学者数*	入学定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
国際関係学 (博士後期課程除く)	110	115	104.54%	220	223	101.36%
国際経営学	75	92	122.67%	150	158	105.33%
合計	185	207	111.89%	370	381	102.97%

*令和 5 (2023) 年 9 月から令和 6 (2024) 年 4 月までの入学者の内、基準日時点の在籍学生数

国際関係学研究科は、平成 25（2013）年に入学定員を 125 人に引き上げて以来、入学者数が入学定員を下回っていたため、令和元 (2019) 年 4 月に入学定員を 110 人に変更した。国際経営学研究科については、平成 30（2018）年までは、ほぼ入学定員を満たす入学者数を維持していたが、令和元（2019）年は入学者数の減少（前年比 25 人減）により、入学定員を下回る結果となったため、令和 2（2020）年 4 月に入学定員を 90 人から 75 人に変更した。

在籍者数について、国際経営学研究科については、1 年制プログラムが多いため入学定員を満たしても収容定員を満たさない状況が続いていたが、令和 6（2024）年には、国際関係学研究科と同様に収容定員を上回る結果となった。

入学定員と収容定員に対する大学全体の比率について、令和 6（2024）年には、入学定員比率が 111.89%、収容定員比率は 102.97%といずれも 100%を上回る結果となった。

図表 2-1-2 過去 3 年の入学者数（日本人・外国人（在留資格が「留学」以外含）別内訳）

各年度 5 月 1 日現在

研究科	日本人/外国人	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	計
国際関係学 (博士後期課程含む)	日本人	1	2	1	4
	外国人	4(D), 100	3(D), 121	1(D), 114	8(D), 335
	計	105	126	116	347
	外国人%	99.05%	98.41%	99.14%	98.85%
国際経営学	日本人	19	15	18	52
	外国人	63	56	74	193
	計	82	71	92	245
	外国人%	76.83%	78.87%	80.43%	78.78%
全学	日本人	20	17	19	56
	外国人	4(D), 163	3(D), 177	1(D), 188	8(D), 528
	計	187	197	208	592
	外国人%	89.30%	91.37%	90.87%	90.54%

注）前年 9 月から翌年 4 月までの入学者の内、基準日時点の在籍学生数　(D):博士後期課程

入学者数に対する外国人学生の割合は、過去 3 年間を平均すると、国際関係学研究科は 98.85%、国際経営学研究科は 78.78%、大学全体で 90.54%となっており、極めて高い外国人比率となっている。（図表 2-1-2）

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

1）アドミッション・ポリシーと合格者選抜

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改定に伴い、令和 5（2023）年 5 月に各プログラムの内容を包括したアドミッション・ポリシーの改定を行った。各回入試時の入試委員会と教授会における合格者選抜において不明な点や改善を要する点が認められた場合は、入試日程終了後、選考プロセスと評価方法について、総括的に検証する場を設け、アドミッション・ポリシーに沿った合格者選抜の有効性の向上を図る。

2）入試システムと広報活動の連動

大学概要パンフレットの作成を現状の 9 月から 7 月に早めることでより前広に入試スケジュールと各プログラム概要を周知し志願者への情報提供の機会を増加させる。

3）企業等派遣生の増加対策

企業人事担当者向けのイベント企画（セミナーや授業見学）などを通して、本学の特徴である学住一体型の学修環境を実際に見ていただき学生派遣の検討へ繋げていただく。

4）国内/海外私費学生の増加対策

① 国内私費学生は、大学説明会の実施頻度を増加（月 1 回程度→月 2 回程度）させることと、オープンキャンパスなど実際にキャンパスに来てもらう機会を定期的に設けることで潜在的な志願者との接点を増やしていく。また個別の学部大学において大学院説明会を実施し、英語での大学院進学に関心のある学生へのキャリア支援の一環として本学をプロモートする。

② 海外私費学生は、日本留学フェアへの対面参加やダブルディグリーなどで提携のある現地大学への訪問を積極的に行い、直接志願者や現地大学関係者との接点強化を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】2024 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項（p.1）【資料 F-4-1】と同じ

【資料 2-1-2】2024 Admissions Guidelines（p.2）［英語］【資料 F-4-2】と同じ

【資料 2-1-3】2024 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程学生募集要項（p.1）【資料 F-4-3】と同じ

【資料 2-1-4】2024 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations（p.1）［英語］【資料 F-4-4】と同じ

【資料 2-1-5】2024 年度国際大学大学院　国際関係学研究科（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項（p.1）【資料 F-4-5】と同じ

【資料 2-1-6】2024 年度国際大学大学院国際経営学研究科（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項（p.2）【資料 F-4-7】と同じ
【資料 2-1-7】国際大学大学院入学者選抜試験規程

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1）学修支援の方針・計画の策定

学修支援の方針・計画の策定については、大学カリキュラム委員会、研究科教授会、研究科カリキュラム委員会といった学修支援に関わる委員会において、検討が行われている。これらの委員会には職員も参画し、議題の設定から議事要旨の取りまとめに至る会議体運営に係る一連の作業の責任を担っており、学修支援の方針策定、計画立案は、教職協働で行われていると言える。【資料 2-2-1】

2）夏期特別英語集中講座(Intensive English Program (IEP))

夏期特別英語集中講座(IEP)では、英語のブラッシュアップを必要とする入学予定者を対象に、入学前の 2 カ月間（7 月上旬から 9 月上旬）にわたり英語能力向上のための教育支援を提供している。ディスカッションやプレゼンテーションだけでなく、リーディングやライティングも含まれ、実践的な英語スキルの向上を目指す合宿プログラムであり、国際通貨基金(IMF)の修士課程研修生向けオリエンテーションプログラムとして評価されている他、企業や自治体の研修プログラムとしても利用されている。【資料 2-2-2】

3）入学時オリエンテーション

入学時オリエンテーションは、9 月中旬から 2 週間にわたり、新入生がスムーズに大学生活を始められるようサポートしている。職員による生活関連や市役所等の手続きの指導に加え、教員による各プログラムのカリキュラムガイダンスも提供している他、剽窃その他の研究不正行為の防止に重点を置いた研究倫理教育も行っている。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

4）成績不良者への対応

毎学期末、成績の不良な学生に対して、その程度に応じて、研究科長によるウォーニング・レターまたはプロベージョン・レターを発行するとともに、必要に応じ研究科長または代理者が面接をし、修学上の問題を把握したうえで、関係職員とも情報を共有し、チューターを手配する等の支援を行っている。【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】

5）研究科カリキュラム委員会における教職協働の取組

各研究科において、研究科長、プログラム・ディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を毎月定例的に開催している。ここでは、カリキュラムに関する事項及び学生への学修支援に係る事項を教職協同で協議し、教授会での議論及び決定に繋ぐ役割を果たしている。

6）研究指導体制

【国際関係学研究科修士課程】

国際関係学研究科修士課程の学生は、入学後 2 学期目の終わりには、指導教員を決定することになるが、それまでの間、各学生には専任教員をファカルティコンサルタントとして割り付け、入学当初から学生に対する修学支援を行うためのシステムを設けている。1 年次の 3 学期目以降は、指導教員が、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以後「研究レポート」という）の作成指導のみならず、履修や研究計画、進路、その他の個別相談等に対して、幅広い支援を行う体制が整っている。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程の学生に対しては、入試時に提出された研究計画に基づき、学生が志向する研究テーマや研究領域に応じ、入学時点で主指導教員 1 人及び、指導を補完する役割の副指導教員 2 人を決定し、修了に至るまで、教員 3 人で研究指導を行う体制が確立されている。主指導教員に加えて副指導教員を置くことで、学生は論文指導において、学際的な視点や多様な方法論の助言を得ることができる。

【国際経営学研究科】

MBA 1、2 年制プログラムの学生に対しては、入学当初に専任教員をメンターとして割り付け、早くから修学支援を行うためのシステムを設けている。1 年制プログラムの学生の場合は、1 学期目の終わりに、2 年制プログラムの学生の場合は、入学後 2 学期目の終わりに、それぞれ指導教員が決定し、その後は、前述の国際関係学研究科修士課程の学生の場合と同様に、指導教員が各学生に対して幅広い支援を行う。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

7）言語教育研究センター

言語教育研究センターは、英語プログラムと日本語プログラムの専任教員及びスタッフから成る組織で、両研究科に横断的に英語及び日本語教育を提供している。全講義が基本的に英語で行われているため、1 年次学生の中で英語能力の底上げが必要と判定されたものは英語科目を必修とし、少人数クラスで徹底指導を受ける。また両年次生向けに、修士論文・リサーチレポートの作成能力向上を目指す選択科目も提供している。また、両研究科の教員代表と、言語教育センターの教員からなる委員会(CASEN (Committee for Assessing Student English Needs) Meeting)を不定期に開催し、分野と立場を超えて、学生の英語学修支援強化を目的とした検討を行う場としている。

8）その他

本学では、多様な奨学財団、留学生支援事業、外国政府派遣による留学生が在籍しており、在学中の学修状況把握のため、本学教職員とスポンサーとの連携による定期的なモニタリング調査・報告を通して、問題の早期発見、情報共有、支援の必要性の検討などにつなげている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1）TA や Tutor を活用した学修支援

本学では、「国際大学ティーチング・アシスタント規程」に定める資格に基づいて選ばれた 2 年次生または博士後期課程の学生を TA として採用し、主に 1 年次の必修科目で学生に授業サポートを提供している。 TA は教育補助やディスカッションの促進などの授業内業務だけでなく、授業時間外の TA セッションを通じて、学生の授業内容の理解をサポートしている。さらに、研究科長や科目担当教員が特別な個別指導が必要と判断した学生に対しては、「国際大学チューターに関する規程」に基づき、Tutor が補助的な個別指導や助言を提供する仕組みも整え、両軸で学生の学修支援を行っている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

2）オフィスアワー制度の全学的な実施

本学では、教員のオフィスアワーは、学期ごとに曜日と時間を設定するケースと個別予約によるケースがある。全教員のオフィスアワーは、シラバスやウェブサイトを通じて学生に周知され、学生から教員へのアクセシビリティが確保され、教室外での学修支援の一環となっている。新型コロナウイルス感染症拡大以降は、密集を避けるために、従来のオフィスでの面談に加えて、Zoom や Skype も積極的に活用されている。【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】

3）障がいのある学生への配慮

本学では、視覚障害があるなど、授業活動への参加において特別な配慮が必要な学生が入学した際には、必要なアレンジを相談窓口で聞き取り、本人の要望に応じて関係部署や担当教員に状況を周知し、適切な対応がとれるよう心掛けており、精神面や健康面で不安がある学生の場合は、常勤のカウンセラーや学校医と連携して支援している。また、令和 6（2024）年 4 月に策定した国際大学障害学生支援基本方針及び対応要領に基づき、合理的配慮提供の支援を行っていく。【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】

4）離籍防止の仕組み

各学期終了後、両研究科では学生の成績を一覧にまとめ、研究科教授会で報告、各教員に対して成績不良者への注意喚起を行っている。研究科長は進級や修了が危ぶまれる学生に対して Warning Letter の発出や、個別面談を通じて Tutor の手配や助言を行い、成績不良により将来的な離籍が懸念される学生への支援を継続的に実施している。連続欠席が発生すれば、科目担当教員から教務事務室に情報が共有され、早期の問題把握に努めている。必要に応じてスクールカウンセラーや学校医と連携することで、学生の修業に向けた複合

的なサポートを提供している。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

教職協働による学修支援体制はかなり整っていると言えるが、障がいのある学生に対する学修支援については、各ケースにおいて柔軟な対応が求められることが予想されるため、上述の障害学生支援基本方針及び対応要領に沿ってその都度支援体制や合理的配慮のあり方について検討し、対策を講じていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】国際大学カリキュラム委員会規程
【資料 2-2-2】夏期英語集中プログラム 2024 (IEP)
【資料 2-2-3】Orientation Schedule September 2023［英語］
【資料 2-2-4】科学の健全な発展のために(For the Sound Development of Science)［英語］
【資料 2-2-5】Warning Letter Sample［英語］
【資料 2-2-6】Probation Letter Sample［英語］
【資料 2-2-7】Supervision Guide 2023（2 年制向け）（国際関係学研究科）［英語］
【資料 2-2-8】Supervision Guide 2023（1 年制向け）（国際関係学研究科）［英語］
【資料 2-2-9】Advanced Seminar Guidelines 2023（2 年制）（国際経営学研究科）［英語］
【資料 2-2-10】Research Seminar Guidelines 2023（1 年制）（国際経営学研究科）［英語］
【資料 2-2-11】国際大学ティーチング・アシスタント規程
【資料 2-2-12】TA Hiring Guideline（国際関係学研究科）［英語］
【資料 2-2-13】TA Hiring Guideline （国際経営学研究科）［英語］
【資料 2-2-14】国際大学チューターに関する規程
【資料 2-2-15】教員オフィスアワー一覧（国際関係学研究科）［英語］
【資料 2-2-16】教員オフィスアワー一覧（国際経営学研究科）［英語］
【資料 2-2-17】国際大学障害学生支援基本方針
【資料 2-2-18】障害を理由とする差別の解消の推進に関する国際大学の対応要領

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生の修了後の就職や在学中のインターンシップなどの機会を提供するため、常勤職員 2 人を配置して支援を行っている。留学生と日本人学生の両方に対する支援体制を整え、専門知識や異文化適応力などを実社会で十分に活用できるよう、以下のような施策を講じている。

1）各種セミナー・ガイダンスの開催

新入生を迎える 9 月から夏休み前の 6 月まで、主に留学生を対象に英語で様々な内容のセミナーやガイダンスを提供している。日本と海外の就職活動や労働環境の違いを比較して説明し、採用選考や入社に備えた実践的な内容を提供している。

近年の実施例

・新入生向け就職活動ガイダンス（外部講師と本学担当者による二部構成）：日本と海外の就職活動の違いを示す就職活動ガイダンス
・自己分析：面接で頻繁に尋ねられる「強み」「弱み」について理解するための自己分析
・企業／業界研究：国内企業の人事担当者、海外事業部社員、外国籍社員との交流イベント
・ウェブテスト対策：適性検査の構成と試験対策
・就職活動マナー講座、面接練習（外部講師、日本語教員）
・日本国内で内定を獲得した学生の体験談や後輩へのアドバイス

2）応募書類作成の支援

学生からの要望に応じ、英文履歴書、カバーレター、日本語履歴書、職務経歴書、エントリーシートの作成サポートを個別に行っている。学生との面談と複数回の添削を通して、その学生の強み、経験、スキルが書類を通して企業へ効果的に伝わるよう支援している。

3）個別面談

入学当初より、メールでの連絡だけでなく対面で学生と接する機会を重視し、学生が抱える就職活動への不安に寄り添うよう心掛けている。日本特有の就職活動のルール、選考方法などに戸惑う留学生も多いため、本学の学生に合った独自の支援体制で留学生の就職活動をサポートしている。

4）就職活動に特化した日本語教育や日本文化理解の支援

応募や入社の時点で高い日本語能力を求める企業が多いことから、国内での就職を希望する留学生を対象に就職活動に役立つ実用的な内容で日本語の修得を支援している。

近年の実施例

・就職活動における日本語能力の重要性と日本語学修早期開始の必要性について、入学予定者向けの案内に記載
・日本語プログラムの履修に必要なクラス分けテストの基準レベルを明示し、入学前から目標を明確にできるよう支援
・日本語能力を向上させ内定を獲得した本学修了生の学修方法を紹介する形での日本語修得の動機付け
・面接時に必要な身だしなみやマナーについて外部講師によるセミナー実施
・上記セミナーの続編として、面接で想定される質問とその応対を事前に準備し、日本語教員の協力のもとでの模擬面接の実施

5）修了生と在学生の繋がりを支援

令和 5（2023）年度は、The Alumni Executive Council (Alumni EC)と連携し、本学修了後に国内企業へ就職して活躍している修了生数名をキャンパスへ招待して Alumni Networking Event を 2 回開催した。ゲストスピーカー以外の修了生も多く参加したため、在学生が修了生から日本での就職活動やキャリアについて直接質問しアドバイスを受ける機会となった。

6）日本人学生に対する就職支援

留学生と同様に、日本人学生への就職支援も個別面談・履歴書添削・エントリーシート添削を中心に実施している。

7）アドバイザーネットワーク、メンターネットワークの構築

在学生に対して修了生がアドバイスを行う“A-CAN (Alumni Career Advisors Network)”（修了生キャリア・アドバイザー・ネットワーク）と、同性の修了生が学生に対してアドバイスを行う“GMMN(Global Men's Mentor Network)”（グローバル・メンズ・メンター・ネットワーク）/“GWMN(Global Women's Mentor Network)”（グローバル・ウィミンズ・メンター・ネットワーク）の構築及び活用を図っている。先輩であり社会人である修了生からのアドバイスにより、学生が自信を持って就職活動を継続できるよう支援している。

8）履歴書ブック“IUJ Resume Book”作成

毎年 11 月に就職活動生の英文履歴書を冊子にまとめて企業の人事担当者に配布し、学生を紹介する独自の支援を行っている。令和 6（2024）年度の採用・インターンシップ参加に向けて 50 冊を発行して配布するほか、オンライン版でも PDF で閲覧できるようになっており、国内海外問わず企業の人事担当者の採用活動に活用されている。【資料 2-3-1】

より多くの企業人事担当者にインターンシップについて興味をもってもらうため、本学の学生をインターン生として受け入れた企業の担当者にインタビューを行い、学生が取り組んだ市場調査や社内での反応について記事を作成して掲載した。また、学生の日本語能力、その他のスキルや経験を一覧にし、企業担当者の目に留まるよう工夫している。冊子冒頭の大学概要や就職活動についての説明は、視覚的に分かりやすくなるよう改善した。

個人情報の取り扱いについては、学内で確認の上、要件を満たす同意書を作成して利用目的を明示し、履歴書掲載を希望する学生全員から同意を得ている。オンライン版に関しては、URL を公開した企業のみがアクセスできるように設定している。

9）企業説明会や面接の実施

地方在住の本学学生の時間と費用の負担を軽減し学業と就職活動を両立できるよう、企業をキャンパスに招いて企業説明会や 1 次面接を実施している。近年ではオンライン会議ツールを活用したオンライン説明会や面接も実施している。キャンパスにいながら人事担当者と直接話す機会を提供することにより、学生は効率的に就職活動に取り組むことができている。令和 5（2023）年度もオンラインを含む学内説明会または採用選考会を複数回

実施した。今後も学生が志望する業界や企業との繋がりを増やせるように継続していく。

10）企業人事担当者へ学生を紹介

企業の人事担当者を訪問もしくはオンラインによる打ち合わせを実施し、企業側が希望する人材についてヒアリングを行った上で学生を紹介している。法人本部の職員とも連携し、より多くの企業を効率よく訪問する体制作りに取り組んでいる。

11）インターンシップ・プログラム

1 年次の夏休みにインターンシップ・プログラムへの参加を希望する学生が多く、早期から企業研究や情報収集に取り組むよう働きかけている。企業が一般公募により実施するプログラムだけでなく、就職支援担当者や法人本部職員が企業の人事担当者との関係を構築し、本学学生のみを対象としたプログラムへ参加したケースもある。令和 5（2023）年度には、自治体との連携により県内新規企業でのインターンシップへの参加が実現した。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

1）就職支援への登録方法の簡素化

現在、日本でのインターンシップ・就職を希望する学生は、3 つの異なるフォームに登録する必要があり、学生にとっては登録する労力、就職支援担当者にとっては確認作業に労力がかかっている。そのため各種サービスへスムーズに登録できるように、Google フォームへの集約を整備する。

2）新規企業開拓と継続した関係の構築

毎年新規のインターンシップや採用企業がある一方で、インターンシップや採用を 1 度行って、継続に繋がらないケースが見受けられる。新規企業開拓と同時に、開拓した企業から継続してインターンシップや採用を検討してもらえるように、事前のヒアリングと事後のフォローを着実に実施する。

3）企業と留学生の交流、求人情報の提供

学外では英語で実施される企業説明会の機会が限られ、本学の留学生は情報を収集し応募に繋げることに苦慮している。英語で実施する企業説明会や意見交換会を企画し、さらに増やすことで、就職やインターンシップへの参加の可能性を広げると共に、企業の人事担当者が学生の見解や個々の経験や能力を知る機会を提供する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】IUJ Resume Book 2023

2−4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2−4 の自己判定

基準項目 2−4 を満たしている。

（2）2−4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活全般に対するサービス・厚生補導を担う事務組織として、学生センター事務室を設置し、主として以下の施策を講じている。

1）学生サービス、厚生補導

① 日常生活の支援

本学は授業のすべてを英語で実施していることから、入学に際して日本語能力を課していない。現在全学生数の約 9 割以上を占める外国人留学生は、大多数が日本語を話せない。また、日本人には常識でも留学生にはわからないことも多いため、日本での生活全般についての「INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide」、快適な寮生活を送るための「IUJ Dormitory Info」、病気や緊急時の対応についての「Guide To Health Care & Hospitals」等、本学独自のガイドブックを提供している。女性を対象にしたオリエンテーションの開催や「Women's Health Guide」の提供、また家族の呼び寄せを希望する学生を対象にしたオリエンテーションも別途開催し「Family Guide」を提供することで必要事項の周知に努めている。これらガイドブックは学生の利便性を考慮し、令和 4（2022）年 9 月に紙での配布は廃止し、大学の HP やキャンパス内に掲示している QR コードから 24 時間アクセス可能とした。さらにガイドブック内にも QR コードを多数掲載し、必要な情報にすぐにアクセスできるように工夫している。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

また、周辺地域住民の支援を得て留学生の生活をより快適なものとするための施策を講じている。例えば、本学あるいは周辺地域が主催するバーベキューパーティーや日本文化紹介行事、日本語パートナーの斡旋など、留学生だけではなくその家族に対する支援活動も行っている。日本語プログラムでは、基礎、初級、中級、中上級、上級に分かれたレベル別の授業や、全く日本語がわからない新入生を対象にした夏期集中日本語講座などを開講し、日常生活に必要な日本語の修得をはじめとする学生の様々なニーズに応える日本語教育を提供している。

各種手続きについては、継続的な改善をはかっており、例えば在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility (COE)）申請書のガイドラインをわかりやすくし Web サイトに掲載したり、COE の電子化をいち早く活用したりして、業務効率化につなげている。カウンター業務のためのマニュアルも、問い合わせ頻度の高いものから順次更新するとともに、SNS を通じたマニュアルの周知活動を行っている。カウンターには担当業務表を置き、学生が適切な担当者とすぐに話ができるように工夫をしている。【資料 2-4-3】

② 学生寮のセキュリティーと緊急時対応体制の強化

本学にはキャンパス内に単身寮 3 棟、世帯寮 1 棟があり、学生は原則学生寮に入居する。

管理者全員が日本語・英語のバイリンガルで、学生の日常生活へのきめ細かな支援をしている。

学寮設備には、十分なセキュリティーを確保しており、全室にドアチェーンとドアスコープを設置し、合計 61 台の防犯カメラを稼働させている。

ソフト面では、学寮の各階に代表者（フロア・リプレゼンタティブ）を決め、自分の居住する階の学生間のコミュニケーション向上を図っている。代表者は各学期に 1 度、自分の階に住む学生を集め、自己紹介・相互交流の機会を作り学生間の親睦を深めることに貢献している。また急病や災害等の緊急対応を率先して行い、フロア内の問題の発見・解決に貢献することも役割の 1 つである。さらに、代表者の目的や役割についてのオリエンテーションを実施し、有効に機能するように指導している。また騒音対策のためのラウンジ・バスターズ、共同キッチンの整理整頓のためのキッチン・モニターズ制度を導入し、学生間で学生寮の規律を守るためのサポートチームを組織している。

③　ムスリム学生の対応の向上

学食でのハラール料理の提供は徐々にその割合が増加し、現在では約 9 割がハラールメニューである。

④　家族の呼び寄せを希望する学生の支援

家族の呼び寄せを希望する留学生が増えていることから、学外のアパートに居住する学生に対し、ごみの出し方や、ご近所付き合いについて必ず指導している。また、家族と同居する学生のため「Family Guide」を作成しているが、市役所の子育て支援課と協力し、学生の家族がスムーズに保育園（浦佐認定こども園）に入園できるよう必要事項を追加するなど、きめ細かい情報更新を行っている。これにより、本学の留学生が地域のルールに沿った子育てや家族との生活ができることを期待している。

⑤　学生自治会などの支援

学生自治会(Graduate Student Organization – Executive Committee、 略称 GSO-EC)との連絡を密に行い建設的な関係を維持している。学園祭（インターナショナルフェスティバル）や、学生サークルなどを支援している。

2）心身両面におけるヘルスケアの支援

学生・教職員へのメンタルケアに関する支援体制の強化を図り、平成 28（2016）年 12 月末より、専用の学生相談室（カウンセリングルーム）を開設し、学生のプライバシーを保護しつつ、落ち着いた雰囲気の中で悩みを相談できる環境を整備している。

心理相談については、高度な資格を有し、海外でのカウンセリング経験のある常勤カウンセラーがカウンセリングを実施している。学校医による医療相談も 2 週間に 1 回の頻度で男女両方の医師によっての実施を継続している。【資料 2-4-4】

また、年に 2 回、全学生を対象に大学内を会場に健康診断を実施し、健康問題の早期発見を促している。再検査の結果がでた学生は、病院での再検査の前に学校医による問診を行う等、心配事の早期解決に努めている。

3）学生への経済的な支援

学生生活安定のための支援として、経済的支援が必要と思われる日本人及び外国人私費留学生に対して本学独自の奨学金制度を設けており、学生の経済状況に対応した、きめ細かな支援を行っている。（図表 2-4-1）

また、修了生の家族や友人が本学に入学を希望する場合、スカラシップ・バウチャーを利用することができ、最大で授業料が 8 割免除される。修了生ネットワークとこの奨学金の活用により、修了生の身近にいる人々が経済的な不安なく本学に入学できるよう支援を行い、入学者の獲得につなげている。

図表 2-4-1　国際大学中山素平記念奨学金【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

種類		内容			
		年間授業料	入学金	生活費	給付期間
給付	Nakayama 100 Premium	全額免除	入学金（30 万円）の 25 万円免除	10 万円/月	1 年間。但し、1 年次の学業成績によって 2 年次も期間延長可
	Nakayama 100	全額免除	25 万円	－	
	Nakayama 90	9 割免除	－	－	
	Nakayama 70	7 割免除	－	－	
	Nakayama 50	半額免除	－	－	
	Nakayama 30	3 割免除	－	－	
	Nakayama Plus	－	－	寮費2 万円/月の減免	
	Nakayama Alumni	－	－	最大 10 万円/月	2 年次期間のみ
貸与（日本人のみ）		年間授業料の半額を限度とし、直接授業料に充当。貸与期間は 1 年間。但し、2 年次について再度申請可。	－	－	貸与期間:1 年間（在学中は無利子。修了した月の翌月 1 日から有利子にて返還）

上記奨学金は、Nakayama Alumni を除いて、入試合格時に採用を決定している。これにより、学生は入学前から経済的な計画を確実に立てて、入学することが可能である。

本学独自の奨学金以外に、以下のような機関・団体の奨学金プログラムの支援を受けている。

・日本学生支援機構奨学金
・文部科学省国費外国人留学生
・日本学生支援機構留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
・アジア開発銀行(ADB)、国際通貨基金(IMF)等の公的機関の奨学プログラム
・その他民間財団奨学金

奨学金申請時のサポート：奨学金の募集要項・申請書式はほとんどが日本語で書かれているため、応募資格や支給条件等を英訳して学生に提供している。英訳を提供することで各奨学財団の趣旨や活動内容についての理解を深めてもらい、奨学金団体との相互理解を深め、つながりが強くなることも期待している。

また、令和 5（2023）年度には、独立行政法人日本学生支援機構の「物価高に対する経済対策支援金」の交付に申請し、支援金 82 万 3,500 円を交付いただいた。その支援金を活用し、学生が学食や売店で利用できる 2, 500 円分のチケットを学生全員に配布した。

（3）2－4 の改善・向上方策（将来計画）

今後に向けて、以下のような点について、取り組んでいく。

1）寮生活の運営のさらなる質向上

夜間も含めた管理体制の検討と快適な共同生活を推進していくための施策実施・改善を行う。

2）奨学金申請サポート強化による学生の奨学金受給率の向上

奨学金に関する積極的情報収集を行い、応募条件を満たす学生の申請手続きをサポートする。基本的には現在の取り組みの継続的改善を実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】IUJ Original Guide Books［英語］
【資料 2-4-2】GUIDE TO WOMEN'S HEALTH［英語］
【資料 2-4-3】COE 申請書のガイドライン［英語］
【資料 2-4-4】専門家による健康医療相談　2024_InfoPack (p.17)［英語］
【資料 2-4-5】2024 IUJ Scholarship Guidelines: Masters Programs［英語］
【資料 2-4-6】2024 IUJ Scholarship Guidelines: PhD Programs［英語］
【資料 2-4-7】国際大学(IUJ)奨学金のご案内 修士課程　日本人向け
【資料 2-4-8】国際大学(IUJ)奨学金のご案内 博士後期課程　日本人向け

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、JR 上越新幹線浦佐駅より約 4km、関越自動車道大和スマート IC より約 2.5km の田園地帯に位置する（図表 2-5-1）。

図表 2-5-1 位置図

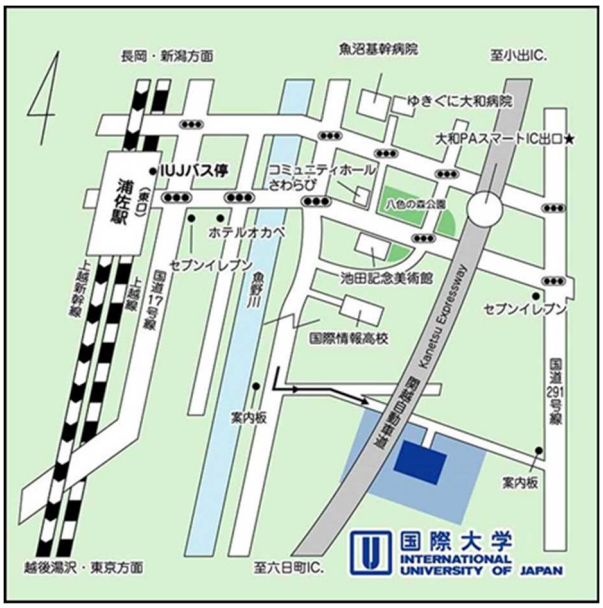

自然豊かな環境の中、61 万 8,261 ㎡の広大な敷地（自己所有）に校舎、図書館、体育館、学生寮、教職員住宅等の建物、運動施設、緑地を有している（図表 2-5-2）。このうち大学設置基準上の校地面積は、52 万 1,583 ㎡であり、同基準上必要とされる面積の 3,850 ㎡を十分に満たしている。

図表 2-5-2 校地・建物配置図

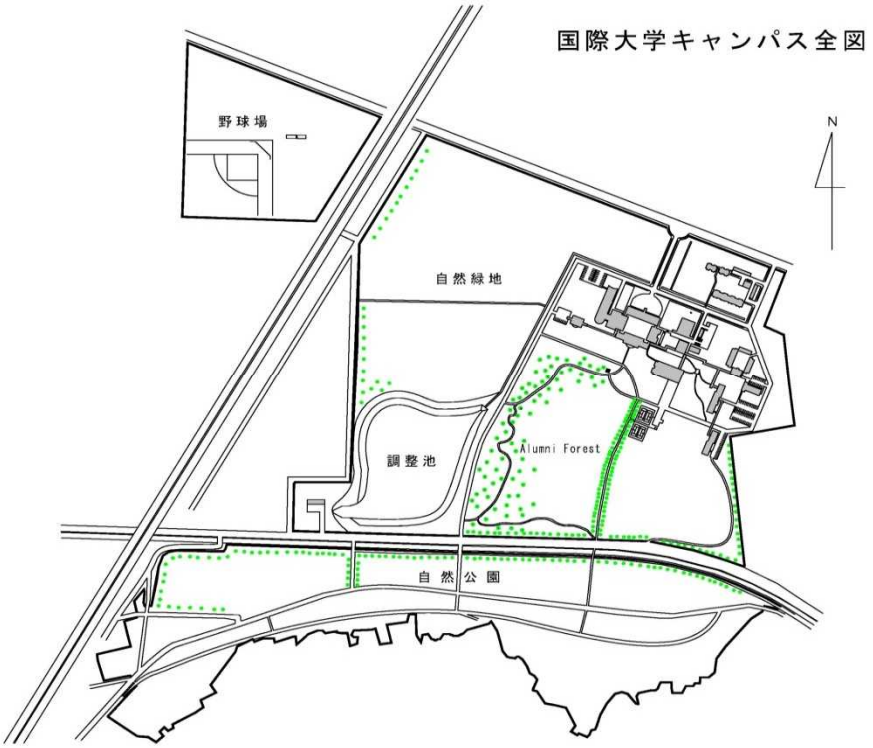

キャンパス内の全建物面積（自己所有）は、27,165 ㎡で、主な建物ごとの概要は図表 2-5-3 のとおりである。このうち大学設置基準上の校舎面積は、11,907 ㎡であり、同基準上必要とされる面積の 4,479 ㎡を十分に満たしている。【資料 2-5-1】

図表 2-5-3 キャンパス建物概要

棟　　名	床面積（㎡）	施　　設　　概　　要	摘　　要
本部・研究棟	2,277	学長室、研究室、事務室、会議室	
松下図書・情報センター棟	5,192	センター長室、閲覧室、教室、PC 教室、博士課程自習室、コンピュータ機械室、事務室、研究室、ホール	教室:1 室 PC 教室:2 室
教室棟１	1,760	教室	教室:12 室
教室棟２	800	教室、自習室	教室:6 室
研究所棟	1,167	所長室、会議室、事務室、研究室、宿泊室	
食堂棟	581	食堂、ラウンジ	食堂:100 席
売店棟	79	売店	
体育館棟	1,685	アリーナ、トレーニングルーム	
第１学生寮棟	2,622	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー、管理人室	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第２学生寮棟	3,010	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第３学生寮棟	2,736	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:96 室(ユニットバス、トイレ付)
学生世帯寮棟	1,067	寮室、ラウンジ、ランドリー	18 世帯(1DK)
教職員住宅棟１	895	居室	8 世帯(3LDK)
教職員住宅棟２	785	居室	8 世帯(2LDK)
教職員住宅棟３	511	居室	8 世帯(1R)
エネルギーセンター棟	709	機械室、監視盤室	
その他（車庫、渡り廊下等）	1,289		
計	27,165		

本学は開学当初より多様な国籍の学生が全寮制のもと高度な教育研究を行うことを理想とし、それを実践している。そのため、キャンパス内に学生寮・教職員住宅を持ち 24 時間体制で施設運用を行っているのが大きな特徴の 1 つである。【資料 2-5-2】

本部・研究棟、松下図書・情報センター棟、教室棟 1、教室棟 2 の 4 棟（総称して本館と呼ぶ）は、回廊を形成するように配置されており、学生、教職員は、一般教室、PC 教室、図書館、研究室、事務室などへ屋外に出ることなく往来することができる。加えて、本館からは食堂、売店、体育館、学生寮まで長い渡り廊下でほぼ接続されており、キャンパス内に居住する学生は、積雪期においても足元を気にすることなく学内移動が可能である。これは、本学が豪雪地に立地することに対する設計上の特徴的配慮である。

建物の耐震性については、昭和 56（1981）年の新耐震基準施行直前の着工建築物が半数を占めるが、これらはあらかじめ新基準に準拠した設計によって建築されているため、耐震化率は 100%と言える。

一般教室は多様なニーズに対応させている。PC、プロジェクター、スクリーンをすべての教室（全 19 室） に備えている。このうち 1 教室については令和 5（2023）年度に従来 PC 教室だった部屋を改修し、収容定員 84 人の大教室に整備した。自習室は、24 時間利用可能とすることにより学生ニーズに応えている。体育館は、7 : 00 から 24 : 00 まで自由に利用でき、クラブ活動や健康管理の目的に使われている。22 : 00 まで使用可能な夜間照明付きテニスコートやバーベキュー施設も整備されているほか、広大な緑地は、四季折々の景観とともに健康増進、維持の目的に十分活用されている。

全寮制を原則としているものの、入学定員増に伴う学生増のため平成 23（2011）年度からは、寮室数に不足を生じるようになったことから、臨時的措置として近隣の民間アパートを借上げて、学生寮に準ずる運用のもとに 2 年次生の一部の利用に供している。キャンパスと市街間に路線バス等の交通機関ルートがないため、浦佐駅を基点として自家用マイ

クロバスを 1 日 13 便（土・日は 2 便）定期運行している。さらに、夜間に学外住居に帰宅する学生向けには、授業期間の平日においてはタクシーを運行させるなどの措置を行っている。これらの便はすべて無償運行している。【資料 2-5-3】

施設・設備等の維持・管理は、総務室が統括し、関連法規等を遵守し、関係各部署・委託先等と連携し対応している。老朽化等による要改善箇所に対しては、極めて限られた予算の中ではあるが、優先順位をつけて適切、有効な改修を行っている。法定定期点検（建築物定期点検、消防設備点検、受水槽点検、自家用電気工作物点検、エレベーター保守点検等）については専門業者に委託し、不具合発見箇所については速やかに修繕している。

また外部委託による設備管理員をエネルギーセンターに 24 時間 365 日常駐させ、設備の運転を行うとともに、学生・教員からの不具合連絡について速やかに対応している。保安については職員不在となる平日夜間及び休日は、外部委託による警備員を本部・研究棟受付に配置し、異常発生時の対応及び巡回警備を行い、全キャンパスの安全対策を講じている。清掃業務については、委託業者により年間を通じ適切になされている。学生寮に関しては、8 : 30-17 : 00 の間 365 日体制で日・英会話が可能な委託業者が常駐し学生の生活サポートにあたっている。設備・警備・清掃・学生寮管理・車両運行委託業者からは毎日報告書の提出を受けているほか、定例会議を行い連携の取れた運営を行っている。地震、火災、構内クマ出没等の異常発生時には職員組織緊急連絡図に基づき委託先から職員に電話連絡し連携して対応することとしている。【資料 2-5-4】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1）快適な学修環境の整備及び有効活用

松下図書・情報センター(MLIC)は、教育研究の高度化に対応した図書・情報施設であり、その運営のため MLIC 運営委員会が年 2 回開催され、学修環境改善、資料媒体選定、IT サービス向上など、質の高い教育研究を提供している。図書館の開館時間は、学期中は平日 8 : 30 から 24 : 00、祝日は 12 : 00 から 24 : 00 までとなっており、深夜まで学修したいという学生からの要望に応えている。閲覧室の座席は景色の良い窓際に設置され、静かに長時間勉強できるレイアウトになっている。図書館施設は勉強のスペースとして利用される他、授業で使われる教科書（コースリザーブ）の貸出の場として多くの学生が来館している。【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

2）学術資料の確保と利用者サービス・教育の提供

図書館は約 10 万冊の蔵書と約 27,500 種類の電子ブック、約 57,200 種類の電子ジャーナル及び 32 種類のオンラインデータベースを揃えている。これらのオンラインリソースは学内のみならず学外からでもリモートアクセスサービスを経由することにより利用可能となっている。また、ディスカバリーサービスによる資料横断検索ツールにより、図書・雑誌・電子ブック、電子ジャーナル、データベース、新聞、論文等を一括して検索することが可能である。

コロナ禍で一気に定着した学生の電子資料に対する要望、学修嗜好を反映して、コロナ禍後も引き続き電子資料選定に重点を置いている。学生アルバイトのレポートと松下図書情報センターDirector Hour 及び修了時アンケートなどを基に要望を検討している。また

夏、冬の年 2 回教員に依頼している「季節選書」では、プログラムの内容に合致し、学生にとって有益な本の選書が行われている。

利用者は書籍の貸出予約、他館との相互貸借などを図書館ホームページから行うことができる他、学生自身の研究や論文作成に必要な書籍の購入を図書館に年間 3 冊（博士課程は 5 冊)までリクエストできる制度を取り入れており、積極的に利用されている。

学期初めには図書館サービス、図書館資料やデータベース検索方法の利用講習会を多数（平成 30（2018）年以降 5 年間で 89 回）開催し、学生の研究・教育サポートを行っている。またデータベース会社の支援を得て、図書館リサーチイベントを開催するなど、学生のリサーチスキル向上へと繋げている。

3）コンピュータなどの ICT 環境の整備

学内には、MLIC 棟に PC 教室 2 室と学生寮に PC ラウンジ 2 室を備えており、学期期間中は 24 時間開室している。PC 教室は頻繁に授業で利用されており、Word や Excel 等の一般的なソフトウェア以外にも STATA、EViews 等の統計学用ソフトウェアを備えている。学生自習室には、各テーブルに大画面モニターとホワイトボードが設置され、活発にグループワークで活用されている。Wi-Fi は学内の多くの場所で提供されており、自由に利用されている。また、ネットワークプリンターも PC 教室他、図書館、自習室、学生寮に広く設置され、学生は論文やレポートを有料で自由に印刷する事ができる。

学生に対する IT サポートについては、学生が自国から持ち込む多言語のパソコン、タブレットやスマートフォン等に関するトラブル対応や使い方、Wi-Fi 設定や起動エラー修正、パソコン故障時のメーカーへの修理手配等、幅広いサービスを提供している。また IT に詳しい学生をアルバイトとして雇用し、MLIC 棟内に設置してある IT ヘルプデスクにて午後 2 時間、夜間 2 時間、学生による IT サポートサービスの提供を行っている。【資料 2-5-9】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーの状況については、距離の長い渡り廊下をはじめいくつかの箇所の通路がスロープになっているほか、本部・研究棟に車椅子対応エレベーター1 基、身障者用トイレ 1 室が設けられている。ただし、スロープの前後に段差があるなど障害者単独で容易に通行ができるような理想的な状態までにはなっていない。

より一層のバリアフリー化を進めるべく、専門業者による調査結果、車いす使用職員の意見を参考に、令和 4（2022）年に視認しやすい学内サインの設置、令和 5（2023）年に駐車場-歩道間スロープの設置、令和 6（2024）年に MLIC 棟 1F 男子小便器手すり取り付けなどの改修を実施した。今後も総務室を中心として継続的に改修を進めていく予定である。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

比較的小規模の大学院大学として、クラスサイズは最大で 70 人程度、平均履修者数は、必修科目で 30 人程度、選択科目で 20 人程度である。教育効果を十分上げられる適切な人数管理を保つ方策として、必修科目など、履修者数の多い科目はクラス分けを適用している。また、英語科目は、個別指導を交えた徹底指導を行うことから、個々に適正な履修者

数を設定している。【資料 2-5-10】

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

1）図書館等の有効活用

図書部門では、図書館の資料媒体及び選定について、今後も学生アルバイトからのレポート・MLIC Director Hour での学生からの意見、教員からの季節選書・修了時アンケートなどを通して、本学の学生の要望を資料選定に反映できるようにする。また多くの学生から利用される閲覧室の勉強スペース拡大のために、開架書架と地下書庫整理を進める。

情報部門では、IT 環境の改善方策の 1 つとして Windows 11 を早期に導入したいため、令和 6（2024）年度には実現したいと考えている。

この他にも学生代表の意見や希望を検討し、継続的に学修環境を改善する取り組みを行っていく。

2）バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

引き続きバリアフリー化に向けた検討、実施を行う。階段の手すりの部分的設置、バリアフリーマップの掲載等を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】設置基準面積
【資料 2-5-2】Dorm Information 2023［英語］
【資料 2-5-3】バス時刻表［英語］
【資料 2-5-4】職員組織緊急連絡図（墨消し）
【資料 2-5-5】国際大学松下図書・情報センター規程【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-5-6】国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程
【資料 2-5-7】MATSUSHITA LIBRARY & INFORMATION CENTER (MLIC LIBRARY) GUIDE［英語］
【資料 2-5-8】図書館来館統計
【資料 2-5-9】Campus IT User Guide［英語］
【資料 2-5-10】受講者数一覧表

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1）アカデミック・カウンシル

アカデミック・カウンシルは各研究科で学生が組織し、学生代表を選んでいる。彼らは学生と教職員の橋渡し役であり、教育活動やカリキュラムに関する学生の意見や提案を研究科長に報告し、改善に向けた提案を行う。また、Dean's Hour などのイベントを企画・運営し、研究科長を始めとする教員組織と学生との自由な意見交換の場も提供している。これらの活動を通じた学生の意見・要望は研究科内で検討され、より良いカリキュラムや学修環境の改善に繋げている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

2）学生による授業評価

3-2-⑤で示すように、学生による授業評価を、全科目を通じて行っている。結果は担当教員にフィードバックされ、次の授業や次学期以降の授業の改善に生かされている。
【資料 2-6-4】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

常勤カウンセラーを設置した事により、きめ細かな心身健康に対する相談が可能になり、さらに生活上の様々な困りごとなどに関する学生の意見、要望の具体的、かつ迅速な把握が可能になった。その他、目安箱を設置して、匿名で学生の意見・要望を把握する仕組みを作り、実施している。寄せられた意見・要望への回答は、所定の掲示板に掲示し対応に透明性を持たせている。

常勤カウンセラーが学生にとって身近で気軽に相談できる存在となるよう、カウンセリングルーム内での業務に加えて学生の出入りの多い学生センター事務室での業務参加を実施している。そうすることにより学生センター事務室とカウンセラーが情報共有しやすいだけでなく、カウンセラーが大学や学生の動向を把握することができ、綿密かつ円滑にケアすることを可能にした。また、心理相談のみならず学生が勉学に集中できるよう、必要に応じて病院等への同行や健康診断のサポート等、日常のヘルスケアも行っている。

なおメンタルケア体制強化の一環として、職員をメンタルケア心理士資格取得研修に参加させ、3 人が資格を取得して学生への対応に当たっている。

また学内及び地域の医療機関・サポート体制のアップグレードを随時行い学生と医療機関がスムーズにコミュニケーションができるよう支援するなど、外国人留学生たちの身体的・精神的負担を軽減できるよう努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では総務室より修了生を対象とした修了時アンケートを実施し、その結果を基に各担当部署に改善計画書の作成・提出を要請している。その中で問題点や学生からの意見を検討し、施設・設備の改善に反映させている。修了時アンケートにて得られた改善点については対応可能な箇所から順次改善に取り組んでいる。【資料 2-6-5】

学業面、生活面における学生の不安を解消するためには、Facebook の IUJ Support Group を年度ごとに作り、新入生の入学・修学に関する種々の不安を解消し、日本での生活に早く慣れ、在学生全体が充実した学生生活を送れるように日常の様々な要望をキャッ

チし、都度必要なサポートを行っている。また日々の窓口業務や学生とのミーティングなどの際に学生からの要望や意見をくみ上げ、学修環境を改善している。

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

学修環境については毎年実施している「修了時アンケート」の結果を総合的に検証し、毎年の傾向を把握すると共に経年変化を分析し、学生満足度の変化や学生のコメント等から課題を抽出し、改善計画を立てて実行していく。

学生生活環境に関して、学寮使用率が 100%のため、設備や寮生活の運用面などで様々な課題が発生することが見込まれるため、「修了時アンケート」や日常の対話から随時意見をくみ上げ、対策を講じる。生活マナーや施設・設備の使用方法については新入生のオリエンテーションでレクチャーするなど、学生たちの意識を引き続き高めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】Graduate School of International Relations Council Constitution［英語］
【資料 2-6-2】Graduate School of International Relations Council Mission, Scopes and Objectives［英語］
【資料 2-6-3】国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook (pp.26-27) ［英語］【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-6-4】授業評価アンケート調査票［英語］
【資料 2-6-5】修了時アンケート 問題点等データ（学寮等）［英語］

［基準 2 の自己評価］

学生の受け入れに関しては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーに沿った合格者選抜を行うと共に、入学定員に対して適切な数の入学者を受入れ、収容定員を管理している。

学修支援に関しては、各会議体における学修支援に係る方針策定や TA および Tutor の手配などを教職協働で行う学修支援体制を整備している。

キャリア支援に関しては、入学者向けガイダンス、履歴書ブック作成、外国人/日本人学生向けの個別対応を強化することで就職希望者の課題に沿ったサポートを行っており、外国人学生向けには日本語教員と連携を図りながら日本語での面接対応をサポートすることで、企業・機関のニーズに近づける取組みを行っている。

学生サービスに関しては、学生たちの経済的支援のための奨学金を充実させ、心身ともに健康に学修に励める環境を構築するなど、学生からのニーズを時代の流れに合ったかたちで応えられるよう、対応しており、常にアップグレードしていく事を心がけている。

学修環境の整備に関しては、老朽化が進む施設・設備ではあるが、機動的できめ細かな対応により寮生活を含む学修環境の整備に努めている。また場所を選ばず図書館資料にアクセスできる環境を整え、学生が必要とするテキストを電子媒体として提供できており、学内居住者が快適とする Wi-Fi 設定、個別学生が持ち込むパソコンへの対応やトラブルシューティングにも適切に対応している。また学修環境の満足度を毎年調査し、改善に役立てている。上記のことから、本学は基準 2 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的、及び各研究科の教育研究上の目的を考慮したうえで、修了までに学生が身に付ける「知識」、「スキル」、「学術的態度」を学修目標として学位毎に具体的に示し、修了要件とともにディプロマ・ポリシー(DP)に明記している。DP の内容は大学ウェブサイトで広く学外に公開されているとともに、入学時のオリエンテーションでプログラム・ディレクターから新入生に説明され、学内で周知されている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

授業科目の単位は、講義・演習とも、15 時間の授業をもって 1 単位としており、学則第 30 条に規定している。【資料 3-1-4】

各授業科目のシラバスには、DP に明記された学修目標（「知識」「スキル」「学術的態度」）の内、当該科目がどの目標の修得に貢献するかが記載されており、学修目標を踏まえた授業内容が提供されている。単位の認定は、授業科目毎に担当教員が成績評価の要素（中間／期末試験、小テスト、プレゼンテーション、レポート、授業への積極的参与等）をシラバスに記載し評定を行った上で認定している。また、進級認定基準及び、課程修了の要件を策定し、学生便覧や DP にそれぞれ明記し、学生と教員に周知している。また、学修目標の達成度を測るための基準としてルーブリックを作成し学内に公表している。
【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

【修士課程】

修士課程では学修の成果を測る目安として GPA(Grade Point Average)制度を導入し、以下のとおり様々な目的で活用している。このことは、学生便覧に明記し、学生にも教員にも周知している。【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】

- 修了判定
- 2 年次進級判定
- 修了生総代選出
- 成績優秀者表彰
- 成績不良者へのウォーニング・レター／プロベージョン・レターの発行

・　奨学金付与／継続審査、等

成績評価について、学長主導で全学的な点検を行い、科目毎に成績評価点に大きな差が生じていることを改善するために成績評価点の平準化を行った。具体的には、必修科目については、受講者の成績平均点（コース GPA）を 4 点満点中 3.00～3.30 に収めること、選択科目については、3.00～3.60 に収めることをルール化することにより、極端に評価が甘い科目や、著しく評価が厳しい科目が出ないように改善した。このルールでは、人数が 15 人未満の科目やセミナータイプの科目は対象外とするなど、細かな運用ルールも定められており、その全ての内容について、両研究科の学生便覧に明記し、教員及び学生に周知している。選択科目においてコース GPA の上限値が高く設定されているのは、必修科目とは異なり、選択科目の受講者は概してその科目の分野に関心が高く学修意欲も高い傾向にあり、総体的に学生のパフォーマンスが良いことが理由である。選択科目のコース GPA の上限値を厳しく設定した場合に、実際の学生のパフォーマンスよりも低い成績を付けなければならなくなり、正当な評価ができないことで、学生の学修意欲を下げることを避けるための措置である。

科目毎のコース GPA を平準化したことに加え、進級及び修了認定基準（GPA 2.5 以上）を新たに設けた。更に、各研究科で成績不良者の定義を見直し、学期終了後に該当者に対し指導を行うことで各研究科が定める養成すべき人材像に合致する質の高い修了生を輩出することにつなげている。なお、コース GPA や進級及び修了認定基準、成績不良者の定義等については、全て学生便覧に明記され、教員及び学生に周知されている。

筆記試験中の不正行為を防止するため、詳細な試験の実施ルールを定め、学生便覧に明記し周知している。また、課題レポート、修士論文／研究レポート執筆において、剽窃行為を見逃さないため、修士論文／研究レポートについては全件、各科目の課題レポートについては、科目の担当教員が必要に応じて剽窃チェックを専用のオンラインサービスを使って実施している。剽窃チェックの実施については、国際関係学研究科では学生便覧に、国際経営学研究科では論文ガイド(Advanced Seminar Guidelines)にそれぞれ明記し、学生に注意喚起している。また、新入生オリエンテーションの中で、約 70 もの国と地域から集まった新入生全員に対して、「剽窃」の定義や、誤って「剽窃行為」を行わないための防止策に関する説明会を毎年実施している他、英語科目や論文指導科目の中でも剽窃防止のための指導が行われている。【資料 3-1-9】

本学では、学位論文または研究レポートのいずれかを提出することが課程修了の要件となっている。学位論文及び研究レポートの審査方法と審査基準はホームページ上で公表されている。【資料 3-1-10】

本学では、海外提携校との協定に基づき、交換留学プログラムやダブルディグリープログラムを積極的に行っており、学生が他大学で取得した単位の互換・認定を行っている。提携大学で取得した単位は、履修した科目の総授業時間数に応じて定められた単位互換換算表に沿って行われ、本学で取得した単位として認定し修了要件単位に含めている。【資料 3-1-11】

他大学で取得した単位の認定については、学則第 49 条及び第 50 条で定めている。単位互換換算表については当該学生に周知している。

成績の互換方法は研究科毎に異なるが、その方法は学生便覧に明記し、周知されている。

【博士後期課程】

博士後期課程で提供される授業科目は、合格（Pass）または不合格（Non Pass）の評語により評価されるため、成績点が無く、よってGPAによる審査は行われていない。GPAの審査に代わり、博士後期課程では各年次に次のとおり審査が行われる。

＜1年次＞

- 主指導教員（1人）と副指導教員（2人）からなる博士論文指導委員会により、研究計画の実行可能性と新規性を試す口頭試験を実施。
- 必修科目すべてに合格したあと、コースワークで修得した専門的な知識を確認するために博士候補認定試験を実施。1年次の6月に第1回目の試験を実施し、不合格の場合は同年8月に2度目の試験が実施される。

＜2年次＞

- 博士論文の執筆状況及び査読付き学術誌への投稿準備状況を確認し、今後の研究計画と指導体制を確認するため中間発表を実施。
- 博士候補認定試験に1年次に合格できなかった学生は2年次の6月に再試を受ける。6月の試験が再度不合格だった場合は、同年8月に再試を受け、そこで不合格になった場合は、博士候補認定試験の不合格者となり、その時点で退学することになる。

＜3年次＞

- 後期発表：博士論文の執筆状況及び査読付き学術誌への投稿状況を確認し、数カ月後に迫った博士論文提出までのスケジュール確認と研究指導を行う。
- 最終学期に博士論文を提出。博士論文指導委員会と外部審査員からなる博士論文審査委員会が構成され、博士論文の公開最終試験を実施。この公開最終試験の合格をもって博士学位授与の要件が満たされる。

各学生の学期毎の成績や研究計画に関する口頭試験、博士候補認定試験、中間・後期発表、最終試験等の結果は、毎月開催される博士後期課程委員会において報告、関係教員間で共有される。学位取得までのプロセスは博士後期課程設置の際に文部科学省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類（以後「設置の趣旨」という）」に記載された内容を基本とし、博士論文ガイドライン(PhD Dissertation Guideline)及び学生便覧に明記され学生に周知している。【資料3-1-12】【資料3-1-13】【資料3-1-14】

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第30条に規定している単位の計算方法は「みなし時間」により記載されているため、実時間と異なる。そのため、本学では1単位当たりの授業時間数を実時間で学生及び教員に説明し、授業時間を遵守するよう教員に求めており、やむを得ない出張等で休講する場合は、必ず、補講をすることを依頼している。また、補講の日程を組みやすくするよう、学期を通常授業が行われるファースト・モジュール（8週間）と補講・集中講義等が行われるセカンド・モジュール（2週間）に分けている。授業の補足的な活動として行われるフィールドトリップもセカンド・モジュールに実施することを原則としており、例外的にファースト・モジュールの期間中にフィールドトリップを実施する場合は、必要な授業時間数が確保されるよう、事務が確認を行っている。また、単位認定に必要な自主学修の実施を学生に促すため、事前事後学修の内容と所要時間をシラバスに記載するよう教員に求

めている。

成績評価点の平準化については、全教員に遵守することを求めており、成績提出後は、教務事務室の担当者がコース GPA をチェックし、基準から外れる成績を付けた教員については事務から再提出を求めるか、あるいは、研究科長に報告し、研究科長から注意する等の対策が講じられている。これにより、評価が厳しい教員とそうでない教員との差が縮まり、科目間の成績の平準化が保たれている。

修了認定及び進級認定基準として設けた「GPA2.5 以上」の要件は、毎年 6 月に教授会による審査が行われ厳格に適用されている。

修士論文と研究レポートの審査については数値化できる客観的な評価基準を各研究科に設けた。また、評価基準に沿って適正な審査が行われていることを示すため、各評価基準項目の評価点と合計点を記載する書式（ルーブリック）を使用している。また、国際関係学研究科では、修士論文／研究レポートに関わらず、ルーブリックに加えて、評語の決定に至った理由や改善点を述べた記述式の報告書も提出している。【資料 3-1-15】

国際経営学研究科については、修士論文の場合にのみ、ルーブリックに加えて記述式の報告書を提出することになっている。【資料 3-1-16】

博士後期課程は、「設置の趣旨」を原則としながら、詳細なルールや基準の策定を行い、所定のプロセスを経て進級を認定し、また、DP で定める「課程の修了要件」を厳正に適用し修了の認定を行っている。

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

シラバスに事前事後学修の内容と所要時間の記入欄を追加したことに加え、学生による授業評価アンケートの様式も全面改訂し、学生が自分の学修態度を振返り、週当たり平均何時間当該科目について自主学修を実施したか回答する設問を設けた。シラバスに教員が記載した事前事後学修の所要時間と学生が回答した自主学修時間を比較し、シラバスに記載された内容と学生の学修行動の実態に乖離があるか否かを今後分析し、単位制度の実質が保たれているか確認する。また、シラバスに記載された事前事後学修の所要時間が科目毎に大きく異なるケースが認められるため、科目間の事前事後学修時間の標準化に取り組む。

学修目標の達成度を測るため令和 6（2024）年にルーブリックを作成し学内に公表しているが、その認知度はまだ低いため、客観的な尺度として活用されるよう、周知していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 国際関係学研究科（修士課程）ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-2】 国際関係学研究科（博士課程）ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-3】 国際経営学研究科ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-4】 国際大学学則第 30 条（p.9)、第 49 条－第 50 条(pp.12-13)【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】 国際関係学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］
【資料 3-1-6】 国際経営学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］
【資料 3-1-7】 国際関係学研究科（修士課程（2 年制））・学生便覧(Curriculum Handbook)

(GPA: p.1, p.22) (剽窃：p.19)［英語］【資料 F-5-1】と同じ
【資料 3-1-8】 国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook) (p.31, pp. 34-35, etc.)
［英語］【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-1-9】 Advanced Seminar Guidelines 2023（2 年制）（国際経営学研究科）
(pp.4-5)［英語］【資料 2-2-9】と同じ
【資料 3-1-10】学位論文／研究レポート評価基準
【資料 3-1-11】単位互換換算表［英語］
【資料 3-1-12】設置の趣旨等を記載した書類（設置の趣旨）(pp.7-10)
【資料 3-1-13】博士論文ガイドライン(PhD Dissertation Guideline) (pp.14-15) ［英語］
【資料 3-1-14】国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧（Curriculum Handbook)
(pp.1-2) ［英語］【資料 F-5-3】と同じ
【資料 3-1-15】国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック
［英語］
【資料 3-1-16】国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリック及び研究レポート用
ルーブリック［英語］

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「国際大学大学院の目的に関する規程」に定める研究科及び教育課程毎の「教育研究上の目的」を踏まえて、カリキュラム・ポリシー(CP)を策定しホームページに掲載している。
【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の CP は、全学共通方針、修士課程共通方針、博士課程共通方針に加えて、学位毎の方針が示されており、学位毎に定められた DP と一貫性のある内容となっている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【修士課程】

1）全学共通

本学は 3 学期制（1 学期は 10 週の授業期間（10 週を更に 8 週＋2 週に分け、それぞれをファースト・モジュール、セカンド・モジュールと呼んでいる）＋約 1 週の試験期間）

を採用している。通常の 3 学期に加えて、本学の夏季休暇に当たる 7 月・8 月を春（特別）学期と捉え、主に 1 年制プログラム学生向けの授業科目を開講し、1 年間で 32 単位を修得できるよう、工夫している。

特定の学期に履修者が偏ることなく、多国籍な授業環境を継続的に確保するため、また在学期間を通じて学生の学修時間が偏らないようにするため、学生には学期ごとの履修単位数を平準化することを強く推奨している。ただし、学生の様々な活動状況に対応し履修計画に自由度を与えるため、1 学期あたりの履修単位数について下限は特別演習科目と語学科目を除いて 2 単位に設定し、上限は全ての科目を含めて 12 単位に設定し、学生便覧で周知している。

授業科目の履修区分を「指定必修科目」「選択必修科目」「自由選択科目」の 3 つに統一し、教育課程毎に各履修区分に置かれる授業科目を定め、体系的なカリキュラムを編成している。

すべての授業科目についてコースシラバスが作成され、履修登録の前に学生に公開される。コースシラバスは標準化されたフォーマットにより作成されており、オンラインでいつでも検索が可能となっている。

より広範囲な学際的見地と、多角的な視点を得た学生を養成するため、2 年制修士プログラムに在籍する全ての学生に対し他研究科の授業科目から少なくとも 2 単位を取得することを修了要件としている。この仕組みの土台となるクロス・レジストレーション制度（国際関係学研究科と国際経営学研究科の授業科目を相互に履修し、取得した単位を修了要件単位にカウントできる仕組み）を利用することで、学生は各自の関心やキャリアゴールに応じて他研究科の開講科目も含めた広範な授業科目から自身の履修計画を作成することが可能となっている。

DP に掲げた学修目標（学位毎に定めた修得すべき知識、スキル、学術的態度）と各授業科目との関連性を示すカリキュラムマップ(CM)を作成し、学内外に公表している。さらに、コースシラバスに学修目標と当該科目との関連性を記入する欄を追加し、学生がシラバスからも DP を意識できるようにしている。更に、CM から派生したカリキュラムツリー(CT)を作成し、学修目標とカリキュラムの間の整合性を可視化し、より体系的なカリキュラムを構築するための改善活動にも着手している。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

カリキュラムの定期的な見直しや授業科目一覧、各科目の内容や評価について議論する場として、研究科毎に研究科長と各プログラムのディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を置き、毎月会議を行っている。ここで話し合われた結果は必要に応じて教授会に諮り、教育課程レベルで改善活動を行っている。

各研究科及び言語教育センターが提供するカリキュラムに関する事項について、各部門の裁量を認めつつも、教学面で全学的な審議が必要であると学長が判断する事項がある場合は、学長を委員長とする「大学カリキュラム委員会」において検討する教学マネジメント体制が整備されている。大学カリキュラム委員会は、両研究科の研究科長、各プログラムのディレクター、及び言語教育研究センター長を構成員とし、教務担当職員が事務を司り、教学に関する全学的な方針等を決定している。

2）国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程

国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程では、以下の４つのプログラムを提供し、CP に沿って学位毎に教育課程が編成されている。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数が定められ、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。【資料 3-2-7】

図表 3-2-1 国際関係学研究科修士課程プログラム名

プログラム名	学位名
国際関係学プログラム	修士（国際関係学） 修士（政治学）
国際開発学プログラム	修士（国際開発学） 修士（経済学）
公共経営・政策分析プログラム	修士（公共経営学） 修士（公共政策学）
国際公共政策プログラム	修士（国際公共政策）

3）国際経営究科・国際経営学専攻修士課程

国際経営学研究科・国際経営学専攻修士課程では、以下の 4 つのプログラムを提供し、CP に沿って学位毎に教育課程が編成されている。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数が定められ、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。【資料 3-2-8】

図表 3-2-2　国際経営学研究科修士課程プログラム名

プログラム名	学位名
MBA プログラム	修士（経営学）
MBA1 年制プログラム	修士（経営学）
デジタルトランスフォーメーションプログラム	修士（デジタル経営学）
国際社会起業家プログラム	修士（社会起業経営学）

4）日本・グローバル開発学プログラム

日本・グローバル開発学プログラムは、国際関係学研究科・修士課程と国際経営学研究科・修士課程の共同プログラムとして設置された国際人材育成プログラムで、学生は入学前に以下の 5 つの学位から 1 つを選択し、入学後は学位毎に編成された独自の教育課程に沿って学修を行う。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数が定められ、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。

・修士（国際関係学）
・修士（国際開発学）
・修士（経済学）
・修士（公共経営学）

・修士（経営学）

修士（国際関係学）、修士（国際開発学）、修士（経済学）、修士（公共経営学）を選択した学生は、国際関係学研究科所属となり、修士（経営学）を選択した学生は国際経営学研究科所属となる。

【国際関係学研究科・国際関係学専攻博士後期課程】

博士後期課程では、CP に沿って、既存の修士課程（国際開発学プログラム、公共経営・政策分析プログラム、国際関係学プログラム）の専門性を更に深化させた 3 つのクラスターを提供し、修了に必要な履修要件と研究指導体制の詳細を学生便覧に明記している。【資料 3-2-9】

図表 3-2-3 国際関係学研究科博士後期課程クラスター名

クラスター名	学位名
国際関係学クラスター	博士（国際関係学）
経済学クラスター	博士（経済学）
公共経営学クラスター	博士（公共経営学）

以上の通り本学は CP に沿った教育課程の体系的編成を適切に実施している。

3-2-④ 教養教育の実施

該当しない

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は小規模な大学院大学であり、収容定員に対する教員 1 人当たりの学生数の比率は約 1：11 で教員と学生間の距離が近く、特に選択科目では総じて、小規模でインタラクティブな学修環境を提供している。本学は、学生を小グループに分けて、課題やプロジェクト、プレゼンテーション等を実施させるアクティブ・ラーニングの教育法を取り入れ、学生 1 人ひとりの授業への積極的参与を促進させている。必修科目等、受講者数の多い授業科目については、クラスを 2 つに分けて授業を実施する方策がとられており、学生が発言しやすく、教員も各学生に目配りしやすい授業環境が提供されている。必修科目や受講者数の多い選択科目では TA（Teaching Assistant）を採用し、授業内容の補足を行う TA セッションが毎週行われ、学生の習熟度向上に貢献している。更に、習熟度が低く特に個別指導が必要な学生については、チューターも割り当てている。

また組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行い効果的な教育活動の実践を支援・促進するために、ファカルティ・デベロップメント委員会規程を制定し、ファカルティ・デベロップメント委員会及びその分科会が年間活動計画を策定し、FD（Faculty Development）活動を実行している。主な FD 活動として、年に数回 FD セミナーを開催している。セミナーの内容として、近年では、教授方法の改善に関するもの、論文指導のやり方など、教育内容・方法等の改善に資するテーマを設定し開催している。【資料 3-2-10】

【資料 3-2-11】

【国際関係学研究科】

国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程では、CP を踏まえた教育活動を行う中で、学生の学修成果を高めるために以下の教授法を取り入れている。

1. 学生達が様々な意見を聞く中で多様な価値観と視点を認識し、個々の視野を広げ、紛争、テロ、貧困、経済社会成長、環境問題など国際的地球規模的諸事象の理解力と分析・政策立案能力を高められるよう、多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるディスカッションを取り入れている。
2. 授業に対する積極的な取り組みを学生に求めるため、外交交渉のロールプレイを取り入れたり、クラス発表において学生にコメンテーターを務めさせたりしている。
3. 数量系の科目では、コンピュータソフトウェアを使用したデータ分析やモデリング、シミュレーションについて学ぶ実務的な内容を提供。マシン・ラーニングを取り入れた授業も一部で行われている。
4. 各分野最先端の経済学者によるワーキングペーパー（未公刊論文）を題材に、優れた点だけでなく改善の余地がある点も含め、論文査読者の立場にたって模擬審査レポートを執筆することで、より広く深い研究視点を学生に身に付けさせている。
5. 教育活動の一環として、公共事業団体や中央政府・地方自治体、国会議事堂や防衛施設の視察や現地実習を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図るとともに、社会が抱える諸問題について関心を高める機会を提供している。
6. 外部講師（実務家や他大学教員）による講演会を授業内外で数多く実施し、各分野の第一線で活躍する実務家や研究者と学生との接点の場を提供している。

教授方法や教育内容の改善に活用するため、学生による授業評価アンケートを毎学期末に全ての科目において実施している。アンケート結果は当該授業科目の担当教員に通知される他、全ての学生及び教員の閲覧に供している。また、授業評価アンケートの結果は教員の評価にも活用されている。その他の教育内容・教授方法改善に向けた手段として、教学事項に係る学生の委員会(IRC:International Relations Council)が組織されている。IRC は、国際関係学研究科の教育内容全般に関して学生の要望を集約し、研究科長と意見交換を行うなどの活動を行っている。また、IRC 主催で行われる Happy Hour というイベントでは、特に貢献度の高い TA に対し評価・表彰する取り組みを行っており、TA を務める学生のモチベーションを上げる役割を果たしている。また、Happy Hour は研究科教員と学生との教室外の自由な意見交流の場としても機能している。

博士後期課程の授業科目では少人数制の授業を実施し、1 人ひとりにきめ細やかな指導を行っている。論文指導については、入学時点で主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人が決定しており、この 3 人をもって博士論文指導委員会を構成し、早い段階から、学生の指導体制を整えている。主指導教員に加えて副指導教員を 2 人置くことは学生が博士論文執筆にかかる研究活動を行う上で、学際的視点や多様な方法論の助言を得ることを可能としている。

【国際経営学研究科】

国際経営学研究科では CP を踏まえた教育活動を行う中で、学生の学修成果を高めるために以下の教授法を取り入れている。

1. 研究科設置当初において教育課程編成とその運営について支援を受けた米国ダートマス大学、エイモス･タック･スクールの MBA プログラムの教育内容・方法を基礎として受け継ぎ、米国の MBA プログラムで標準とされる教育内容、方法を採用。講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせた、双方向の教授法を取り入れることにより現実的な課題に対する学生の分析能力と問題解決能力を育成している。
2. 多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるグループワークを実施。教室の内外でメンバー同士が議論し合い、その内容をもとに更に教員と学生がディスカッションを行う、アクティブ・ラーニングの教育法を国際的な教育環境の中で実践している。
3. 実務家を中心とした外部講師による講演・セミナーを授業内外で開催することにより、ビジネスの第一線で活躍する企業家と学生との接点の場を提供している。
4. 企業が直面する現実的課題への応用力の向上及び、社会的責任を認識したリーダーを養成するという観点から、「企業の社会的責任(CSR)論」や「リーダーシップ」「環境政策と災害管理」など、社会性や環境などの公共性を意識した授業科目を提供している。
5. 教育活動の一環として、企業訪問や工場製造ラインの見学等を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図っている。地元自治体や地元企業等との交流を通じて、地域社会が抱える諸問題について関心を高め、職業人としての社会貢献の意識を高める機会を提供している。

同科では、ビジネススクールの世界的認証機関である AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business)の認証を取得しており、AACSB の認定校となって以降は認証を維持するために教育課程の編成、教授方法の改善を継続的に行っている。

AACSB の認証に欠かせない活動として、AOL(Assurance of Learning)（学びの質保証）を実行している。AOL とは、学生の学びの質を改善するための PDCA 活動である。その手法は、AOL で定めた学修目標と指定必修科目の関係性を AACSB 用の CM に示し、各指定必修科目のコースシラバスに学修目標に対する到達度を確認するための評価基準・方法を明記して、科目終了後に学生の学修到達度を数値化した上で、学修目標ごとに定めた評価基準に照らし合わせて学修到達度を把握し、その到達度を継続的にモニターすることで授業科目の改善状況を管理するものである。【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】

AOL で定めた学修目標は国際経営学研究科の DP の学修目標に反映されている。

更に、同科のカリキュラムを更新するための重要なアプローチとして、世界中の主要なビジネス・スクールについてのベンチマーク調査を実施している。

教授方法や教育内容の改善に活用するため、中間と期末に学生による授業評価アンケートを実施している。中間に行われた授業評価アンケートは、直ちに教員にフィードバックされ、後半の授業内容・教授法の改善に役立てられている。期末の授業評価アンケートは次年度に向けた改善のために各教員が活用する他、教員間で共有・レビューしている。全ての科目の

評価ポイントは学生及び教員の閲覧に供している他、教員の評価にも活用されている。学生の授業評価に加えて、教員間の授業評価システムも構築されている。【資料 3-2-14】

優れた授業評価を受けた教員に対する表彰も、毎年行っている。その他の教育内容・教授方法改善に向けた手段として、教学事項に係る学生の委員会（IMC:International Management Council）が組織されている。IMC は、国際経営学研究科の教育内容全般に関して学生の要望を集約し、研究科長と意見交換を行うなどの活動を行っている。また、IMC 主催で各学期 1 回行われる集会（Dean's Hour）は、学生から寄せられた様々な要望や質問に対し、研究科長が直接回答し、学生と教員間の意見交換の場として機能している。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

開講科目と DP-CP との関連性がカリキュラムマップ(CM)やカリキュラムツリー(CT)を作成したことで可視化された。CM や CT を活用したカリキュラム・マネジメントを今後も継続していく。

カリキュラム・マネジメントにおいて、本学を取り巻く社会や環境の動向に注視しつつ、ステークホルダー（学生、学生の派遣元組織、修了生の雇用主、各種支援団体、及び修了生等）の要望に応えることも今日では重要になってきている。現行のカリキュラム・マネジメント体制において、大学の使命・目的や DP-CP の一貫性を確保しつつ、ステークホルダーからの意見・要望にも配慮して可能な範囲でカリキュラムの見直しや教授法の改善を行うことにより社会に貢献することを目指す。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】国際関係学研究科修士（全学位分）カリキュラム・ポリシー
【資料 3-2-2】国際経営学研究科修士（全学位分）カリキュラム・ポリシー
【資料 3-2-3】国際関係学研究科博士（全学位分）カリキュラム・ポリシー
【資料 3-2-4】コースシラバス様式［英語］
【資料 3-2-5】学位毎のカリキュラム・マップ［英語］
【資料 3-2-6】学位毎のカリキュラム・ツリー［英語］
【資料 3-2-7】国際関係学研究科（修士課程（2 年制））・学生便覧(Curriculum Handbook) (pp.4-12)［英語］【資料 F-5-1】と同じ
【資料 3-2-8】国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook) (p.38, p.46, p.52, p.58, p. 65)［英語］【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-2-9】国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧(Curriculum Handbook) (pp.1-2) ［英語］【資料 F-5-3】と同じ
【資料 3-2-10】国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程
【資料 3-2-11】2024 / 2025 Faculty Development Activity Plan［英語］
【資料 3-2-12】国際経営学研究科のカリキュラム・マップ（AACSB 用）［英語］
【資料 3-2-13】国際経営学研究科・教育学修目標ごとに定めた評価基準（AACSB 用）［英語］
【資料 3-2-14】国際経営学研究科の授業評価システム(Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance)［英語］

3−3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3−3 の自己判定

基準項目 3−3 を満たしている。

（2）3−3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学生の学修成果は、本学のアセスメント・ポリシーに記載されているとおり、様々な方法で収集された学生に関する情報を「科目レベル」「教育課程レベル」「機関レベル」において、各種評価基準に照らし合わせて点検・評価されている。

科目レベルでは、シラバスに明記された学修目標に対する達成度を、同じくシラバスに記載された評価方法を用いて担当教員が審査し、各学生の学修成果を成績として評価している。

教育課程レベルでは、各学期終了後、最初の教授会において全学生の当該学期の GPA と入学からの累積 GPA の両方を確認し、学生の学修状況を点検・評価している。修士論文または研究レポートについては「学位論文／研究レポート評価基準」に基づき審査した結果を修士論文／研究レポート審査用ルーブリックに記載し、合否の判定を行っている。

機関レベルでは、DP の中で学位毎に定めた学修目標（修了時に身に着けているべき「知識」「スキル」「学術的態度」）に対する達成度について修了時アンケートからデータを収集し、その結果を大学カリキュラム委員会で点検し、「学修目標達成度」として本学のホームページ上で公開している。

【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

科目レベルでは学生の成績評価と授業評価アンケートの結果を用いて、担当教員が授業内容、教授法、教材、シラバス等について必要な改善を行う。また、修了予定者が修了直前に毎年実施する研究指導教員評価アンケートの結果は、研究指導方法の有効性の確認と改善に活用してもらうため各指導教員に報告される。

教育課程レベルでは、学生の GPA を確認し、修学に支障があると認められる学生については研究科長が面談を行い、必要に応じてチューターを付ける等の対策を講じることにより学生の学修成果の向上を支援している。

修了時アンケートの集計結果は機関レベルの大学カリキュラム委員会に提出され、学長が学修成果の点検評価と改善に向けた取組を行うよう研究科に指示する。それを受けて、教育課程レベルでは、各研究科のカリキュラム委員会において 3 ポリシーの中でも特に関わりの深い DP-CP の一貫性を、学生の学修成果を点検・評価することで実質化するため、カリキュラムと学修目標との整合性や関連性を CM や CT を用いて確認し、改善計画を策定し実行する。【資料 3-3-6】

これまで、学修目標達成度については、修了時アンケートで調査してきたが、令和 5（2023）年度より、同アンケートに加えて、入学時、2 年次進級時に学修目標達成度調査を行うことを決定した。これにより在学中の 3 時点（入学、進級、修了）で達成度の変化を点検・評価することになり（1 年制プログラムについては、入学時、修了時の 2 時点で調査を行う。）その運用が始まっている。また学修目標の達成度を測るための基準としてルーブリックを作成しており、学生がアンケート調査に回答する際の客観的指標として活用すべく令和 6（2024）年度より運用を開始する。【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

上述のとおり入学から修了までの学修目標達成度の変化を経年でモニターすることで、学生の学修成果を可視化し、本学の教育活動の改善につなげる PDCA サイクルの体制が構築されている。【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、学修目標達成度調査の結果は修了時アンケートの結果と繋がり、蓄積されるデータは経年で比較検証が可能となり、カリキュラムの改善や学修目標の見直しに活用される。上述の調査結果は学生の個人レポートとしてもまとめられ、指導教員に提供することで、学生の個別指導に活用できるようにする。学修成果の点検・評価結果を教育内容・教授法及び学修指導等の改善につなげる取組はまだ始まったばかりなので、新たな各種取組を軌道に乗せ、PDCA サイクルを恒常的かつ実質的に機能させる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 アセスメント・ポリシー
【資料 3-3-2】 学位論文／研究レポート評価基準【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-3-3】 国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック［英語］【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-3-4】 国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリック及び研究レポート用ルーブリック［英語］【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-3-5】 学修目標到達度
【資料 3-3-6】 Student Learning Outcome Improvement Plan［英語］
【資料 3-3-7】 国際関係学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-3-8】 国際経営学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-3-9】 国際大学内部質保証方針
【資料 3-3-10】国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル

［基準 3 の自己評価］

本学は大学の使命・目的及び各研究科の教育研究上の目的を踏まえて DP を策定しており、DP を踏まえた単位認定、修了認定が行われている。また、DP で定めた学位毎の学修目標の達成に必要な授業科目・カリキュラムを提供するため、DP との一貫性が確保された CP を定め周知している。アセスメント・ポリシーにより収集した学生の各種情報を本学の各種評価基準に照らし合わせて点検・評価し、学修成果を可視化する活動が令和 5（2023）年度より実質的にスタートした。可視化した学修成果を教育活動の改善に繋げる PDCA 体制を構築し、DP-CP の一貫性の確保と学生の学修成果向上に向けた取組が行われていることから、本学は基準 3 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、学長が全所属教職員を統括し、大学校務の総責任者として適切且つ効果的に大学運営を遂行することを補佐するため、役職として、副学長及び各教育研究組織に部門長を置くことを学則第 65 条及び第 66 条で定め、運営組織として「運営委員会」、「教授会」を置くことを学則第 77 条及び第 78 条で定めている。【資料 4-1-1】

また、大学事務局を調整・統括する事務局長を置くこと、学長の日々の業務をサポートし、学長の戦略的事項の調査・分析・立案・推進に関する特命事項を遂行するため、学長戦略室を置くことを「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」で定めている。【資料 4-1-2】

学長は諮問機関である、運営委員会や教授会を介して、教職員の意見を汲み取り、大学の意思決定を行い、適切なリーダーシップのもと大学運営を行っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学則第 1 条で定めた「目的」の達成に向け、本学は学長のリーダーシップのもと教職協働の教学マネジメント体制を構築している。

1）学長・副学長及び各部門長の責任と権限

本学学則第 64 条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。学則第 65 条では副学長について「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、学長を補佐するため、本学では常時副学長を置いている。現副学長は主に「渉外」及び「スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU 事業）」を担当し、令和 6（2024）年度は同年 3 月で終了した SGU 事業の事後評価受審にかかる対応を行っている。学則第 66 条において、教育研究組織の各部門長は所管する部門の校務をつかさどることが明記されており、教学マネジメント体制の中で重要な役割を担っている。なお、各教育研究組織（言語教育研究センター、松下図書・情報センター、国際大学研究所、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター）の詳細は、それぞれの規程において定めている。

2）運営組織

学則第 77 条第 1 項において、学長を補佐するため運営委員会をおくことを定め、同第 2 項において、学長が大学運営を遂行する上で必要と認める事項について、運営委員会が企画立案及び学内調整を行うことを明記している。

教授会の審議事項について定める学則第 79 条において、教授会は、学長が学生の入学、修了、学位の授与の他、教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、学長に意見を述べ、また、学長が教授会の意見を聴く必要があるものとして定める事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べるものとすることが規定されている。なお、運営委員会と教授会については、「国際大学運営委員会規程」、「国際大学大学院研究科教授会規程」「国際関係学研究科博士後期課程委員会規程」においてそれぞれの会議体に関する詳細を定めている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

3）事務組織

学則第 74 条第 2 項に基づき定められた「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」において、各事務組織の役割と事務分掌、及び、事務職員の役割が明記されており、適切な人員配置のもと、事務体制を構築している。同規程第 11 条において、事務局長は「学長の命を受けて、大学事務局の職員を指揮監督し、大学事務局を調整・統括する」と定めている。また、大学の事務局内では、特に学長戦略室と教務事務室が連携し、教学マネジメントに関する業務を遂行している。

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

4-1-②で述べた通り、教学マネジメント体制に関わる教職員の配置と役割は整備された諸規程によって明確化されており、本学の教学マネジメントは運営組織を介して機能的に運用されている。

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメント体制を更に強化するため、現在 1 人となっている副学長を 2 人体制にすることや、兼務発令されている役職者が 1 つの役職に専念できるよう、役職を担う教職員の数を増やすための人材育成を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】国際大学学則第 64 条－第 66 条（p.16)、第 74 条・第 77 条（p.17)，第 78 条－第 79 条（p.18)【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程

【資料 4-1-3】国際大学運営委員会規程

【資料 4-1-4】国際大学大学院研究科教授会規程

【資料 4-1-5】国際関係学研究科博士後期課程委員会規程

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1）教員の確保と配置

本学の教育研究組織別の教員の配置状況は以下のとおりである。

図表 4-2-1 教育研究組織別教員数　（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

大学院研究科 付属研究所等	入学定員	収容定員	専任教員数				設置基準上収容定員から必要な研究指導教員数	設置基準上専攻ごとに不可欠な研究指導教員数*	設置基準上専攻ごとに不可欠な研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計*	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数
			教授	准教授	講師	計						
国際関係学研究科（修士） ＜内外国人教員数＞	110	220	10 <3>	6 (1) <5 (1)>	5 (3) <4 (2)>	21 (4) <12 (3)>	11	8	18	21 (4) <12 (3)>	21 (4) <12 (3)>	0
国際関係学研究科（博士） ＜内外国人教員数＞	5	15	7 <3>	6 (1) <5 (1)>	3 (2) <3 (2)>	16 (3) <11 (3)>	1	5	9	16 (3) <11 (3)>	15 (2) <10 (2)>	1 (1) <1 (1)>
国際経営学研究科 ＜内外国人教員数＞	75	150	7 (1) <3 (1)>	5 (1) <4 (1)>	1 <1>	13 (2) <8 (2)>	8	5	9	13 (2) <8 (2)>	13 (2) <8 (2)>	0
言語教育研究センター ＜内外国人教員数＞			2 <1>	2 (1) <1>	3 (2) <1>	7 (3) <3>						
グローバル・コミュニケーション・センター			1	3 (1)	1	5 (1)						
			20 (1) <7 (1)>	16 (4) <10 (2)>	10 (5) <6 (2)>	46 (10) <23 (5)>						

（ ）内の数字は女性教員数で内数、＜＞内の数は外国人教員数で内数

国際関係学研究科（博士）の全教員は、同研究科修士課程の教員を兼ねる。

*「設置基準上専攻ごとに不可欠な研究指導教員数」と「設置基準上専攻ごとに不可欠な研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計」について、国際関係学研究科（修士課程）については、設置基準（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）に依らず、昭和 55（1980）年 12 月 19 日大学設置審議会大学設置分科会決定による本学の設置認可時の教員審査において示された方針に従い、研究指導教員 8 人以上、研究指導教員と研究指導補助教員の合計 18 人以上を必要不可欠な教員数としている。なお、この人数は国際関係学研究科・国際関係学専攻（修士課程）の教育内容が複数の分野にわたっていることにかんがみ設定されたものである。

本学は、設立の趣旨と特色を定めた「国際大学大学院のあり方」に示すとおり国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、すべての授業（日本語の語学科目を除く）を

英語で行っている。広く内外から優れた教授陣を求めて国際的に構成するという原則に則り、全世界に対する公募によって教員を採用していることから、教授陣の半数は外国籍（11カ国）である。また、研究科に所属する教員の約95%が博士号を取得しており、内75%は海外の有名大学出身者である。専門分野において教育研究業績があり、かつ高度な英語能力を有している本学の専任教員は、採用時の段階から修士課程の研究指導教員としての資格を十分に満たしており、大学院設置基準で定める収容定員に必要な研究指導教員数及び専攻ごとに不可欠な研究指導教員数の両方の数を満たしている。また、教授の数についても、国際関係学研究科（修士）で必要な8人、国際関係学研究科（博士）で必要な4人、国際経営学研究科で必要な6人を全て満たしている。

専任教員の平均年齢は52歳と7年前の受審時と比較しやや高くなっているが、30代から70代まで幅広い年齢層で構成されている。国籍は多様性に富み、女性教員の雇用も促進され7年前の受審時の2倍（5人→10人）へと数を増やしてきており、年齢、国籍、性別のダイバーシティ環境が形成されている。また、高度な実務能力を育成するため、実務家教員を各研究科に配置している。

【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】

各教育研究組織及び各教育課程における教員配置については、以下のとおりである。

【国際関係学研究科・修士課程】

21人の専任教員（研究指導教員）を3つの教育プログラムに配分し、各カリキュラムに必要な授業科目の提供と学生の修士論文または、特定の課題についての研究の成果（「研究レポート」）執筆のために必要な研究指導を適切に行っている。

【国際関係学研究科・博士後期課程】

16人の専任教員（内1人は研究指導補助教員）は全て修士課程の研究指導教員を兼ねている。16人を3つのクラスターに配分し、クラスターごとに定めた指定必修科目の提供と、博士論文執筆のために必要な研究指導を適切に行っている。修士課程と博士課程の研究指導を両立させるため、指導学生数の配分にも配慮している。【資料4-2-4】

【国際経営学研究科】

13人の専任教員（研究指導教員）は本学のMBA教育における4つの専門分野、すなわち「マネジメント」「ファイナンス」「マーケティング」「デジタル技術とオペレーション」に各2人以上配置され、分野ごとに必要な授業科目を提供し、修士論文または、特定の課題についての研究の成果（「研究レポート」）執筆のために必要な研究指導を適切に行っている。

【言語教育研究センター】

大学院の教育課程において開講される英語科目、日本語科目は、言語教育研究センター所属の教員が担当している。同センター内には、英語プログラムと日本語プログラムがあり、英語プログラム3人、日本語プログラム4人の専任教員が配置されている。

英語プログラム所属の教員は、英語を母国語としない学生が英語による論文を書き上げるに必要な語学能力を修得するための授業を提供するため、少なくとも TEFL(Teaching English as a Foreign Languag)や、TESL(Teaching English as a Second Language)の修士号を取得し、非英語圏の高等教育機関において数年間の英語教育歴をもち、学術論文を 3 件以上出版している教員が採用され、高度で専門的な英語教育を提供している。また日本語プログラム所属の教員は、留学生の日本語レベルに応じて初級から上級までの科目を提供できるよう配置している。

【国際大学研究所】

研究所では、両研究科及び言語教育研究センターの専任教員が兼担所員として研究活動に従事しているため、専任教員は配置していないが、研究所長と兼担所員の協力のもとで、様々な取組を実施している。例えば、研究所では、教員による研究発表会を月に 1 回、昼休みの時間帯を活用し全学に公開する形で開催しており、多くの学生と教職員が参加している。高等教育機関や研究所で教育・研究に従事している修了生を招聘しての修了生特別講演会も研究所が実施するイベントの 1 つである。また、研究所では教員向けに各種学内研究助成金制度を設け財政面で研究支援を行うほか、科学研究費補助金の申請を奨励するための科研費ワークショップ開催や外部研究資金情報の提供などを行っている。

【国際大学グローバル・コミュニケーション・センター】

東京六本木にある、本学の東京事務所内に位置しており、5 人の専任教員（研究員）が所属し、社会科学系の先端研究所として、企業・官公庁からの受託研究や、会員との共同研究に従事している。

2）教員の採用・昇任・テニュア付与

本学の教育研究組織ごとの教員の採用・昇任・テニュア付与については、規程に定められた手続き及び評価基準等に基づき、適切に運用している。

採用・昇任・テニュア付与の手続きは、「国際大学教員採用・昇任及びテニュア付与人事手続規程」に基づいて行われる。採用・昇任・テニュア付与の人事案件は、学長、研究科長、事務局長により構成される大学人事委員会において、全学的見地から協議を行う。
【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

大学人事委員会の協議・合意を経た人事案件は、教員の所属に応じて、各研究科または言語教育研究センターが規程に基づき人事手続きを行う。採用案件の場合は、各部門において、公募による教員募集を行い、申込者の中から候補者を決定する。専任教員の昇任・テニュア付与の人事案件、及び、新規採用案件で候補者が選定された人事案件については、各教授会が部門内に新たに人事委員会を構成し、人事委員会は、昇任・新規採用案件については「国際大学教員資格評価基準」、テニュア付与については、「国際大学専任教員テニュア制度に関する規程」に基づき候補者の資格を評価し、評価報告書を教授会に提出する。教授会の審議・票決を経て可決された人事案件は、運営委員会の議を経て、テニュア付与については、学長が最終決定する。昇任人事案件に関しては運営委員会のあと常任理事会

に、採用人事案件に関しては、常任理事会及び理事会に、それぞれ議案として提出され、所定の手続きを経て最終的な決定がなされる。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】

3）テニュア制度

本学では、「国際大学専任教員テニュア制度に関する規程」を制定し、平成 26（2014）年 4 月よりテニュア制度を導入している。教員はテニュア制、またはノンテニュア制の何れかの雇用形態のもと採用される。テニュア制により採用される教員は、採用時は有期雇用契約により採用され、一定期間内に上述のテニュア付与審査を受け、テニュアへの移行が可能であり、それらの教員をテニュアトラック教員と呼ぶ。一方、ノンテニュア制で採用される教員にテニュアが付与されることはない。研究科専任教員の場合、テニュアトラックによる初回雇用契約は 3 年とし、原則として採用後 2 年 6 カ月経過後に 1 回目のテニュア審査を行う。そこでテニュアを取得できなかった場合は、更に 2 年契約の有期雇用契約となり、採用後 4 年 6 カ月経過後に 2 回目のテニュア審査を行う。2 回目のテニュア審査でもなおテニュアを取得できなかった場合は、さらに採用後 6 年 6 ヶ月経過後に 3 回目のテニュア審査を受けることができる。3 回目のテニュア審査でテニュアを取得できなかった場合はテニュアトラック教員としての資格を失い、雇用は終了する。

言語教育研究センター所属の語学教員の場合、採用時の契約期間は 2 年で、2 年後に契約更新の審査を受け、再度 2 年の雇用契約を結ぶ。採用から 3 年 6 カ月経過後に 1 回目のテニュア審査を行い、テニュアを取得できなかった場合、5 年 6 カ月経過後に 2 回目の審査を行う。2 回目でテニュアが取得できなかった場合は、テニュアトラック教員としての資格を失い、雇用は終了する。

テニュア審査は、「国際大学専任教員テニュア制度に関する規程」により行われており、教育研究能力、大学への貢献、将来性及び人物等について総合的な評価を行う。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

基準 3-2-⑤に記載したとおり、本学では、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行い効果的な教育活動の実践を支援・促進するために、国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程を制定している。本学の FD (Faculty Development)活動は、ファカルティ・デベロップメント委員会及びその分科会が作成する Faculty Development Activity Plan と題した年間活動計画の中で、年次目標と実施内容を作成し、実行されている。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

主な活動内容は FD セミナーの開催で、年に数回実施している。近年実施したセミナーの内容として、効率的なオンライン授業の実施方法、学生による剽窃行為防止のための剽窃チェックシステムの活用法、授業評価の高い教員による教授法、研究指導評価の高い教員による研究指導方法等、教育内容・方法等の改善に資するテーマを設定し開催している。

登壇者による発表のあとは、参加者間で意見交換・事例紹介などが行われ教員間で経験を共有する場となっており、本学教員の教育技法の更なる向上に貢献している。

セミナー終了後はアンケートを取り、参加したセミナーに対する意見を聴取し、取りまとめたアンケート結果をファカルティ・デベロップメント委員会／分科会に提出し、次の

セミナーの内容及び実施方法の改善に向けた検討を行っている。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人国際大学一般事業主行動計画」の中で目標として掲げている「専任教員に占める女性の割合 25%以上」を達成することにより、よりバランスのとれた教員配置を目指す。また、若手研究者の雇用を促進し、年齢層ごとの人数のバランスをより良いものとするとともに組織の活性化を図る。【資料 4-2-11】

令和 6（2024）年 1 月にファカルティ・デベロップメント委員会規程を改訂し、これまでの教育技法改善や、教育活動の改善に資する諸施策の実践に加えて、教育研究活動等の適切且つ効果的な運営に必要な知識・能力等の修得に資する研修等諸施策の企画立案及びその実施を規程に盛り込んだ。FD に管理・運営能力の開発を盛り込んだことで、今後は FD と SD (Staff Development)で連携を図り、事務職員と教員を対象とした管理・運営能力の開発に資する諸施策を共同で実施する。事務職員と教員双方の管理・運営能力の開発に適切な研修内容と実施方法、実施言語（英語／日本語）について、今後ファカルティ・デベロップメント委員会と SD 担当部署とが連携し、より活発な FD 活動を実施していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】　専任教員一覧（所属別）
【資料 4-2-2】　専任教員一覧（年齢別）
【資料 4-2-3】　専任教員一覧（国籍別）
【資料 4-2-4】　国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧
【資料 4-2-5】　国際大学教員採用・昇任及びテニュア付与人事手続規程
【資料 4-2-6】　国際大学大学人事委員会規程
【資料 4-2-7】　国際大学教員資格評価基準
【資料 4-2-8】　国際大学専任教員テニュア制度に関する規程
【資料 4-2-9】　国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-10】　2024 / 2025 Faculty Development Activity Plan［英語］【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-11】　学校法人国際大学 一般事業主行動計画

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 29（2017）年 4 月施行の大学/大学院設置基準改正による SD 義務化及び職員の資質・能力向上の重要性を踏まえ、本学では、職員への教育の強化を平成 29（2017）年度以

降事業計画の主要課題に掲げ、平成 29（2017）年 4 月に国際大学 SD 方針を定め、研修を実施している。【資料 4-3-1】

内外の研修プログラム、オンライン研修、本学授業科目への聴講参加、OJT、自己啓発支援等により、組織的に SD を実施している。【資料 4-3-2】

主な研修領域と実施内容：

1）グローバル化対応・英語力向上研修：

夏期英語集中講座への職員の参加（平成 30（2018）年度より）、本学授業聴講、JAFSA（国際教育交流協議会）等外部研修派遣。

2）マネジメント・大学職員専門研修：

学内研修（本学経営学教員による研修、オンデマンド研修活用による職員研修）

3）コンプライアンス・メンタルヘルス：

専任カウンセラーによるセミナー、外部講師によるハラスメント防止セミナー・情報セキュリティセミナー等。

コロナ禍以降、外部研修はオンライン研修に移行する中で研修の見直しを行い、オンラインとのハイブリッドで行う集合研修など、多様な実施方法も模索し、教員との連携の下、令和 3（2021）年度はデジタルマーケティング研修を、令和 4（2022）年度は中堅層のマネジメント研修を実施した。また事務局管理職に行った導入アンケートに基づき令和 4（2022）年度にオンデマンド研修を導入し、令和 5（2023）年度には全職員に 1 講座以上の受講を要請するなどの活用を図っている。また、オンデマンド講座を活用した集合研修（ブレンデッド・ラーニング）として、大学関係法令・政策動向と本学の取組に関する研修を 2 度にわたり実施するなど、研修内容の見直しに基づき取り組んでいる。

教員向け研修の例としては、ハラスメント防止や多文化共生に係る全学セミナーの開催、国際認証（経営学分野の AACSB 認証）セミナーへの教職員の派遣、研究関係の研修会（科研費ワークショップ、研究倫理教育）の実施などがあげられる。また、教職協働への一助として、教員向け FD プログラムへの職員の参加も奨励されている。

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

教員向けの研修は全て英語で行っているのに対し、職員向けは英語研修を除き主として日本語で行っているため、基本的に FD/SD プログラムは別々に企画・実施されている。令和 5（2023）年度に FD 委員会規程を改正し、FD の範囲に教育研究行政に関する研修について明記するとともに、職員向け SD プログラムとの連携についても明記したことを踏まえ、教職協働の促進のため、FD/SD の共通実施や教職員連携による研修を企画していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】国際大学 SD 方針

【資料 4-3-2】国際大学 SD・研修等実績

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4－4 の自己判定

基準項目 4－4 を満たしている。

（2）4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員に研究室を 1 人 1 部屋割り当て、24 時間研究活動を行える環境を整備している。これにより、各自の研究スタイルに合わせた活動を可能としている。

個人研究費は専任教員に対し定額を支給し、研究業績等の評価により加算される。また、学会出席等の旅費を補助する研究助成制度もあり、本学研究者の活発な研究活動を支援している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

また学生用に、キャンパス内に自習室を 3 室設置、また博士後期課程学生用に専用の自習室を 1 室置き、研究活動に集中できる環境を整備している。【資料 4-4-3】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「国際大学における研究費の適正管理に関する規程」、「国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程」に加え、令和 2（2020）年には「国際大学における人を対象とする研究倫理規程」を整備し運用している。【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】

これらの規程等に基づき研究不正防止計画を策定し、教員（及び博士課程学生）の受講を必須とする e-ラーニングによる研究倫理教育研修を実施している。【資料 4-4-7】

令和 4（2022）年 4 月に立ち上げた研究費不正防止推進室のサポートにより、最高管理責任者（学長）が不正使用防止計画を策定し、定められた責任体系のもとで適切にコンプライアンス教育及び啓発活動を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「国際大学個人研究費取扱要領」「国際大学個人研究費交付基準」「国際大学学内助成金取扱要領（研究プロジェクト/学会出席）」により配分に関する規則を整備している。学内助成金では学会ホストや地域との連携に係る研究への助成を令和 4（2022）年度より試験的に導入した。RA（Research Assistant）は、主として本学大学院生を活用している。配分された研究費・助成金及び教員が獲得した外部資金により、教員の雇用願申請に基づき、大学（法人）が雇用者となり機関として管理している。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】

また、科学研究費補助金等の外部研究費導入を支援するため、令和元（2019）年より科研費ワークショップを開催し、本学研究者による申請支援や外部資金情報の共有などの支援業務を行っている。今後もこれらの取組を継続、発展させる。【資料 4-4-11】

設備の支援としては、研究室には必要な什器（机、イス、キャビネット）及びインターネット環境を整備している。

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境整備・研究倫理確立とそれらの運用は十分な対応を行っているものと考えている。社会情勢の変化に伴い研究活動に係る法令や求められる規範等も変化しているので、学内規程や体制の整備に努めていく。また、研究活動への資源配分については、科研費ワークショップの開催の継続などにより外部研究費の一層の獲得を目指すとともに、学内助成の新たなメニューを活用した取組などにより、教育内容の充実にもつながりうる研究能力開発を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】Office 配置図
【資料 4-4-2】国際大学個人研究室利用及び管理運営要領
【資料 4-4-3】修了時アンケート（Study Room の使用頻度）［英語］
【資料 4-4-4】国際大学における研究費の適正管理に関する規程
【資料 4-4-5】国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程
【資料 4-4-6】国際大学における人を対象とする研究倫理規程
【資料 4-4-7】国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画
【資料 4-4-8】国際大学個人研究費取扱要領
【資料 4-4-9】国際大学個人研究費交付基準
【資料 4-4-10】国際大学学内助成金取扱要領（研究プロジェクト／学会出席）
【資料 4-4-11】OVERVIEW OF KAKENHI APPLICATION ［英語］

［基準 4 の自己評価］

本学は、教学マネジメントを構成する各役職、運営組織、及びそれを支える事務組織の役割と位置づけを規程で明確に示しており、学長を中心とした教学マネジメント体制は規程に基づいて適切に機能している。

大学院に必要な専任教員数は満たしており、また教育目的に即し適切に配置を行っているとともに、教員の採用・昇任の方針に基づく規則についても、「国際大学教員採用・昇任及びテニュア付与人事手続規程」ほか、関連諸規程が定められ、適切に運用されている。

優れた教授陣で国際的に構成された教員組織は、「国際大学大学院のあり方」で示された本学の特色を体現している。男女比、年齢層のバランスなどを考慮し、より良い教員組織の構成を目指すことも必要ではあるが、教学マネジメントの機能性、教職員の適切な配置及び教員・職員の研修活動の実施について、本学は基準 4 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、世界平和と繁栄に寄与する有為な人材の育成を目指し、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、誠実な法令遵守を明記している。【資料 5-1-1】

学校法人国際大学就業規則第 4 章に定める服務規律においても諸規程の遵守を定めるとともに、教職員の職場秩序の維持、人権及び人格の尊重を明記している。諸規程は、学校法人国際大学規程集として本学教職員用ホームページに掲載し構成員に周知している。研究者・研究活動の倫理については「研究者行動規範」をはじめ、諸規程・不正防止計画等を定め、本学ホームページにて集約し公表している。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】

法令等により定められている情報公開については「国際大学情報公開規程」に基づき適切に行っている。令和 2（2020）年 4 月施行の私立学校法改正により義務化された情報公開の充実（学校法人寄附行為、役員名簿、役員報酬基準等の公表）及び寄附行為の改正に対応し、適切に運営している。【資料 5-1-5】

また、理事長直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査業務とともに、公益通報、個人情報保護、研究活動不正の防止と不正対応などのコンプライアンス関連諸規程・諸制度における相談・苦情・通報等申し入れ窓口と定め、組織倫理の適切な運営を表明している。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

令和 4（2022）年度には、学校法人国際大学ガバナンスコードを私立大学協会のコードに準拠して策定（令和 4（2022）年 6 月の評議員会・理事会にて承認）し、規律を保った運営の指針としている。【資料 5-1-11】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的とするグローバル・リーダーの育成や国際的教育は、グローバル化・国際化に取り組む我が国の教育界にあって、高いレベルで実現されており、私立大学では14校に限られた「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択されたこと（平成26（2014）年）や、国内 4 校目となる AACSB 国際認証を平成 30（2018）年に取得し令和 5（2023）年には審査を経て更新認証を受けたことなどは、継続的な努力の証左である。「スーパーグローバル大学創成支援事業」は令和 5（2023）年度で終了したため、自走化の予算編成を行っている。【資料 5-1-12】

法人運営においては、学校法人国際大学寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理

事会を運営している。業務執行を円滑に行うため、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」において、理事会業務執行等の基準を明らかにし、常任理事会、理事長、常務理事、学長への委任事項を定めている。【資料 5-1-13】

平成 20（2008）年より継続的に中期 5 カ年計画（文部科学省に提出する 5 カ年経営改善計画）を策定しており、毎年度の進捗状況の評価及び計画の修正等を理事会にて審議し、管理している。各年度の事業計画は、この 5 カ年計画を単年度に落とし込むこと等により策定し、目的実現のための継続的努力を行っている。事業計画及び決算時の事業報告は、年度ごとに本学の財務報告ホームページで公開し、継続的努力を学内外に表明している。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

本学の環境保全、人権、安全への配慮については以下の通りである。

1）環境改善

総務室主導にて LED 化等の省エネルギー活動を推進している。令和 6（2024）年度から 3 カ年計画で第 1、第 2、第 3 学生寮に内窓を取り付け空調エネルギーの使用量削減に取り組む予定である。また会議資料や教材の電子化に取り組み、更に令和 6（2024）年 1 月より施設／空調予約システムを従来の紙ベースから PC 上で予約するものに改め、紙資源の使用量削減、空調の効率的運転を図っている。

“Alumni Forest”として、毎年修了する学生の研究科ごとに各 1 本散策路周囲に順番にケヤキを記念植樹しており、令和 6（2024）年 5 月時点で計 75 本が植樹されている。他にも緑地外周等に平成 12（2000）年から令和 6 年（2024）年 5 月の間に地元企業から合計約 260 本のサクラの苗木植栽の寄贈を受けるなど、広大な空地を活かして植樹を行っている。

2）人権配慮

学校法人国際大学就業規則第 4 章に定める服務規律において諸規程の遵守を定めるとともに、教職員の職場秩序の維持、人権及び人格の尊重を明記している。また学校法人国際大学倫理委員会規程においては、すべての学生、教職員などの人格を尊重し、人権侵害を防止し、公正かつ安全な環境における教育、研究、勉学及び業務遂行を保障するとともに、人権啓発活動の推進及び人権侵害が発生した場合の救済等を行うことを目的として学校法人国際大学倫理委員会を設置している。学生向けの人権配慮啓蒙活動として Lumina Learning Workshop を実施している。国際大学という約 70 もの多国籍の環境に於いて、自身と異なる人種・文化・宗教・習慣をもつ人々との間で起こり得る衝突や困難を認識し、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重することで諸問題を回避していくことを目的としている。【資料 5-1-17】

3）働く環境

学校法人国際大学安全衛生管理規程に基づき、働く環境の改善に取り組んでいる。【資料 5-1-18】

4）危機管理

学校法人国際大学危機管理規程に基づき、学内において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制、対処方法等を定めることにより、学生、教職員等の安全確保を図っている。危機事象が発生した際は理事長または学長が統括する対策本部を設置して全学的、且つ組織的に危機管理が行える体制を取っている。
【資料 5-1-19】

5）安全配慮

毎年 10 月、新入生の入学直後に本学の消防計画に基づき全学的な自衛消防・避難訓練を行っている。【資料 5-1-20】

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年 4 月に施行される改正私立学校法では学校法人経営に対しより一層の高い規律が求められており、これに対応するため寄附行為の全面的な改正を行うとともに、内部統制システムの方針を評議員会、理事会において議論し、令和 6（2024）年度中に策定する。

使命・目的実現のための継続的努力については、現行の中期 5 カ年計画（令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度）及び、当時の学長主導で策定し、内外に公表している新たな将来構想の実現に基づくアクションを通じ、行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】学校法人国際大学寄附行為【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】学校法人国際大学就業規則
【資料 5-1-3】学校法人国際大学規程集目次【資料 F-9-1】と同じ
【資料 5-1-4】国際大学研究者行動規範
【資料 5-1-5】国際大学情報公開規程
【資料 5-1-6】学校法人国際大学公益通報者の保護等に関する規程
【資料 5-1-7】学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程
【資料 5-1-8】国際大学における研究費の適正管理に関する規程【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-9】国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程
【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-10】国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画【資料 4-4-7】と同じ
【資料 5-1-11】学校法人国際大学ガバナンスコード
【資料 5-1-12】「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学
【資料 5-1-13】学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程
【資料 5-1-14】学校法人国際大学 2024 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-15】学校法人国際大学 2023 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-16】国際大学ホームページ　事業計画・財務報告
【資料 5-1-17】Realising Invisible Diversity and Accepting Diverse Communication Styles –Lumina Spark Workshop［英語］

【資料 5-1-18】学校法人国際大学安全衛生管理規程
【資料 5-1-19】学校法人国際大学危機管理規程
【資料 5-1-20】国際大学消防計画

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本法人の意思決定を行う機関として位置づけられており、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」を定め、それぞれの会議体での業務執行基準、決定事項を定め、また学長の理事としての役割を明確化し運営している。【資料 5-2-1】

常任理事会については原則月 1 回（7 月、8 月、12 月を除く）実施し、理事会については、5 月、6 月下旬～7 月上旬、11 月、3 月の合計 4 回実施し、規程に基づき会議招集、必要に応じ臨時の理事会を実施している。評議員会についても、5 月、6 月下旬～7 月上旬、11 月、3 月に実施し、理事会案件によって、理事会の前後に諮問または報告を実施している。

また私立学校法の改正に対応する寄附行為の改正を適切に行っている。令和 2（2020）年の改正は学校法人の責務の新設、役員の責任の明確化、理事・理事会機能の実質化、監事の理事に対する牽制機能の強化、評議員会機能の実質化等である。責任の明確化と同時に、役員損害賠償責任保険への加盟及び外部理事との責任限定契約を結び、役員がその責務を安心して果たすことのできる体制を整備した。【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

令和 4（2022）年 6 月には、本法人のガバナンスコードを評議員会で諮問、理事会で審議承認をし、理事の役割分担について定めている。【資料 5-2-4】

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年 4 月施行の改正私立学校法は、意思決定を含む大改正となっており、令和 6（2024）年度中に寄附行為を改正し、意思決定に係る理事、理事会、評議員会の役割を踏まえ法人運営を行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程
【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-2-2】役員賠償責任保険の加入について
【資料 5-2-3】責任限定契約書
【資料 5-2-4】学校法人国際大学ガバナンスコード【資料 5-1-11】と同じ

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会は、本法人の意思決定を行う機関として位置づけられており、8 人の理事で構成されている。そのうち管理部門は 2 人、教学部門は 2 人で構成されており、管理部門と教学部門の連携を図っている。理事会の常務執行機関として、常任理事会を設置しており、原則月 1 回実施している。常任理事会は、管理部門、教学部門、監事及び国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長が出席をし、管理部門、教学部門のコミュニケーションが図られている。

法人会議の内容については、メールでの教職員通知、運営委員会を始め、研究科教授会、言語教育研究センター会議、事務局室長会にて報告され、また運営委員会の内容は、理事会、評議員会で報告され、それぞれ重要案件についての情報共有を相互に行っている。令和 4（2022）年より法人とキャンパスの意思疎通を図る会を実施、それぞれの立場から現況報告及び今後の課題の共有が図られている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会と運営委員会は学長・副学長が両方の構成員であることから、法人と大学間の意思疎通が図られているとともに、相互チェックを行う体制になっており、有効に機能している。評議員の選任及び評議員会の諮問事項等については寄附行為に定められ、定期的に開催される評議員会にて法人及び大学における業務執行の状況について意見交換をしている。

監事については、寄付行為の定めに従って理事会で選任された候補者から、評議員の同意を得て理事長が選任している。現在 2 人が監事を務め、定められた職務を遂行し、理事会、評議員会、常任理事会に毎回出席し、意見を述べている。また、法人業務、財産状況について監査報告書を作成、理事会、評議員会に提出している。【資料 5-3-5】

・令和 5（2023）年度の法人会議出席率は以下の通り（カッコ内は令和 4（2022）年度）。
常任理事会（書面含む）100%（98.1%）
常任理事会（書面含まない）79.2%（91.1%）
理事会（書面含む）100%（100%）
理事会（書面含まない）90.5%（92.6%）
理事会監事出席率　80.0%（83.3%）
評議員会（書面含む）97.4%（99.0%）
評議員会（書面含まない）76.9%（73.0%）

評議員会監事出席率　75.0%（87.5%）
書面含む：事情により会議を欠席するにあたり、付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した場合を含んだ出席率
書面含まない：実出席者のみの場合の出席率
【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）
令和 4（2022）年度以降、法人・キャンパス情報交換会を実施しているが、今後も継続的にキャンパス・法人間の情報交換を実施し、理事長のリーダーシップ強化につなげていく。
法人会議の議事録を学内ウェブサイト上で教職員に対し公開し、法人運営について把握できる状況にする。

【エビデンス集・資料編】
【資料 5-3-1】学校法人国際大学 役員、評議員、顧問【資料 F-10-1】と同じ
【資料 5-3-2】学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-3-3】国際大学運営委員会規程【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-4】法人とキャンパスの意思疎通を図る会記録
【資料 5-3-5】監査報告書【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-6】理事会開催状況【資料 F-10-2】と同じ
【資料 5-3-7】評議員会開催状況【資料 F-10-3】と同じ

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定
基準項目 5－4 を満たしている。

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、中期計画に基づき財務運営を行っている。現在は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度の中期計画に基づき、毎年事業計画を策定し財務運営を行っている。中期計画では、達成数値、達成年度の目標を掲げ、毎年進捗状況確認、見直しを行い、評議員会で意見を聞き、理事会に報告し、審議、承認を受けている。
現在の中期計画における財務上の主な目標である以下の 2 点については、目標通り達成済みである。
●入学定員 190 人充足、収容定員 385 人充足　（令和 5（2023）年度）
●事業活動収支計算書の基本金組入前収支差額においての黒字化　（令和 4（2022）年度）
（ ）内は目標達成年度

【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は大学院大学であることから他大学のように学納金収入、国庫補助金収入を中心とした運営とすることは難しいため、寄付金、受託研究を含む付随事業収入といった外部資金の獲得も含めて財務基盤の確立と収支バランスの確保を図っている。

在籍学生は外国人留学生が多くを占めるため、新型コロナウイルス感染症による水際対策などで留学生が入国できなかったこと等が大きく影響したこともあり、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度において経常収支差額がマイナスとなった。コロナ禍が落ち着いたこと、留学生を含めた学生数の増加、かねてより計画していた 40 周年募金活動の推進、授業料の値上げなどにより、令和 4（2022）年度以降、経常収支差額はプラスに転じている。【資料 5-4-3】

大学院大学として受託研究費の獲得を含めた付随事業収入の増加は必須であるため、国、地方公共団体、企業からの受託研究費等は財務基盤確立のためには重要な収入と位置付けている。外部資金導入を図るため平成 27（2015）年度から地元南魚沼市に協力いただき、同市のふるさと納税メニューに「国際大学応援コース」を設け、寄付依頼活動等を本学が行い、集まったふるさと納税寄付の多くを本学学生支援のための補助金として交付していただく仕組みを作った。令和 5（2023）年度からは、一般のふるさと納税サイトからの寄付に補助対象を広げていただいたことから、更に多くの寄付が集まり補助金交付の増加（概ね従来の 2 倍）につながった。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

収入・支出対策を盛り込んだ令和 6（2024）年度事業計画を策定し、令和 6（2024）年 3 月の理事会・評議員会には、事業計画を踏まえた予算を諮り、承認がなされた。中期計画及び事業計画を基に適切な財務基盤の確立を進める。【資料 5-4-4】

40 周年募金をはじめとした寄付金等の外部資金獲得については、新たなふるさと納税寄付制度の活用や、募金担当の増員を行い、募金活動を精力的に行っていく。安定した学生数確保による学納金収入増、また奨学金財団・団体からの奨学金枠を獲得し、自己資金による学内奨学金支出を減少させること等により、財務基盤の確立と収支バランスの確保を更に図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】学校法人国際大学　経営改善計画 2022-2026【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】学校法人国際大学 2023 年度事業計画書
【資料 5-4-3】国際大学創設 40 周年記念“輝く未来創造”基金のご案内
【資料 5-4-4】学校法人国際大学 2024 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人国際大学経理規程」「同施行細則」に則り、厳正・的確に行われている。会計処理に関する疑問・問題がある場合は、監査法人、私学事業団経営相談センター等に、都度指導を仰ぎ適切な会計処理を行っている。当初予算と予算執行に差異が生じたため、令和 5（2023）年度の予算執行状況を踏まえ補正予算編成を行い、令和 6（2024）年 3 月の理事会・評議員会にて承認された。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人国際大学内部監査規程に基づき、監査法人による外部監査、監事監査、内部監査をそれぞれ実施するとともに、3 者の連携を図るため、三様会議を年 2 回以上実施し、意見交換・調整を行い、不正・誤謬を防ぐとともに適正・厳正な監査体制を構築し、実施している。【資料 5-5-3】

（3）5－5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き①監査法人による外部監査、②監事監査、③内部監査をそれぞれ行う。また 3 者の連携を図り、意見交換・調整を行うため三様会議を年 2 回以上実施し、不正・誤謬を防ぐ体制をさらに整える。

また、私立学校法改正による学校法人会計基準改正に伴う学内対応については、新会計システムの導入、経理規程の改正等、必要な準備を行い適切な対応を進める。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】学校法人国際大学経理規程
【資料 5-5-2】学校法人国際大学経理規程施行細則
【資料 5-5-3】学校法人国際大学内部監査規程

［基準 5 の自己評価］

経営の規律と誠実性に関しては、寄附行為、就業規則及びガバナンスコードに則り、規律を保った法人運営を行っており、環境保全、人権、安全への配慮についても啓発活動を実施する等、使命・目的を実現するため継続的に努力している。

管理運営の円滑化と相互チェックを図るため、キャンパスと法人の意思疎通を図る会を実施するなど、より一層の意思決定の円滑化に尽力している。

会計に関しては、学校法人会計基準に準拠し、経理規程等関連諸規程に基づき適正な会

計処理を行っており、監査体制についても、内部監査規程に基づき厳正な監査体制を構築している。

財務基盤と収支に関しては、中期計画に基づき事業計画を策定し、それに基づき財務運営を行っている。授業料の値上げ、学生募集活動、精力的な募金活動の実施等、財政基盤安定に向けた改善活動を行い、収支バランスの確保に向けて取り組んだ結果、令和 4（2022）年度以降、経常収支差額、基本金組入前、組入後ともに収支差額の黒字化を実現している。

今後は外部負債が運用資産を上回っている現状を 1 年でも早く逆転すべく、更に改善活動に取り組む。

上記のことから、本学は基準 5 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

学則第 1 条に記載されている大学の目的を達成するため、本学は、同学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究活動等の状況を自己点検・評価している。本学の内部質保証は、自己点検･評価活動を通して､本学における教育研究活動及び管理運営機能の更なる向上のため、教職員が一体となって取り組むシステムであり、「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」及び「国際大学外部評価委員会規程」に基づき実施されている。また、全学的な「内部質保証方針」､「内部質保証に関わる PDCA サイクル」及び「内部質保証体制図」を令和 5（2023）年に制定し、本学の内部質保証にかかる活動を整理し、責任体制を明確にして恒常的な組織体制を整備した。令和 6（2024）年 4 月に本学の内部質保証の有効性等を点検評価する組織である外部評価委員会に本学の内部質保証方針と体制について評価を依頼したところ、より適切に内部質保証体制を説明するためには「内部質保証体制図」の再構築が必要であるとの指摘を受けた。外部評価委員会による指摘を真摯に受け止め、内部質保証体制図、方針、PDCA サイクルの見直しを行い、令和 6（2024）年 5 月に関係書類を改正した。

本学の内部質保証に係る規程、方針、体制、PDCA サイクルは、必要に応じて随時改正され、ホームページ上で公表し、学内外に周知されている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動をはじめとする大学運営全体を点検・評価し、その結果を改善に結び付けるために、本学が制定した内部質保証方針やその組織・責任体制が実質的に機能しているかを検証し、必要な改善を適宜行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】国際大学学則第 1 条－第 1 条の 2 (p.2)【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】国際大学 IR 及び自己点検・評価規程
【資料 6-1-3】国際大学外部評価委員会規程
【資料 6-1-4】国際大学内部質保証方針【資料 3-3-9】と同じ
【資料 6-1-5】国際大学内部質保証に関わる PDCA サイクル【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-1-6】国際大学内部質保証体制図
【資料 6-1-7】国際大学自己点検評価外部評価報告書

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」第 3 条において、本学の自己点検・評価活動及び IR (Institutional Research) は「運営委員会」と運営委員会のもとに置かれる「IR 及び自己点検評価委員会」において運営・実施されると定められている。また、同規程第 4 条において、運営委員会は自己点検・評価の結果から改善事項の監理を行い、内部質保証に責任を負う組織として、同規程第 5 条において、IR 及び自己点検・評価委員会は、教育研究活動及び管理運営機能について全学的観点から点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を運営委員会に提出する組織として、それぞれ定められている。IR 及び自己点検・評価委員会は同規程第 7 条に基づき、学長が委員長となり、各部門長（研究科長、言語教育研究センター長、松下図書・情報センター長、研究所長、グローバル・コミュニケーション・センター長、法人本部長、事務局長、事務局所属長）及び学長の指名する者で構成されている。また、同条第 4 項に基づき同委員会のもとにワーキンググループを置き、各事務室の担当者で構成されるワーキンググループが中心となって、教職協働による改善活動を展開し、自己点検・評価報告書の原案を作成している。【資料 6-2-1】

本学では、令和元（2019）年度より JIHEE（公益財団法人 日本高等教育評価機構）の基準、評価の視点に沿って、ワーキンググループを中心に自己点検・評価活動を自主的に実施し、毎年自己点検・評価報告書を作成している。このワーキンググループでは、報告書を作成するとともに、エビデンス資料の整備、収集も実施しており、提出されたエビデンスが適切かつ説明責任を果たすために十分であるかを毎年点検している。

毎年行われる自己点検・評価活動は、課題の洗い出しと、それを改善するための改善計画書の作成に始まり、教職協働による改善活動を実施した結果を毎年秋に行われる改善活動報告会で報告し、その内容を当該年度の自己点検・評価報告書にまとめることで PDCA サイクルを回している。改善活動報告会は、事務局長を始め、各事務室の担当者間で行われるが、特に教学に関する事項については、学長を交え、改善活動の進捗状況を確認している。

ワーキンググループが取り纏めた当該年度の自己点検・評価報告書の原案は、IR 及び自己点検・評価委員会の確認の後、運営委員会を経て、理事会・評議員会に提出される。

毎年の自主的な改善活動に加えて、「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」第 8 条において、「運営委員会は、5 年ごとに自己点検・評価結果を「国際大学自己点検・評価報告書」として、理事長に提出するものとする」とされていることを受け、5 年ごとに作成された自己点検・評価報告書は上述の手続きを経た後、理事長の承認を得て、ホームページ上で公表されている。また、7 年ごとの機関別認証評価用に作成された自己点検評価書及び、認証評価報告書もホームページ上で公表されている。【資料 6-2-2】

また本学は学外の有識者により構成される外部評価委員会を設置している。上述の 5 年ごとに作成される国際大学自己点検・評価報告書、及び機関別認証評価受審用に作成される自己点検評価書は外部評価委員会に提出され、評価を受ける。外部評価委員会は改善指摘事項について、外部評価報告書にまとめ、それを学長に提出する。学長は外部評価委員会からの指摘事項を本学の内部質保証体制及び自己点検・評価に反映させるため検討・対応を行うことになっている。【資料 6-2-3】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」において IR（教育・研究等に関するデータの収集・分析・支援）が自己点検・評価及び学内の意思決定を支援する活動であることを明示し、IR に関することは運営委員会が行うとしている。

これを受けて、運営委員会ではアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの 3 つの方針に基づく教育活動を実施する中で教育成果を継続的に点検・評価するためにアセスメント・ポリシーを制定した。【資料 6-2-4】

アセスメント・ポリシーに記載された以下の調査は長年にわたり実施されているものと近年実施を開始したもの、また、これから導入予定のものがある。実施済みの調査に関しては、「内部質保証に関わる PDCA サイクル」に図示された各レベルにおいて調査結果を検証し、教育成果向上に向けた改善策の検討に活用される。また、調査結果をまとめたレポートは必要に応じて学外に公開している。

1） 授業評価アンケート(Course Evaluation)

全ての科目について、全受講生を対象に学期末に実施している。内容は学修状況（積極性・学修時間・学修成果)、講師評価、科目評価の 3 部から構成されている。

授業評価アンケートの結果は、改善策の検討に役立てるため、各教員は担当科目毎のレポートを、学長・研究科長・言語教育研究センター長は所管する組織内の全ての授業科目のレポートを Website から閲覧可能となっている。また、部門ごとの総計は学期毎にまとめられ、国際大学ウェブページの情報公開のページにて学外に公開している。

2） 学修目標達成度調査(Monitoring Survey on Academic Learning Objectives)

全ての学生に対して入学時と 2 年生進級時にディプロマ・ポリシーに明記された学修目標の到達状況をアンケートにて調査している。アンケート結果は、学生毎のレポートとプログラム別、学年別のレポートに分けて作成され、各教員は指導学生毎のレポートを学生への個別指導に活用し、部門長及び各プログラムのディレクターは学位毎のレポートをカリキュラム等の改善策の検討に活用している。

3） 修了時アンケート(Graduating Survey)

全ての修了予定者に対して修了直前に実施している。内容は多岐に渡っているが、内部質保証に係る設問ではディプロマ・ポリシーにある学修目標の最終到達度と学修時間に関して調査しており、この総計も情報公開ページにて学外に公開している。また、ジェネリックスキルの獲得度や顧客満足度に代わる指標として注目されている顧客ロイヤリティを

測る設問(NPS: Net Promoter Score)も設定されている。
学内の関係者は各々関係する範囲のレポートを改善策の検討に活用している。

4） 修了生追跡アンケート(Alumni Survey)
本学を修了して 3 年～5 年経過した修了生を対象とする調査を令和 5（2023）年度より開始した。内容は本学修了後のキャリアと本学で獲得した能力の有用性から構成されている。調査結果は学内外に展開する。

5） 採用先・派遣元への調査
今まで学生の採用先や派遣元へは訪問等で口頭による聞き取りを行って来たが、傾向を捉えるための数値化は行われて来なかった。学生の就職先・派遣元に対する調査をどのように実施し、その結果をどう活用するかは検討中である。

（3）6－2 の改善・向上方策（将来計画）
本学では内部質保証のための自己点検・評価活動を毎年自主的に行っており、これまで着実に実績をあげてきている。今後も内部質保証を恒常的に機能させ、本学の教育研究及びその環境の組織的・継続的な改善に繋げていく。
IR については、アセスメント・ポリシーに記載された調査の内、採用先・派遣元への調査が未実施となっている。海外の政府機関等からの派遣学生を多く受入れ、また、修了生の就職先の多くが海外の組織であるという本学の特色上、本調査の実施に際しては、調査範囲の設定や、設問の内容を十分に協議し、実施可能な計画を立て、実行に移さなければならない。近い将来アセスメント・ポリシーに記載された調査を全て実行し、IR を活用したデータ収集活動を更に充実させていく。

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-2-1】国際大学 IR 及び自己点検・評価規程【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】国際大学 HP（外部認証評価及び内部質保証）
【資料 6-2-3】国際大学外部評価委員会規程【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-4】アセスメント・ポリシー【資料 3-3-1】と同じ

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定
基準項目 6－3 を満たしている。

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、「国際大学内部質保証方針」において内部質保証の方針を「建学の理念、使命・目的及びそれらを踏まえて策定された各種計画・方針等に基づき行われる教育研究活動をはじめとする大学運営全体を点検・評価し、その結果を改善に結びつけることにより、大学の教育研究の質とそれを支える環境を継続的に向上させる PDCA サイクルを推進する」としている。【資料 6-3-1】

本学の内部質保証推進体制は、「国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル」及び「国際大学内部質保証体制図」に図示したとおり、①機関レベル、②教育課程レベル、③科目レベルの 3 階層でそれぞれに行うものとし、各階層における点検・評価の結果は上位階層に報告され、機関レベルで実施する自己点検・評価活動に集約される。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

教育の質保証に関しては、3 つのポリシーの内、特にディプロマ・ポリシーを起点とし、学生の学修成果を点検・評価した結果を改善活動に繋げている。

科目レベルでは、科目の担当教員がディプロマ・ポリシーで示された学位毎の学修目標と当該科目の関連性をシラバスに示し、成績評価と授業評価アンケートの結果を用いて、学生の学修目標の達成度を点検・評価するとともに、授業内容・教授方法・教材等の有効性の検証を行い、必要に応じて授業及びシラバスの改善を行う。

教育課程レベルでは教育の質保証に関して様々な取組を行っている。まず、シラバスについて、新規科目や既存の科目で担当教員が変更になる場合は必ず各研究科のカリキュラム委員会で学生の評価方法や使用する教材、授業で取り扱う内容や構成に関して点検し、シラバスを作成した担当教員にフィードバックする仕組みが構築されている。学生の学業成績については、各学期終了後の最初の教授会において全学生の学期毎の GPA と入学後の累積 GPA の両方を確認している。問題が認められる学生については研究科長による面談が行われ、必要に応じて学修支援策を講じることにより学修成果の向上を図っている。修士論文または研究レポートは「学位論文／研究レポート評価基準」に基づき審査した結果を修士論文／研究レポート審査用ルーブリックに記載し、合否の判定を行っている。また、研究科長は学位毎、学年毎のグループに分けて集計された修了時アンケートの結果から、学修目標の達成度を検証し、各教育プログラムのディレクターと共にカリキュラムの改善や学修目標の見直し等を必要に応じて行う。令和 5（2023）年度は、修了時において達成度が低かった学修目標についてカリキュラムとの関連性を検証し、学修目標の再設定を行ったほか、特定の学修目標の達成度を上げるための改善方策に取り組んだ。更に、授業評価アンケートの結果は教授会に提出され、内容や教授法等に問題が認められる授業科目があれば、研究科長が対策を講じる。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

機関レベルでは、各種計画・方針等に基づき行われる教育研究活動をはじめとする大学運営全体を点検・評価するため、教育課程レベルで行われた点検・評価の結果や各種調査の結果を踏まえて、全学的な自己点検・評価活動を教職協働で実施している。学長は各部署から提出される改善計画書の内容を踏まえて、次年度の事業計画基本方針に改善事項を盛り込む。各部署が実施する改善活動は、改善活動報告会で点検・評価され、その結果は

当該年度の自己点検・評価報告書としてまとめられる。そのプロセスを繰り返すことで、単年度で PDCA サイクルを恒常的に回している。単年度で完結できない改善事項については、将来構想、中期５ヵ年計画を見直す際に項目として含めることとしている。【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】【資料 6-3-8】

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

「国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル」に明記されたとおり、本学では PDCA サイクルの仕組みを確立している。今後も引き続き PDCA サイクルによる改善活動を推進していく中で、その取り組みが内部質保証の方策として実質的に機能しているかを定期的に検証し、実施方法や体制について必要に応じて見直しを行っていく。

2023（令和 5）年より開始した学修目標達成度調査の結果と修了時アンケートの結果を合わせて、在学中の 3 時点（入学時、進級時、修了時）における学修目標達成度を確認し、本学における教育の有効性を検証する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】国際大学内部質保証方針【資料 3-3-9】と同じ
【資料 6-3-2】国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-3-3】国際大学内部質保証体制図【資料 6-1-6】と同じ
【資料 6-3-4】学修目標到達度【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-5】Student Learning Outcome Improvement Plan［英語］【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-3-6】2023 年度の主な改善事項
【資料 6-3-7】2024 年度の主な課題に対する改善活動計画
【資料 6-3-8】学校法人国際大学 2024 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ

［基準 6 の自己評価］

内部質保証方針、PDCA サイクル、内部質保証体制図、及び関連諸規程を整理し、内部質保証の運営組織と責任体制を明示したことで、本学の内部質保証に係る組織体制は確立されている。また、本学は内部質保証のための自己点検・評価活動をエビデンスに基づいて継続的に推進しており、教育の質保証と大学全体の質保証のための改善活動に教職協働で取り組んでおり、その結果をホームページ上で公表している。IR を活用した調査活動も年々充実してきており、内部質保証に活用できるデータも増えてきている。自己点検・評価活動を通して洗い出した改善事項は、学長が示す事業計画基本方針に盛り込まれ、大学運営の改善･向上に活かされている。以上のことから本学の内部質保証は組織体制の確立、自己点検・評価活動の自主的・自律的実施、及びその機能性において基準 6 の要件を満たしていると自己評価する。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

本学は、令和 3（2021）年 7 月、学長主導による「将来構想プロジェクト」を発足し、令和 12（2030）年に向けた本学の新たな将来像として、「国際大学将来構想（以下「将来構想」という」をとりまとめた。同年 11 月開催の理事会・評議員会の賛同を得て、本学は新たな将来構想のもとで、更なる発展を目指すこととなった。将来構想の中で、本学のミッションは「(1) グローバル人材の育成」、「(2) 世界各国の発展と国際協力に貢献する人材の育成」と明文化され、ミッション実現のための基本コンセプト（以下「基本コンセプト」という）として「世界を学び、日本を学ぶ場」、「世界が協力する場」、「新潟・南魚沼に溶け込んだ大学」の 3 項目が定められた。本学の独自基準は、これら 3 つの基本コンセプトを推進するため以下の通り設定され、本学独自の教育・環境・地域連携活動の拡充を図る。【資料 A-1-1】

基準 A. 国際交流・国際協力

A－1. 世界を学び、日本を学ぶ大学

A-1-① 世界とともに日本も学べるプログラムの提供

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 世界とともに日本も学べるプログラムの提供

本学は世界的な時代の潮流を見通し、多様な価値観と視点を認識し、広い視野を持って世界の発展と国際協力に貢献するグローバル・リーダーを育成するため、国際政治、国際経済、国際経営、国際開発、国際関係などの分野に関連する広範な授業科目を提供し、学生が世界について学ぶ場を提供している。また、「世界とともに日本も学べるプログラム」として JICA（独立行政法人国際協力機構）開発大学院連携プログラムを提供している。JICA 開発大学院連携構想の下で提供される「JICA 開発大学院連携プログラム」は、JICA が、政府開発援助による人材育成事業の一環として実施しているもので、日本の大学の学位課程に在籍する JICA 関係の留学生を対象としている。JICA 開発大学院連携プログラムには各大学に設置される「個別プログラム」と日本理解プログラムと呼ばれる「共通プログラム」がある。

【JICA 開発大学院連携（個別プログラム）】

個別プログラムは、JICA 開発大学院連携に参加する大学の研究科の学位課程の中に設置され、近代日本の開発経験（日本自身の開発と ODA として他国に協力した経験を含む）についての授業科目を提供している。この狙いとしては、大学の授業科目において、専門分野における日本の開発経験等をより深く理解することにあり、政治、法律、経済、金融から、社会開発、科学技術やイノベーション技術まで、幅広い領域を含んでおり、本学では以下の 3 つの学位プログラムを提供している。なお、これらのプログラムは、JICA 関係の留学生以外にも開かれたコースとして設置されている。【資料 A-1-2】

1）日本・グローバル開発学プログラム(Japan-Global Development Program：JGDP)

JGDP は、JICA の開発大学院連携プログラムの一環として、JICA と本学が共同で実施運営する 1 つ目のプログラムとして、平成 30（2018）年 9 月より開始された。（初めは日本型開発学プログラム(Japanese Development Program：JDP)として開始)。その目的は、日本の発展と開発の経験を材料に、普遍性のある発展と成長の論理を政治・経済・経営の分野にまたがって学ぶ機会を提供することである。JGDP は国際関係学研究科の修士課程と国際経営学研究科の修士課程の共同プログラムとして、本学が初めて導入した国際人材育成プログラムで、以下の点を特長としている。

① 留学生が、日本の経験の背後にある論理と教訓（成功例、失敗例の両面）を学び、自国の発展戦略を考えるための知識とスキルを修得する。
② 日本人学生が、英語で日本の発展の論理や教訓を学ぶことにより、グローバルな視点から日本を海外へ発信する能力を養う。
③ 将来、国際場裡で活躍する学生が、日本の経験をケース材料として、国の発展と企業成長の普遍的論理について学ぶ。

このプログラムでは、学生自身が希望専門分野に応じて、所属する研究科を選択でき、専門分野毎に定められたカリキュラムに沿って、指定必修科目と JGDP 関連科目を中心に履修する。JGDP 関連科目は日本の政治、経済、経営、外交、歴史、安全保障、教育など幅広い分野を含み、以下の科目が提供され、課程修了時には各専門分野に応じた学位が授与される。

＜JGDP 関連科目＞

・国際関係学研究科提供科目

「世界の中の近代日本」、「日本の国際関係と外交政策」、「日本の開発協力の実践」、「戦後日本の政治経済」、「戦後の日本政治」、「日本の安全保障政策」、「日本の教育システム」、「日本の国際協力政策」、「日本近代化の政治経済史」、「日本政府と政治」

・国際経営学研究科提供科目

「日本的経営と企業統治」、「日本の企業金融と金融システム」、「日本の主要産業と人事手法」、「日本のものづくり経営」、「日本のビジネスリーダー」、「日本の中小企業」、「日本の農業ビジネスと農政」、「産業政策概論」

＜Japan Focus＞

Japan Focus は JGDP 以外のプログラムに所属する学生が上記 JGDP 関連科目を履修し 8 単位以上取得した場合、“Japan Focus”の要件を満たした者として、特別な証明書を受け取ることができる制度である。本学では在学生、特に留学生に日本について多くを学んで欲しいという思いから、JGDP 関連科目の履修を推奨しており、Japan Focus の制度は学生が日本について学ぶきっかけとなっている。

2）国際社会起業家プログラム(International Social Entrepreneurship Program：ISEP)

令和 2（2020）年 9 月、本学と JICA 青年海外協力隊事務局は、JICA 海外協力隊員を対象とする新しい国際人材育成事業に連携して取り組むことを目的に覚書を締結した。これにより、国際経営学研究科は、令和 3（2021）年 9 月より JICA 開発大学院連携プログラムの枠組みの中で実施する 2 つ目の連携プログラムとして ISEP を開始した。海外協力隊(JOCV)は、政府開発援助(ODA)の一環として、世界に貢献したいという想いを抱く日本の若者を 2 年間ボランティアとして開発途上国に派遣する JICA が実施している事業であり、ISEP は、JOCV の終了者とこれから海外に派遣される候補者の両方を対象としている。JOCV の経験をもとに、ビジネスや NPO を通して持続可能な社会課題解決に社会起業家として携わり、社会に貢献したい、または、国際機関などの支援組織で民間セクターとも連携しながら社会開発のために働きたい、と希望する若者が、実際の行動を起こすために必要な知識、考え方、つながりを得ることができる教育の場を提供することが ISEP の目的である。ISEP は社会起業家や国際協力の専門家に求められるインターディシプリナリーな視点から考える力を養うため、経営学をベースに置きながら、両研究科が提供する広範な学問領域をバランスよく取り入れている。加えて、途上国あるいは日本の地方におけるフィールド実習を通して、実際に社会起業家として活動することを想定したビジネスプランの試行をカリキュラムに組み込んでおり、実践的かつ柔軟なプログラムとなっている。課程修了時には、修士（社会起業経営学）／ Master of Social Entrepreneurship の学位が授与される。令和 6（2024）年 9 月より、JOCV 関係者に限定せず、JICA 関連の外国人留学生も受け入れ対象に加え、プログラムの拡充を図る。

3）国際公共政策プログラム（1 年制）(International Public Policy Program：IPPP)

IPPP は、本学が実施する 3 つ目の JICA 開発大学院連携プログラムとして令和 4(2022)年 9 月に国際関係学研究科が開講した 1 年制プログラムである。政府機関幹部候補生向けのミッドキャリア・プログラムで、アジア・太平洋州をはじめとする世界各国の若手・中堅外交官や政府省庁職員などを対象としている。学生はそれぞれのバックグラウンドと将来のキャリア・プランに応じて、「国際問題」もしくは「公共政策」いずれかのコンセントレーションを選択し、国際関係論や公共政策学の基本を中心的に学ぶと同時に、それぞれの専門分野と関心に応じて、本学が提供する幅広い科目群から選択的に履修する機会が与えられる。最終学期にあたる夏季期間には集中講義が用意されており、そこでは、世界経済・政治・環境の今後の移り変わりや世界的諸問題について、長期的・歴史的・多面的に考え、議論する機会が与えられる。課程修了時には、修士（国際公共政策）／Master of International Public Policy の学位が授与される。

【JICA 開発大学院連携プログラム（共通プログラム）】

共通プログラムは「日本理解プログラム」と呼ばれ国内で学ぶ JICA 関係の留学生に対して日本の近現代の発展と開発の歴史を大学の枠組みを超えて広く提供するため JICA が協力大学と共同で実施しているもので、本学もその協力大学となっている。

プログラムの実施方法は、フィールドトリップやグループディスカッションを盛り込んだ対面によるプログラムに加え、コロナ禍においては、オンラインプログラムとしても実

施された。

本学では令和 2（2020）年 9 月より第 1 回目を開始した。本学での講義の他、フィールトリップ、日本文化体験を行い、参加者により近代日本の発展と日本の文化を理解してもらえるよう工夫し、プログラムを運営している。第 1 回目は、コロナの影響によりオンライン配信と対面のハイブリッド形式にて実施し、定員を上回る多数の応募者があり好調な滑り出しとなった。令和 3（2021）年より回数を年 3 回に増やし、令和 4（2022）年以降は、対面にてプログラムを実施している。この年 3 回のプログラムは、「日本の近代産業と現在の産業」「現代日本の農業ビジネス」「近現代日本の統治と文明の発展」の 3 つのテーマで実施されており、それぞれのテーマによる視点からの、日本の発展及び開発を学ぶ機会（座学と実地の両面から）を提供している。（詳細なプログラム内容は図表 A-1-1 の通り）

研修後の参加者アンケートでは、毎年高い研修満足度が得られている。本学の JICA 奨学生はファシリテーターとして本プログラムに参加しており、他大学の学生たちとの協働の経験とアクティブラーニングによる学修の機会を得ることができている。

図表 A-1-1　日本理解プログラム開催内容

年度	開催時期	開催方法	フィールドトリップ先		日本文化体験	
令和 2 （2020）年	9 月	オンライン	燕市産業史料館 長岡市産業史料館 小澤農場		着物の着付け	
令和 3 （2021）年	8 月、9 月 翌年 3 月	対面＋ オンライン	8 月	株式会社バイオマスレジン南魚沼 燕市産業史料館 株式会社諏訪田製作所	華道体験 書道体験	
			9 月	亀田郷土地改良区 財団法人北方文化博物館 有限会社小澤農場 株式会社やまと食品	剣道演武見学 剣道体験 着付け体験	
			翌年 3 月	雲洞庵 長岡市郷土資料館 南魚沼市役所 株式会社バイオマスレジン南魚沼	ソリ・スノーシュー体験 茶道体験	
令和 4 （2022）年	8 月、9 月 翌年 3 月	対面	8 月	雲洞庵 河井継之助記念館 山本五十六記念館 長岡市郷土資料館	剣道演武見学 剣道体験 書道体験	
			9 月	鈴木牧之記念館/牧之通り 株式会社やまと食品 魚沼の里	着付け体験 南魚沼市（旧六日町）の踊り（お六流し）体験	
			翌年 3 月	燕市産業史料館 株式会社諏訪田製作所 塩沢つむぎ記念館	茶道体験 機織り体験 織物アート体験	
令和 5 （2023）年	7 月下旬から 8 月上旬 9 月 翌年 3 月	対面	7 月 31 日	長岡戦災資料館、アオーレ長岡 河井継之助記念館 山本五十六記念館	8 月	書道 龍澤寺での座禅 剣道
			9 月	鈴木牧之記念館/牧之通り 小澤農場、やまと食品、魚沼の里	着付け お六流し体験	
			翌年 3 月	燕市産業史料館 燕三条地場産業振興センター 藤次郎株式会社 株式会社諏訪田製作所 塩沢つむぎ記念館/牧之通り 鈴木牧之記念館	馬搬 スノーシュー 茶道 機織り体験 織物アート体験	

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

JGDP では明治維新以降の日本の発展と成長の特徴について様々な分野の科目を提供しているが、関連科目の数と内容を必要に応じて見直していく。

日本理解プログラムの開講に関して、年 3 回実施するようになって 4 年目を迎え、プログラム全体の経験値が蓄積されている。各回のプログラムテーマとそれに沿ったプログラム内容実施の要旨が固まり、プログラム運営も熟成されてきた。参加者アンケートの結果を踏まえながらプログラム運営の更なる改善を行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション　将来構想プロジェクト報告書

【資料 A-1-2】JICA 開発大学院連携概要（JICA HP）

A－2. 世界中の学生が協力し合う大学

A-2-①　世界が協力し合う場の提供

（1）A－2 の自己判定

基準項目 A－2 を満たしている。

（2）A－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「基本コンセプト」の 2 つ目「世界が協力する場」を推進するため、本学は以下の活動を含め様々な協働活動の機会を提供している。【資料 A-2-1】

1）授業

多様な文化的・政治的・経済的背景をもつ学生が各々の視点から世界的諸問題について議論し合う本学の授業は、極めて国際的な教育環境である。多くの授業でグループワークが課され、多国籍で構成されたメンバーが協力し合い課題に取り組む中で、忍耐力や協調性、リーダーシップスキルが醸成される。

2）GSO-EC 主催の各種行事

本学には Graduate Student Organization(GSO)と名付けられた学生組織があり、学生は入学後、自動的にメンバーの一員となる。その GSO の中でも The Executive Committee(EC)と呼ばれる学生の代表者が集まる組織は、通称 GSO-EC と呼ばれ、6～9 人の在学生が秋学期に選挙で選ばれ、同じく 6～9 人の在学生が春学期に選ばれ、合計 15～17 人の多国籍によるメンバーで構成される。GSO-EC は、学生が主催するイベント・行事を統括し、大学事務局と学生との橋渡しの役割を担い、年間をとおしてイベント・行事を円滑に進めるための役割を担っている。

GSO–EC が主催する主な全学的イベントは以下の通り

・IUJ International Festival(IUJ OPEN DAY)※南魚沼市との共催
・Culti Fiesta
・IUJ Ski Day

・IUJ Olympics
・IUJ Snow Festival
・IUJ TAKIBI Night 等

上記のイベントを実行するため GEO-EC メンバーは国籍を問わず全員が協力し合っている。

3）学生寮生活

本学は、異文化交流も大切な教育の一部と捉えており、開学時から全寮制を敷いている。約 70 カ国から集まる学生は大学敷地内の学生寮 4 棟（単身寮 296 室、世帯寮 18 世帯）に居住し、国籍、性別、プログラム、学年の区別のない部屋割で、互いの文化、価値観を学び合い、修了後も続く強固なネットワークを構築している。各学生寮では、学生から選ばれた学生寮長、各フロア長が中心となり、「世界が協力する場」を体現すべく 24 時間 365 日協力して生活を営んでいる。様々な文化的背景をもつ学生が協力して生活をおくるため、学生寮長、各フロア長は定期的に集会を開く他、学生寮内で発生する諸問題への対処を行っている。大学は、学生による自治を尊重し、学業以外の部分における学生の人格形成、異文化適応能力や問題解決能力の向上を図っている。

4）House システム(The House Tournament of Champions)

本学の学生は通称“ハウス”と呼ばれる多国籍のグループに分けられ（特定の国籍の学生で固まらないようにするため）、その中で大学のイベントや活動を行っている。それぞれの“ハウス”には大学の設立者や歴代の理事長の名前がつけられており、性別、国籍、プログラム、学年関係なく、平等に割り当てられる。このシステムの目的は異文化コミュニケーションを醸成し、ネットワークの構築促進、より活動的なキャンパス生活を促進するためのものである。ハウスによる活動としては、スポーツ大会やボードゲーム大会、写真、雪像作成コンテスト、詩のコンクール等を実施してきた。

5）IUJ TAKIBI Night の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面授業の制限、フィールドトリップの減少、学内外の各種イベントの中止等、学生同士のコミュニケーションの機会が減少し、特に留学生は、日本留学を実感できる機会を逸していた。このことに問題意識を持ち、修了式前に世界各国の学生とその家族や教職員が焚き火を囲み語り合い、つながりを深める IUJ TAKIBI Night を令和 4（2022）年より GSO-EC と共催で実施している。学生教職員が協力して火を熾し、また、BBQ や日本文化の 1 つである花火も同時に楽しむことで、スーパーグローバル大学創成支援事業構想に掲げる「国際社会の多様性を促進して国際的に活躍できる将来のグローバル・リーダーを育成する環境づくり」を具現化するとともに、本学の将来構想に掲げる「世界を学び、日本を学ぶ」機会にもなっている。

6）IUJ Snow Festival の開催

本学は、際立った国際的環境や教育の質に加え、非常に豊かな自然環境、そして雪国で

あることが大きな特徴として挙げられる。しかし、学生は日々学業に忙しく、雪に親しむ機会が少ないことから、令和 4（2022）年より学生・教職員が協力して雪文化を楽しむ IUJ Snow Festival を企画し、毎年実施している。

令和 6（2024）年は、雪像コンペティション、巨大そり滑り台、スノーシューやスノーモービル体験など、1 日を通して雪遊びを体感できるプログラムとなった。雪像コンペティションには地元高校生や慶応義塾大学の学生が加わり、国際大学の学生とコミュニケーションを図りながら、全 9 チームがそれぞれ国際色豊かで個性的な雪像を制作した。当日は節分の豆まきを行い、留学生にとっては日本文化を体験する機会ともなった。会場では、焚火での焼きマシュマロの提供や県内のキッチンカーの出店もあり、約 200 人の参加者が集まり、賑わいを見せた。

雪像制作といった共同作業を通じて、国際交流・地域交流の機会を創出するとともに、本学の将来構想に掲げる「世界を学び、日本を学ぶ」「世界が協力する場(Where the World Cooperates)」「新潟・南魚沼に溶け込んだ大学」を体現する取り組みとなっている。

（3）A－2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学生が国際大学の一員としての属性を感じ、多国籍な環境の下、お互いが協力し合い、相互理解ができるイベントを企画・実施していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション　将来構想プロジェクト報告書
【資料 1-1-1】と同じ

［基準 A の自己評価］

本学は「国際大学のミッション」に基づき、各分野における堅実な理論と堅固な知識を国際社会のコンテクストに学び、国際的課題に対する分析能力と問題解決能力の獲得を促すための教育を基本としながら、正規生に JGDP 関連科目の履修を奨励することや日本に集う JICA 奨学生向けに「日本理解プログラム」を提供することにより「世界を学び、日本を学ぶ場」としての機能を果たしている。日本に関する知識を携えた「グローバル人材」「世界各国の発展と国際協力に貢献する人材」の育成を目的に今後もこの取り組みを継続していく。

また学生が主催するイベントを含めキャンパス内において、学生とその家族、教職員に加え、地域の方々も一緒に協力して楽しむことができる催しを継続的に企画・実施することができており、大学として「世界が協力する場」の提供を実現していると評価する。

基準 B. 地域連携・社会貢献

B－1. 新潟・南魚沼に溶け込んだ大学

B-1-① 新潟県（県内）との連携

B-1-② 南魚沼市との連携

（1）B－1 の自己判定

基準項目 B－1 を満たしている。

（2）B－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「基本コンセプト」の 3 つ目「新潟・南魚沼に溶け込んだ大学」の実現に向け、地域連携活動に力を入れるため、令和 4（2022）年 10 月 1 日付けで、「スーパーグローバル大学推進室」を「国際大学スーパーグローバル大学推進・地域連携室」と名称変更した。それ以降、従来の県や市との連携事業に加えて、新たな取り組みを推進している。

B-1-① 新潟県（県内）との連携

1）新たな連携事業への取組

令和 6（2024）年 3 月 7 日に新潟県と国際大学の連携事業が新潟県庁で発表された。

1 つ目の取り組みとして、新潟県内の企業向けに、国際大学留学生と企業との意見交換・企業視察等を年間 5 回程度開催する予定である。またグローバルセミナー（仮称）と題し、県内企業の経営者層を主な対象として、ビジネスに影響を及ぼすテーマ（国際紛争、サステナビリティ、国際経済等）について国際大学教員が講演を実施する。なお新潟県は企業等から海外拠点の進出等の相談を随時受け付け、希望する国の国際大学修了生・在学生との間を取り持つ窓口を設置する。

2 つ目の取り組みとして、新潟県出身の在学生が現在 1 人と少ないため、本学が提供する独自奨学金の県内枠を新設した。大学独自の私費学生向け奨学金「中山素平記念奨学金」に県内枠 5 名分を新設し、新潟県民の学費を優先的に全学または一部免除する。新潟県民の本学への就学を後押しすることを目的としている。

3 つ目の取り組みとして、県立国際情報高校との連携協定を締結する予定（令和 6（2024）年度）である。これは国際情報高校の授業等に、国際大学の教員や留学生が参加し、相互交流を目的としたものである。

2）新潟県グローバルビジネス人材等養成プログラム

現在 6 年目となる本プログラムは本学の特色を生かした国際人材の育成や産業界への貢献を目的としたもので、新潟県と連携し県内企業・大学生・高校生向けの短期研修をこれまで提供してきた。

令和 6（2024）年度は、県内企業向け事業として、上記 1）に記載した県内企業（社会人）と留学生の意見交換・視察やグローバルセミナー（仮称）を開催する予定である。大学生・高校生に対しては異文化コミュニケーション研修を実施し、アジア・アフリカを中心とした多様な留学生とのグループワークを通じて、語学力の向上やグローバルマインドの醸成を図り、また、国際的な環境の下、多国籍の留学生との交流によって異文化への理解を深めることで、海外インターンシップへの参加や、海外展開する県内企業への就職に

つながる機会を提供している。【資料 B-1-1】

3）モニタリングツアーの開催

新潟県内の各エリアで、本学の留学生がバスや自転車でツアーに参加し、以下のような形で地域振興に貢献している。

・外国人観光客の経験を改善するためのフィードバック。
・SNS を通じてストーリーや写真を共有し、地域観光を促進。
・ワールドカップスキーやスノートレッキングなど、様々な県内イベントの広報に協力。

4）長岡市との連携　「長岡市×国際大学キャリアミートアップ」

令和 6（2024）年 3 月、長岡市商工部産業立地・人材課、NPO 法人長岡産業活性化協会 NAZE ならびに国際大学の共催で、「長岡市×国際大学キャリアミートアップ」を開催した。「国際大学キャリアミートアップ」とは、高度外国人材の活用や海外販路の開拓・拡大に興味・関心のある自治体、企業・事業者と本学の留学生が、双方向型の交流を通じて、新たな発見や繋がりを生み出すことを目的とするものである。当日は、参加企業による会社説明の後、各ブースに分かれて企業担当者と本学留学生が各社の製品に対する個別相談、意見交換を実施し、参加企業は留学生の視点を得られ、留学生は長岡にある企業について深く知ることができ、就職先としての情報を得ることができるイベントとなった。

B-1-②　南魚沼市との連携

南魚沼市と本学は「南魚沼市と国際大学との連携・協力に関する包括協定書」を平成 19（2007）年に締結した。本学はこの協定書をもとに南魚沼市と連携して様々な取組を推進している。

1）IUJ International Festival

大学の公式行事として毎年 5 月に南魚沼市との共催で行われる本学最大のイベントであり、例年 2,000 人を超える来場者がキャンパスに集う。国・地域毎のブースでは、学生達が調理した異国の料理が提供され、体育館の特設ステージでは数時間にわたって学生達の踊りや歌が披露される。異国の食文化や芸能文化を地域住民の皆さんに楽しんでもらい、本学に対する理解を深めていただくイベントとなっている。

2）国際大学スーパーグローバル大学創成支援事業シンポジウムの開催

本学は、地域に根差した国際的な大学としての付加価値を発揮しつつ、国際環境の変化に的確に対応した教育を提供するため、さまざまな取り組みを進めている。これら本学が意欲的に進めている取り組みの意義と成果を、地域社会はもとより、日本国内及び関係行政機関にもアピールするため、令和 3（2021）年度より国際大学スーパーグローバル大学創成支援事業シンポジウムを南魚沼市との共催で実施している。

令和 5（2023）年は「南魚沼から世界を変える想い・知恵・繋がりによるグローバル事業創発」と題して、『起業』『事業創発』『地域活性化』『グローバル化』をキーワードに未来に向けたより豊かで魅力あるまちづくりの実現について、産官学民のさまざまな立場の

方々と一緒に語り合い、展望するものとなった。

国際大学がスーパーグローバル大学創成支援事業の趣旨にふさわしい活動を積極的に進めている実績を周知し、国内外の認知度を高めることで志願者の増大に貢献することを期待しつつ、長期的には、「地域に根差した国際的な大学院大学」としての本学の付加価値の増大や、多面的なネットワークの構築につなげることを目指している。

3）IUJ むすびばカレッジ開催

令和 5（2023）年 1 月より南魚沼市と共催で「IUJ むすびばカレッジ」を毎月開催している（8 月、12 月を除く）。これは、本学の教員や学生が自身の研究・教育分野の視点から生活に身近なトピックについて市民と対話し、いわゆる「市民講座」のような学びの機会を提供するとともに、本学に対する理解を深めてもらうきっかけづくりとすることを目的としている。また国際大学に対する理解を深めてもらい、コミュニティの一員として認識していただくことで、地域課題やその解決のためのアイデアを集め・深める場、世界が協力してアイデアを実践する拠点となることを目指している。

令和 5（2023）年は合計 10 回開催し、毎回 40 人前後の参加者を迎え、和やかな雰囲気の中で活発な質疑応答や懇談が行われている。開催実績は図表 B-1-1 の通り。

図表 B-1-1　IUJ むすびばカレッジ開催実績

Season1	開催日（2023 年）	講演タイトル	登壇者
第 1 回	1 月 21 日（土）	「ポーランドからの手紙－1989 年から今のウクライナを考える―」	伊丹 敬之 学長（当時）
第 2 回	2 月 18 日（土）	「戦略」からみるウクライナの不思議	山口 昇 教授
第 3 回	3 月 18 日（土）	『地域から考えるエネルギー問題』	橘川 武郎 副学長（当時）
第 4 回	4 月 15 日（土）	「東欧から見た冷戦後のロシア：アイデンティティの変化と国家・国民関係」	マチケナイテ・ヴィダ 講師
第 5 回	5 月 20 日（土）	「日本の経済安全保障はだいじょうぶか」	田所 昌幸 特任教授
第 6 回	6 月 17 日（土）	『台湾の現状とこれから』	廖 胤瑋（リャオ インウェイ）学生
第 7 回	7 月 15 日（土）	『習近平の覇権戦略：中国共産党がめざす「人類運命共同体」計画』	信田 智人 教授
第 8 回	9 月 16 日（土）	「魚沼圏域の取り組みで日本そして世界に貢献するには　－AKB と BTS の戦略から考えるソーシャルビジネス－」	舟橋 學 准教授
第 9 回	10 月 21 日（土）	「政治リーダーシップと行政改革：独立行政法人改革の顛末から見る日本の政官関係」	中村 絢子 講師
第 10 回	11 月 18 日（土）	「開発途上国への援助は必要なのか」	加藤 宏 副学長

Season2	開催日（2024 年）	講演タイトル	登壇者
第 11 回	1 月 13 日（土）	「物価高、エネルギーの先行き、国際大学」	橘川 武郎 学長
第 12 回	2 月 17 日（土）	「2024：世界の紛争地帯を俯瞰する」	山口 昇 教授
第 13 回	3 月 16 日（土）	「稲作、信頼と経済発展」	後藤 英明 教授

4）海外マーケティング調査会開催

令和 6（2024）年 1 月 30 日、南魚沼市地域産業支援連絡協議会(ICLOVE)の協力を得て、世界約 70 カ国・地域の学生が集まる本学において、市内の事業者 4 社の商品や製品の海外展開に向けた市場調査会を開催した。外国人の視点から商品を評価することで、企業にとっての新しい気づきや、今後の展開を図るうえでの有益な情報を提供した。来年度以降も ICLOVE の協力の下で継続的な実施を予定している。

5）CAT(Community Action Team)学生主体ボランティアグループ

本学の留学生 2～4 人のグループが南魚沼市内の小学校に訪問（40～45 回/年）し、自己紹介・国紹介、自国の子どもについての説明、子ども向けゲームの紹介を行う。反対に小学生から日本や日本の子ども向けゲームについて学び、地域社会での国際認識と英語力の向上に貢献している。

6）南魚沼市内の中学生及び小学生のための 1 日サマープログラムの実施（各グループ 60～80 人）

- インターナショナル・ビレッジ：南魚沼市内の小学生の国際認識と英語能力向上のためのプログラムを実施している。
- イングリッシュ・ビレッジ：南魚沼市内の中学生の英語力の向上と国際感覚の育成を行うプログラムを実施している。

7）You Key プロジェクトの支援

一般社団法人 愛 南魚沼みらい塾の You Key プロジェクトに参加する南魚沼市内の中高生が、様々なテーマや社会問題について本学の学生と議論を行う。取り扱うテーマは LGBTQ から食物アレルギー、動物愛護等様々であり、外国人の日本社会への参加を支援している（本学の学生の子どもも参加している）。

8）地域文化イベント

南魚沼市地域で開催される以下のイベントに本学学生が積極的に参加している。

・南魚沼グルメマラソン
・田植え、稲刈りイベント（地域のコミュニティや国際情報高校、その他と参加）
・スイカの収穫と食べ比べイベント
・新米おにぎりを楽しむイベント
・水無川ウォーク
・越後浦佐毘沙門堂裸押合大祭

・八色の森市民祭り
・六日町総合支援、十日町スポーツ少年団とのボッチャ大会等

なかでも、越後浦佐毘沙門堂裸押合大祭は例年 3 月に実施される歴史の深い祭りで、国際大学の学生が積極的に参加している。日本人学生、留学生ともに地域の青年団と一緒に祭りを盛り上げるため協力を行っている。

（3）B－1 の改善・向上方策（将来計画）

「地域に溶け込む国際大学」を目指して、国際大学スーパーグローバル大学推進・地域連携室は、学内外の社会・地域連携に関する対外的な窓口となり、国際大学が多様な形で行っている教育・研究活動を産官学協働、地域の課題解決、国際交流・地域交流に結びつけ、地域社会との互恵的な連携を目指し、推進していく。今後もこの趣旨に則った活動を積極的に進めていく。

また新潟県との連携の主である新潟県グローバルビジネス人材等養成プログラムは、広報活動を拡充し、県の産業労働部とも連携の上、グローバル展開や外国人採用を推進している企業への案内を積極的に行う。大学生/高校生向け研修は、県内の各大学や高校へポスターやチラシを送付して積極的な周知を行う。

その他、地域の国際交流団体である「うおぬま国際交流協会(UMEX)」や、学生たちの日本学修の手助けをする地元密着型ボランティアグループとの国際交流があり、新しい世代の会員勧誘を大学として支援し､学生及び地域住民との国際交流の機会を提供していく。今後も地域住民とのコミュニケーションの場を重視し、引き続きイベントを計画する。

【エビデンス集・資料編】
【資料 B-1-1】令和 6 年度「新潟県グローバルビジネス人材等養成プログラム」業務仕様書（案）

［基準 B の自己評価］

新潟県、長岡市、南魚沼市など、県内のさまざまな機関・企業との関係性を構築し、各種イベントや活動を協働して実施している。特に新潟県内の企業・教育機関のグローバル化促進の一役を担う環境を提供しており、企業と教育機関を繋ぐ役割においても「新潟県グローバルビジネス人材等養成プログラム」が日本人及び外国人学生採用を促進する要素となっている。

新潟県内の市町村や南魚沼市と連携し、イベントやプログラムを実施することで、「新潟・南魚沼に溶け込んだ大学」となっていると評価する。

Ⅴ．特記事項

＜社会的評価＞

1）各種人材育成プログラムによる留学生の受入認定校

本学は JICA（独立行政法人国際協力機構）人材育成奨学計画(JDS)事業を始め、JICA が展開する各種人材育成事業によって日本に留学してくる JICA 奨学生を毎年多数受け入れており、令和 6（2024）年 5 月 1 日時点で 200 人を超える JICA 奨学生が本学に在籍している。令和 5（2023）年度から JICA が新たに展開している GX(Green Transformation)人材育成プログラムによる JICA 奨学生についても、本学が受入認定校として採択され、令和 6（2024）年度より国際経営学研究科の MBA プログラムが本格的に学生の受入れを開始する。加えて令和 6（2024）年度から JICA がインドネシア政府との間で開始する高等人材開発研修事業(DXHR：Development of Exhaustive Human Resource Project)と銘打ったダブルディグリー・プログラムによる JICA 奨学生の国内受入認定校 5 校の内の 1 校としても採択され、DX(Digital Transformation)分野で令和 7（2025）年 9 月より 5 人の学生を受け入れることが決まっている。

本学はまた、IMF（国際通貨基金）奨学金プログラム(Japan IMF Scholarship Program for Asia (JISPA))による JISPA 奨学生の国内受入認定校 4 校の中に唯一の私立大学として名を連ね、毎年 5～7 人の留学生を受け入れている。JISPA 奨学生を学位プログラムで受け入れるだけでなく、渡日する全ての JISPA 奨学生に対して IMF-OP(IMF Orientation Program)を提供しており、他大学に入学する学生も含めた全ての JISPA 奨学生は来日後にまず本学で集中的に英語及び経済／数学の授業を受講する。

2）外部奨学金財団等による私費留学生のための給付奨学金の提供

本学に入学する私費留学生を財政面で支援するため、奨学金の国際大学枠を設けている国際機関、奨学金財団、企業等が複数存在している。上述の JICA、IMF に加えて、国際機関の ADB（アジア開発銀行）やイオン 1%クラブ等国内の奨学金財団、企業等も授業料全額に加えて生活費も支給する給付奨学金枠を設け、財政面から本学で学ぶ私費留学生の就学支援を行っている。更に文部科学省が公募する「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に、国際関係学研究科・国際関係学プログラムと、国際経営学研究科・MBA プログラムがそれぞれ採択されたことにより、国費留学生も多数在籍している。

3）国際認証

国際経営学研究科はビジネススクールの国際的認証機関の 1 つである AACSB(The Association to Advance Collegiate Schools of Business)による国際認証を平成 30（2018）年に取得、令和 5（2023）年には 5 年毎の継続審査も受審し、再認証を受けており、世界水準のビジネススクールとして認定されている。

以上の実績は、国際水準の教育内容の提供と国際的な教育環境の形成・維持のために開学当初より弛まぬ努力を継続してきた結果であり、本学が社会的評価を受けている証であると考えている。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	国際大学学則（以下「学則」という）第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 85 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2
第 87 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 88 条	-	科目等履修生の身分で在籍していた期間を入学後に修業年限に通算することについて定めていないため、該当なし。	3-1
第 89 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 90 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 92 条	○	学則第 63 条（教職員の種類）に大学に置く教職員の種類を、同第 64 条から 71 条に各職位の詳細を、それぞれ定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 78 条（研究科教授会）及び同第 79 条（教授会の審議事項）に定めている。 また教授会の詳細を「国際大学大学院研究科教授会規程」に定めている。	4-1
第 104 条	○	③学則第 45 条（学位の授与）、同第 46 条（学位）に定めている。 ④当該制度を設けていないため該当なし。 ①②⑤⑥⑦⑧　大学院大学のため該当なし。	3-1
第 105 条	-	「特別の課程」を編成していないため該当なし。	3-1
第 108 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2（目的達成の点検と評価）及び「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」に自己点検・評価の実施を定めている。 認証評価機関による認証評価については、公益財団法人日本高等教育評価機構による評価を平成 22（2010）年度に第 1 回、平成 29（2017）年度に第 2 回を受審し、令和 6（2024）年度受審が第 3 回目となる。（法令で定められた 7 年以内の受審を遵守している。）	6-2
第 113 条	○	「国際大学情報公開規程」に基づき、本学 Web サイト「情報公開」ページ（https://www.iuj.ac.jp/jp/about/info_release/）において教育研究活動に関する情報を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 63 条（教職員の種類）に事務職員と技術職員を置くことを、同第 72 条（事務職員）及び第 73 条（技術職員）に業務内容を、それぞれ定めている。	4-1 4-3
第 122 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 132 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	一　学則第 6 条（修士課程の修業年限及び在籍期間）、同第 6 条の 2（博士後期課程の修業年限及び在学期間）、同第 10 条（学年）、同第 11 条（学期）及び同第 12 条（休業日）に定めている。 二　学則第 5 条（専攻及び課程）に定めている。 三　学則第 28 条（修士課程の履修課程）、同第 28 条の 2（博士後期課程の履修課程）及び同第 31 条（授業期間）に定めている。 四　学則第 32 条（修士課程修了の要件）、同第 32 条の 2（博士後期課程修了の要件）及び同第 38 条（成績評価）に定めている。 五　学則第 7 条（入学定員及び収容定員）及び「学校法人国際大学組織図」に定めている。 六　学則 13 条（修士課程の入学資格）、同第 13 条の 2（博士後期課程の入学資格）、同第 14 条（入学の時期）、同第 16 条（再入学）、同第 17 条（転入学）、同第 21 条（転研究科）、同第 22 条（休学）、同第 26 条（退学）及び同第 45 条（学位の授与）に定めている。 七　学則第 58 条（検定料、入学金、授業料その他の納付金）により、「国際大学納付金規程」に定めている。 八　学則第 60 条（表彰）及び同第 61 条（懲戒）に定めている。なお、懲戒については、「国際大学学生の懲戒に関する規程」において詳細を定めている。 九　学則第 59 条（学寮）により、「国際大学学寮規則」に定めている。 ②③　大学院大学のため該当なし。	3-1 3-2
第 24 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 61 条（懲戒）及び「国際大学学生の懲戒に関する規程」に定めている。	4-1
第 28 条	○	学校において備えなければならない表簿は、関連部署にて適切に管理・保管されている。また主な文書の取り扱い、保存等については「学校法人国際大学文書管理規程」に定めている。	3-2
第 143 条	○	「国際大学大学院研究科教授会規程」第 9 条に定めている。また、同条により設置された専門委員会の規程を別に定めている。	4-1
第 146 条	-	科目等履修生の身分で在学していた期間を入学後に修業年限に通算することについて定めていないため、該当なし。	3-1
第 147 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 148 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 149 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 150 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1

第 151 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 152 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 153 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 154 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 161 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 162 条	○	学則第 17 条（転入学）に定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条（学年）及び同第 14 条（入学の時期）に定めている。	3-2
第 163 条の 2	-	当該制度を設けていないため該当なし。	3-1
第 164 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	教育研究上の目的を踏まえた、Diploma Policy（DP）・Curriculum Policy（CP）・Admission Policy を定めている。DP と CP は学位毎に定められ、一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」に基づき自己点検・評価を行うとともに、政令で定める期間ごとに大学機関別認証評価を受審し、その結果を本学 Web サイト「外部認証評価及び内部質保証」ページ（https://www.iuj.ac.jp/jp/about/accreditation/）において公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	「国際大学情報公開規程」に基づき、本学 Web サイト「情報公開」ページ（https://www.iuj.ac.jp/jp/about/info_release/）において必要項目を全て公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 45 条（学位の授与）及び「国際大学学位規程」第 13 条（学位の授与）において定めている。	3-1
第 178 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 186 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	-	大学院大学のため該当なし。（大学院設置基準第 1 条で説明）	6-2 6-3
第 2 条	-	大学院大学のため該当なし。（大学院設置基準第 1 条の 2 で説明）	1-1 1-2
第 2 条の 2	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 3 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2
第 4 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2

第 5 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2
第 6 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	-	大学院大学のため該当なし。（大学院設置基準第 8 条で説明）	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-2 4-2
第 9 条	○	附置研究所に授業を担当しない教員を置いている。	3-2 4-2
第 10 条 （旧第 13 条）	-	大学院大学のため該当なし。	3-2 4-2
第 11 条	-	大学院大学のため該当なし。（大学院設置基準第 9 条の 3 にて説明）	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長は大学設置基準で定めている「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」であり、「国際大学学長選考規程」に基づき選定している。	4-1
第 13 条	○	「国際大学教員資格評価基準」に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「国際大学教員資格評価基準」に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「国際大学教員資格評価基準」に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「国際大学教員資格評価基準」に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「国際大学教員資格評価基準」に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 19 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 19 条の 2	-	当該授業科目を開設していないため該当なし。	3-2
第 20 条	○	学則第 34 条（授業科目の履修区分と取得単位数）に定めている。	3-2

第 21 条	○	学則第 30 条（単位の計算方法）に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 31 条（授業期間）に定めている。	3-2
第 23 条	○	学年暦に各学期の授業期間を明記している。	3-2
第 24 条	○	授業の方法及び施設・設備などの条件を考慮して、適切な人数の範囲で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 28 条の 3（教育方法）に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	-	大学院大学のため該当なし。(大学院設置基準第 14 条の 2 で説明)	3-1
第 26 条	-	当該制度を設けていないため該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 37 条（単位取得の認定）及び同第 38 条（成績評価）に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学期ごとの履修上限を定め、学生便覧に明記している。	3-2
第 27 条の 3	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 28 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 29 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 30 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 30 条の 2	-	当該制度を設けていないため該当なし。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 53 条（科目等履修生）に定めている。また「科目等履修生規程」において詳細を定めている。 2　当該課程を置かないため該当なし。	3-1 3-2
第 32 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 33 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 34 条	○	大学設置基準の要件を満たす校地を有している。また学生が交流・休息できるよう校舎の敷地に適当な空地も有している。	2-5
第 35 条	○	校舎の敷地内に体育施設（体育館、トレーニングジム、テニスコート）を設けている。また、学生寮も敷地内に有している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準に基づき、教室、研究室、図書館、事務室、自習室等必要な施設を備えた校舎を有している。 2 教室は講義・演習を行うのに必要な種類と数を備えている。 3 専任教員全員に研究室を備えている。 4 該当しない	2-5
第 37 条	○	校地面積は、52 万 1,583 ㎡であり、学則第 7 条（入学定員及び収容定員）に定めた収容定員より算定される面積に対し、十分に基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、11,907 平米であり、学則第 7 条（入学定員及び収容定員）に定めた収容定員より算定される面積に対し、十分に基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	松下図書・情報センターに専門的職員を配置し、図書、学術雑誌、電磁的方法により教育研修に室用な資料およびデータを整備し、	2-5

		学生、教職員に提供している。他館と相互貸借を行い相互協力に勤めている。	
第 39 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 39 条の 2	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 40 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 40 条の 2	-	二以上の校舎を持たないため該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究に資するための環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、研究科及び専攻の名称は、大学等として適当であるとともに、本学の教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 42 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2
第 42 条の 2	-	大学院大学のため該当なし。	2-1
第 42 条の 3	-	大学院大学のため該当なし。	4-2
第 42 条の 4	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 42 条の 5	-	大学院大学のため該当なし。	4-1
第 42 条の 6	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 42 条の 7	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 42 条の 8	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 42 条の 9	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 42 条の 10	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 43 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 44 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 45 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 46 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 48 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 49 条	-	大学院大学のため該当なし。	2-5
第 49 条の 2	-	大学院大学のため該当なし。	3-2
第 49 条の 3	-	大学院大学のため該当なし。	4-2
第 49 条の 4	-	大学院大学のため該当なし。	4-2
第 58 条	-	大学院大学のため該当なし。	1-2
第 59 条	○	本学は学校教育法第百三条に定める大学院大学であり、本第 59 条により第 34 条等の校地・校舎・設備等の数値基準は適用されない。ただし上記該当項目に記したとおり、適用した場合でもこれらの基準を満たしている	2-5
第 61 条	-	段階的整備の対象となる新たな大学等は設置しておらず、予定もないため該当なし。	2-5 3-2

			4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 10 条	○	学則第 46 条（学位）に「学位に付記する専攻分野の名称」を定めている。	3-1
第 10 条の 2	-	大学院大学のため該当なし。	3-1
第 13 条	○	「国際大学学位規程」第 5 条～10 条に定めている。同第 6 条（学位論文の評価基準）については、学位論文／研究レポート評価基準を別に定め、本学 Web サイト「情報公開」ページ（https://www.iuj.ac.jp/jp/about/info_release/）において公表している。 「国際大学学位規程」に変更が生じた際には文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	「学校法人国際大学寄附行為」（以下「寄附行為」という）第 3 条（目的）に目的を定め、大学ウェブサイト上に教育研究活動等の状況および外部評価機関による評価結果等を公表している。また、学校法人国際大学ガバナンスコードを定め、公表している。	5-1
第 26 条の 2	○	本学の関係者に対し特別の利益を与えることのないよう法人運営を行っている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条に定め、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為 第 5 条（役員）に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係については、私立学校法が定めるところにより、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為 第 11 条（理事会）に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為 第 13 条（理事長の職務）、同第 16 条（副理事長及び常務理事の職務）、同第 7 条（監事の選任及び職務）に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為 第 6 条（理事長の選任）に定めている	5-2
第 39 条	○	寄附行為 第 7 条（監事の選任及び職務）に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為 第 9 条（役員の補充）に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為 第 22 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為 第 20 条（諮問事項）に定めている。	5-3

第 43 条	○	寄附行為 第 21 条（評議員会の意見具申等）に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為 第 22 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法を遵守している。寄附行為 第 43 条（責任の免除）、同第 44 条（責任限定契約）において責任の一部免除及び責任限定契約を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法を遵守している。寄附行為 第 43 条（責任の免除）、同第 44 条（責任限定契約）において責任の一部免除及び責任限定契約を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為 第 43 条（責任の免除）、第 44 条（責任限定契約）において定める責任の一部免除及び責任限定契約による場合を除き、法律上役員は当然に連帯責任者となる。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法の規定を踏まえ、適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為 第 40 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄付行為 第 32 条に（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）を定め、これに則して適切に作成し運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為 第 34 条（決算及び実績の報告）に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為 第 35 条（財産目録等の備付及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人国際大学役員報酬規程」に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為 第 31 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為 第 35 条の 2（情報の公表）に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	学則第 1 条（目 的）において学校教育法第 99 条に即した目的を定めている。 ②③　当該大学院を置かないため該当なし。	1-1
第 100 条	○	学則第 4 条（研究科）に定め、研究科を置いている。	1-2
第 102 条	○	学則第 13 条（修士課程の入学資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	学則第 13 条（修士課程の入学資格）に定めている。	2-1
第 156 条	○	学則第 13 条の 2（博士後期課程の入学資格）に定めている。	2-1
第 157 条	-	学則上は該当する入学資格の定めはあるが、募集要項上では適用	2-1

		しておらず、入学させていないため該当なし。	
第 158 条	-	入学させていないため該当なし。	2-1
第 159 条	○	学則第 13 条（修士課程の入学資格）第 8 号で 3 年と定めている。（ただし募集要項には適用していない。）	2-1
第 160 条	○	学則第 13 条（修士課程の入学資格）第 8 号で 15 年と定めている。（ただし募集要項には適用していない。）	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準及び関係法令に定められた最低基準を満たすだけでなく、内部質保証方針及び体制を定め、継続的に自己点検・評価活動を実施することで大学運営の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	学則第 2 条の 2（教育研究上の目的）により、「国際大学大学院の目的に関する規程」第 2 条で国際関係学研究科の目的、同第 3 条で国際経営学研究科の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学試験委員会、研究科教授会による入試に係る会議により公正かつ妥当な方法により、入学者の選別を行っている。	2-1
第 2 条	○	学則第 3 条（課程）に、 大学院に修士課程及び博士課程を置くものと定めている。	1-2
第 2 条の 2	-	当該課程を置かないため該当なし。	1-2
第 3 条	○	学則第 3 条（課程）第 2 項に修士課程の目的を定めている。 学則第 6 条（修士課程の修業年限及び在学期間）第 1 項で標準年限を 2 年とし、第 2 項で標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とする場合を定めている。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条（課程）第 2 項、第 3 項に博士課程の前期後期の区分を定め、同第 5 項に修士課程の目的を定めている。	1-2
第 5 条	○	学則第 5 条（専攻及び課程）において定める各研究科の専攻及び課程は適当な規模内容を有する。	1-2
第 6 条	○	学則第 5 条（専攻及び課程）において各研究科にそれぞれ一個の専攻のみを置いている。	1-2
第 7 条	○	学則第 8 条（言語教育研究センター）、第 8 条の 2（松下図書・情報センター）、第 9 条 （研究所）により大学附置研究所等を置き、適切に連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	-	当該研究科を置かないため該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	-	当該組織を置かないため該当なし。	1-2 3-2

			4-2
第 8 条	○	1～4　大学院設置基準の改正を踏まえ、教学マネジメント・内部質保証の推進の観点等からどのように定めるか検討している。 5　大学院設置基準第 8 条第 5 項に基づき、大学附置研究所の教員が大学院の教員を兼ね、授業を担当している。 6　当該研究科を置かないため該当なし。 7　30 代から 70 代まで幅広い年齢層で構成されている。 8　該当なし。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	設置基準上専攻ごとに必要とされる教員数を十分に確保している。 一　修士課程の教員はイ～二のいずれかに該当し、修士課程の教育研究上の指導教員としての資格を満たしている。 二　博士課程の教員はイ～ハのいずれかに該当し、博士課程の教育研究上の指導教員としての資格を満たしている。また、同一専攻内の修士課程を担当する教員の中から学内で設けた基準を満たした者が、博士課程の教員を兼ねている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	学則第 28 条の 4（教育内容等の改善のための組織的な研修等）に定め、更に「国際大学ファカルティ・デベロップメント（FD）委員会規程」第 3 条（業務）において同委員会が教員を対象とした教育研究活動の改善に資する活動を企画立案・実践することと併せて、職員を対象とした研修を共同実施することを定めている。 職員に対する研修については、SD 方針を定め実施している。 担当教員は、教育計画・方針に基づき、T.A.に対して必要な指導・研修を適宜実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	学則第 7 条（入学定員及び収容定員）に研究科ごとに定員を定め、適正に管理している。	2-1
第 11 条	○	本学は学位ごとに定めたディプロマポリシーと一貫性のあるカリキュラムポリシーを定め、学修目標（修了までに修得することが求められる知識・能力等）達成のために必要な授業科目を基礎科目から応用科目まで揃えて、体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	学則第 28 条の 3（教育方法）第 1 項に定めている。 2「国際大学ティーチング・アシスタント規程」に定めている。なお、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業科目を分担させることはない。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導は当該研究科の専任教員が行っている。他研究科の専任教員や非常勤講師が研究指導を行う場合は、主指導教員を当該研究科の専任教員とし、他研究科の専任教員等は副指導教員とする。 2　当該制度を設けていないため該当なし。	2-2 3-2
第 14 条	○	学則第 28 条の 3（教育方法）第 3 項に定めている。	3-2

第 14 条の 2	○	学年暦、時間割及び授業科目一覧を学年開始前に公表している。全ての授業科目をコースシラバスに基づいて実施することをカリキュラムポリシーに定め、授業の方法、内容、成績評価の方法等をシラバスに明記し公表している。 学位論文／研究レポート評価基準を定め公表している。また、修了の要件を学則第 32 条（修士課程修了の要件）及び同第 32 条の 2（博士後期課程修了の要件）に定め、ディプロマポリシーに明記し、学生便覧にも記載して学生に周知している。	3-1
第 15 条	○	学則第 30 条（単位の計算方法）、同 31 条（授業期間）、同第 28 条の 3（教育方法）、同第 37 条（単位取得の認定）、同第 49 条（単位の互換）、同第 50 条（入学前の既修得単位の認定）、同第 53 条（科目等履修生）に定めている。また、学年暦に各学期の授業期間を明記している。 「連携開設科目」、「履修証明プログラム」及び「長期にわたる教育課程の履修」は該当なし。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	学則第 32 条（修士課程修了の要件）に定めている。 2　当該授業科目を開設していないため該当なし。	3-1
第 17 条	○	1、2　博士課程を前期と後期に区分し、前期 2 年の課程を修士課程として取り扱い、博士課程は博士後期課程のみを置いているため該当なし。 3　学則第 32 条の 2（博士後期課程修了の要件）に定めている。	3-1
第 19 条	○	教室、研究室、図書館、自習室等必要な施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 20 条	○	教員数及び学生数に対して十分な数の実習用 PC を備えている。	2-5
第 21 条	○	本学で提供するプログラムの内容及び院生の研究分野を反映した資料（図書、電子図書、学術雑誌、電子ジャーナル、データベース等）を幅広く選定、収集、所蔵している。	2-5
第 22 条	○	学則第 8 条（言語教育研究センター）、第 8 条の 2　（松下図書・情報センター）、第 9 条（研究所）　により置いた大学附置研究所等の施設及び設備を必要に応じ共用している。	2-5
第 22 条の 2	-	二以上の校地を持たないため該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年予算に修繕費、施設設備改修費を計上し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、適当且つ教育研究上の目的にとってふさわしいものである。	1-1
第 23 条	○	学校教育法第百三条に定める独立大学院として相応しい規模内容を有している。	1-1 1-2
第 24 条	○	十分な規模の校舎を有している。	2-5
第 25 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-2

第 26 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-2
第 27 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	2-5
第 30 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	-	当該組織を置かないため該当なし。	3-2
第 31 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-2
第 32 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-1
第 33 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	3-1
第 34 条	-	当該課程を置かないため該当なし。	2-5
第 34 条の 2	-	当該分野の専攻を設けていないため該当なし。	3-2
第 34 条の 3	-	当該分野の専攻を設けていないため該当なし。	4-2
第 42 条	○	博士課程の学生が修了後、教職に就くことを支援するため、博士課程の学生を T.A.として積極的に採用している。	2-3
第 43 条	○	奨学金に関する情報を新入生に配布する INFO PACK に掲載し、詳細・最新情報はウェブサイトを参照するよう、ガイドしている。また学生センター事務室にて入学後に申請する奨学金に関して情報を整理し、適宜、対象となる学生に案内している。	2-4
第 45 条	-	外国には教育研究組織を置いていないため該当なし。	1-2
第 46 条	-	段階的整備の対象となる新たな大学院・研究科は設置しておらず、予定もないため該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準　「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3

			4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1

第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	学則第 45 条（学位の授与）に定めている。 2　博士課程を前期と後期に区分し、前期 2 年の課程を修士課程として取り扱っているため該当なし。	3-1
第 4 条	○	学則第 45 条（学位の授与）に定めている。 2　当該制度を設けていないため該当なし。	3-1
第 5 条	○	「国際大学学位規程」第 5 条の 2（博士学位論文の審査と審査委員会）に外部審査員 1 名を含む審査委員会を構成することを定めている。	3-1
第 12 条	○	「国際大学学位規程」第 14 条（学位授与の報告）に定め、文部科学大臣への報告を適切に行っている。	3-1

大学通信教育設置基準　「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2

第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2－3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5－4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	国際大学パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	国際大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	【F-4-1】2024 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項 【F-4-2】2024 Admissions Guidelines［英語］ 【F-4-3】2024 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程　学生募集要項	

	【F-4-4】2024 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations［英語］ 【F-4-5】2024 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項 【F-4-6】2024 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Relations ［英語］ 【F-4-7】2024 年度国際大学大学院国際経営学研究科（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項 【F-4-8】2024 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Management ［英語］	
【資料 F-5】	学生便覧	
	【F-5-1】国際関係学研究科（修士課程）・学生便覧（Curriculum Handbook)［英語］ 【F-5-2】国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook)［英語］ 【F-5-3】国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧(Curriculum Handbook)［英語］	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人国際大学 2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人国際大学 2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	IUJ Campus Map 国際大学建物配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規程集（電子データ）	
	【F-9-1】学校法人国際大学規程集目次 【F-9-2】国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	【F-10-1】学校法人国際大学 役員、評議員、顧問 【F-10-2】理事会開催状況 【F-10-3】評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	令和元年度決算報告書、監査報告書 令和 2 年度決算報告書、監査報告書 令和 3 年度決算報告書、監査報告書 令和 4 年度決算報告書、監査報告書 令和 5 年度決算報告書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	Course Syllabus［英語］	
【資料 F-13】	3 つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	国際関係学研究科　修士課程　3 ポリシー 国際関係学研究科　博士課程　3 ポリシー 国際経営学研究科　修士課程　3 ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当無し	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当無し	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション　将来構想プロジェクト報告書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	新ビジョン委員会・IUJ の新ビジョンミッション［英語］	
【資料 1-2-2】	建学の理念（使命目的）HP 版	
【資料 1-2-3】	情報公開 HP（教育研究上の目的等）	
【資料 1-2-4】	事業計画掲載 HP	
【資料 1-2-5】	学校法人国際大学 2024 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人国際大学　経営改善計画 2022-2026（中期 5 カ年計画）	
【資料 1-2-7】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-2-8】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-2-9】	国際大学言語教育研究センター規程	
【資料 1-2-10】	国際大学松下図書・情報センター規程	
【資料 1-2-11】	国際大学研究所規程	
【資料 1-2-12】	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項 (p.1)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-2】	2024 Admissions Guidelines (p.2)［英語］	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-3】	2024 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程　学生募集要項 (p.1)	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-4】	2024 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations (p.1) ［英語］	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2024 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項(p.1)	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 2-1-6】	2024 年度国際大学大学院国際経営学研究科 (修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項 (p.2)	【資料 F-4-7】と同じ
【資料 2-1-7】	国際大学大学院入学者選抜試験規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	国際大学カリキュラム委員会規程	
【資料 2-2-2】	夏期英語集中プログラム 2024 (IEP)	
【資料 2-2-3】	Orientation Schedule September 2023［英語］	
【資料 2-2-4】	科学の健全な発展のために(For the Sound Development of Science) ［英語］	
【資料 2-2-5】	Warning Letter Sample［英語］	
【資料 2-2-6】	Probation Letter Sample［英語］	
【資料 2-2-7】	Supervision Guide 2023（2 年制向け）（国際関係学研究科）［英語］	
【資料 2-2-8】	Supervision Guide 2023（1 年制向け）（国際関係学研究科）［英語］	
【資料 2-2-9】	Advanced Seminar Guidelines 2023（2 年制）（国際経営学研究科）［英語］	
【資料 2-2-10】	Research Seminar Guidelines 2023（1 年制）	

	（国際経営学研究科）［英語］	
【資料 2-2-11】	国際大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-12】	TA Hiring Guideline （国際関係学研究科）［英語］	
【資料 2-2-13】	TA Hiring Guideline （国際経営学研究科）［英語］	
【資料 2-2-14】	国際大学チューターに関する規程	
【資料 2-2-15】	教員オフィスアワー一覧 （国際関係学研究科）［英語］	
【資料 2-2-16】	教員オフィスアワー一覧 （国際経営学研究科）［英語］	
【資料 2-2-17】	国際大学障害学生支援基本方針	
【資料 2-2-18】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する国際大学の対応要領	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	IUJ Resume book 2023	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	IUJ Original Guide Books［英語］	
【資料 2-4-2】	GUIDE TO WOMEN'S HEALTH［英語］	
【資料 2-4-3】	CoE 申請書のガイドライン［英語］	
【資料 2-4-4】	専門家による健康医療相談　2024_InfoPack (p.17) ［英語］	
【資料 2-4-5】	2024 IUJ Scholarship Guidelines : Masters Programs［英語］	
【資料 2-4-6】	2024 IUJ Scholarship Guidelines : PhD Programs［英語］	
【資料 2-4-7】	国際大学(IUJ)奨学金のご案内 修士課程　日本人向け	
【資料 2-4-8】	国際大学(IUJ)奨学金のご案内 博士後期課程　日本人向け	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	設置基準面積	
【資料 2-5-2】	Dorm Information 2023［英語］	
【資料 2-5-3】	バス時刻表［英語］	
【資料 2-5-4】	職員組織緊急連絡図(墨消し)	
【資料 2-5-5】	国際大学松下図書・情報センター規程	【資料1-2-10】と同じ
【資料 2-5-6】	国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程	
【資料 2-5-7】	MATSUSHITA LIBRARY & INFORMATION CENTER (MLIC LIBRARY) GUIDE［英語］	
【資料 2-5-8】	図書館来館統計	
【資料 2-5-9】	Campus IT User Guide［英語］	
【資料 2-5-10】	受講者数一覧表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	Graduate School of International Relations Council Constitution［英語］	
【資料 2-6-2】	Graduate School of International Relations Council Mission, Scopes and Objectives［英語］	
【資料 2-6-3】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook) (pp.26-27) [英語]	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-6-4】	授業評価アンケート調査票［英語］	
【資料 2-6-5】	修了時アンケート　問題点等データ（学寮等）［英語］	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	国際関係学研究科（修士課程）ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-2】	国際関係学研究科（博士課程）ディプロマ・ポリシー	

【資料 3-1-3】	国際経営学研究科ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-4】	国際大学学則第 30 条（p.9)、第 49 条－第 50 条（pp.12-13)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	国際関係学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］	
【資料 3-1-6】	国際経営学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］	
【資料 3-1-7】	国際関係学研究科（修士課程（2 年制））・学生便覧（Curriculum Handbook）(GPA: p.1, p.22) (剽窃：p.19)［英語］	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 3-1-8】	国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook）(p.31, pp.34-35, etc.)［英語］	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-1-9】	Advanced Seminar Guidelines 2023（2 年制）（国際経営学研究科）(pp.4-5)［英語］	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 3-1-10】	学位論文／研究レポート評価基準	
【資料 3-1-11】	単位互換換算表［英語］	
【資料 3-1-12】	設置の趣旨等を記載した書類(設置の趣旨) (pp.7-10)	
【資料 3-1-13】	博士論文ガイドライン(PhD Dissertation Guideline) (pp.14-15)［英語］	
【資料 3-1-14】	国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧(Curriculum Handbook) (pp.1-2) ［英語］	【資料 F-5-3】と同じ
【資料 3-1-15】	国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック［英語］	
【資料 3-1-16】	国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリック及び研究レポート用ルーブリック［英語］	
3-2. **教育課程及び教授方法**		
【資料 3-2-1】	国際関係学研究科修士（全学位分）カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	国際経営学研究科修士（全学位分）カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-3】	国際関係学研究科博士（全学位分）カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-4】	コースシラバス様式［英語］	
【資料 3-2-5】	学位毎のカリキュラム・マップ［英語］	
【資料 3-2-6】	学位毎のカリキュラム・ツリー［英語］	
【資料 3-2-7】	国際関係学研究科（修士課程（2 年制））・学生便覧(Curriculum Handbook) (pp.4-12) ［英語］	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 3-2-8】	国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook) (p.38, p.46, p.52, p.58, p.65)［英語］	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-2-9】	国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧(Curriculum Handbook) (pp.1-2) ［英語］	【資料 F-5-3】と同じ
【資料 3-2-10】	国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	
【資料 3-2-11】	2024 / 2025 Faculty Development Activity Plan［英語］	
【資料 3-2-12】	国際経営学研究科のカリキュラム・マップ（AACSB 用）［英語］	
【資料 3-2-13】	国際経営学研究科・教育学修目標ごとに定めた評価基準（AACSB 用）［英語］	
【資料 3-2-14】	国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」［英語］	
3-3. **学修成果の点検・評価**		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	学位論文／研究レポート評価基準	【資料3-1-10】と同じ
【資料 3-3-3】	国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック［英語］	【資料3-1-15】と同じ
【資料 3-3-4】	国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリック及び研究レポート用ルーブリック［英語］	【資料3-1-16】と同じ
【資料 3-3-5】	学修目標到達度	
【資料 3-3-6】	Student Learning Outcome Improvement Plan［英語］	

【資料 3-3-7】	国際関係学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-3-8】	国際経営学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）［英語］	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-3-9】	国際大学内部質保証方針	
【資料 3-3-10】	国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	国際大学学則第 64 条－第 66 条（p.16） 第 74 条･第 77 条（p.17） 第 78 条―第 79 条（p.18）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 4-1-3】	国際大学運営委員会規程	
【資料 4-1-4】	国際大学大学院研究科教授会規程	
【資料 4-1-5】	国際関係学研究科博士後期課程委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	専任教員一覧（所属別）	
【資料 4-2-2】	専任教員一覧（年齢別）	
【資料 4-2-3】	専任教員一覧（国籍別）	
【資料 4-2-4】	国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧	
【資料 4-2-5】	国際大学教員採用・昇任及びテニュア付与人事手続規程	
【資料 4-2-6】	国際大学大学人事委員会規程	
【資料 4-2-7】	国際大学教員資格評価基準	
【資料 4-2-8】	国際大学専任教員テニュア制度に関する規程	
【資料 4-2-9】	国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-10】	2024 / 2025 Faculty Development Activity Plan［英語］	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-11】	学校法人国際大学 一般事業主行動計画	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	国際大学 SD 方針	
【資料 4-3-2】	国際大学 SD・研修等実績	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	Office 配置図	
【資料 4-4-2】	国際大学個人研究室利用及び管理運営要領	
【資料 4-4-3】	修了時アンケート（Study Room の使用頻度）［英語］	
【資料 4-4-4】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	
【資料 4-4-5】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-6】	国際大学における人を対象とする研究倫理規程	
【資料 4-4-7】	国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画	
【資料 4-4-8】	国際大学個人研究費取扱要領	
【資料 4-4-9】	国際大学個人研究費交付基準	
【資料 4-4-10】	国際大学学内助成金取扱要領(研究プロジェクト/学会出席)	
【資料 4-4-11】	OVERVIEW OF KAKENHI APPLICATION ［英語］	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人国際大学就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人国際大学規程集目次	【資料 F-9-1】と同じ
【資料 5-1-4】	国際大学研究者行動規範	
【資料 5-1-5】	国際大学情報公開規程	
【資料 5-1-6】	学校法人国際大学公益通報者の保護等に関する規程	
【資料 5-1-7】	学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-9】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-10】	国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画	【資料 4-4-7】と同じ
【資料 5-1-11】	学校法人国際大学ガバナンスコード	
【資料 5-1-12】	「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学	
【資料 5-1-13】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人国際大学 2024 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-15】	学校法人国際大学 2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-16】	国際大学ホームページ　事業計画・財務報告	
【資料 5-1-17】	Realising Invisible Diversity and Accepting Diverse Communication Styles –Lumina Spark Workshop［英語］	
【資料 5-1-18】	学校法人国際大学安全衛生管理規程	
【資料 5-1-19】	学校法人国際大学危機管理規程	
【資料 5-1-20】	国際大学消防計画	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-2-2】	役員賠償責任保険の加入について	
【資料 5-2-3】	責任限定契約書	
【資料 5-2-4】	学校法人国際大学ガバナンスコード	【資料 5-1-11】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人国際大学 役員、評議員、顧問	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-3-3】	国際大学運営委員会規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-4】	法人とキャンパスの意思疎通を図る会記録	
【資料 5-3-5】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-6】	理事会開催状況	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 5-3-7】	評議員会開催状況	【資料 F-10-3】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人国際大学　経営改善計画 2022-2026	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人国際大学 2023 年度事業計画書	
【資料 5-4-3】	国際大学創設 40 周年記念“輝く未来創造”基金のご案内	

【資料 5-4-4】	学校法人国際大学 2024 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人国際大学経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人国際大学経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人国際大学内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	国際大学学則第 1 条－第 1 条の 2 (p.2)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	国際大学 IR 及び自己点検・評価規程	
【資料 6-1-3】	国際大学外部評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	国際大学内部質保証方針	【資料 3-3-9】と同じ
【資料 6-1-5】	国際大学内部質保証に関わる PDCA サイクル	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-1-6】	国際大学内部質保証体制図	
【資料 6-1-7】	国際大学自己点検評価外部評価報告書	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	国際大学 IR 及び自己点検・評価規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	国際大学 HP（外部認証評価及び内部質保証）	
【資料 6-2-3】	国際大学外部評価委員会規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-4】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	国際大学内部質保証方針	【資料 3-3-9】と同じ
【資料 6-3-2】	国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-3-3】	国際大学内部質保証体制図	【資料 6-1-6】と同じ
【資料 6-3-4】	学修目標到達度	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-5】	Student Learning Outcome Improvement Plan［英語］	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-3-6】	2023 年度の主な改善事項	
【資料 6-3-7】	2024 年度の主な課題に対する改善活動計画	
【資料 6-3-8】	学校法人国際大学 2024 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ

基準 A. 国際交流・国際協力

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A－1. 世界を学び、日本を学ぶ大学		
【資料 A-1-1】	IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション　将来構想プロジェクト報告書	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 A-1-2】	JICA 開発大学院連携概要(JICA HP)	
A－2. 世界中の学生が協力し合う大学		
【資料 A-2-1】	IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション　将来構想プロジェクト報告書	【資料 1-1-1】と同じ

基準 B. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B－1. 新潟・南魚沼に溶け込んだ大学		
【資料 B-1-1】	令和 6 年度「新潟県グローバルビジネス人材等養成プログラム」業務仕様書（案）	